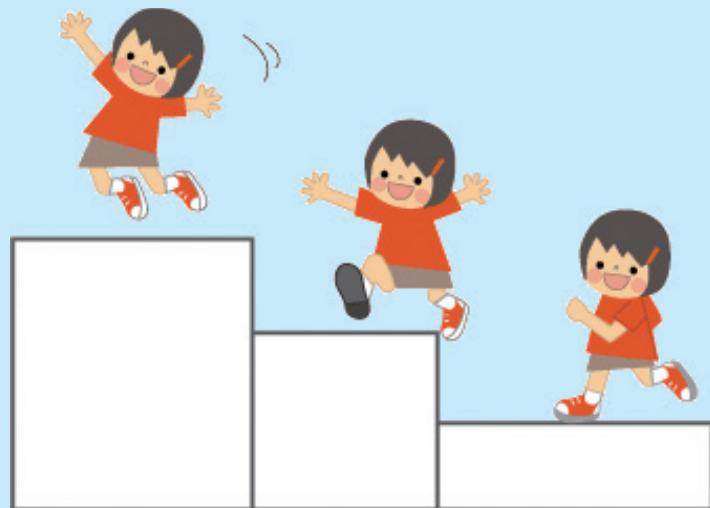


食物アレルギー対応の手引

2014

食物アレルギーを正しく理解し、適切に対応するために



平成26年10月
仙台市教育委員会

発刊にあたって

近年、食物アレルギーを有する児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向にあります。食物アレルギーの原因となる食品や除去の程度、起こりうる症状は児童生徒によって様々であり、個々に応じた対応が求められます。

本市では、学校での食物アレルギーの対応を進めるために、平成15年「仙台市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、食物アレルギーを有する児童生徒への対応や課題について検討を行ってきました。検討委員会の提言を受け、平成17年に「仙台市食物アレルギー対応の手引」を発行いたしました。平成20年に第一次改訂を行い、その後もQ&A集を示した「食物アレルギー対応資料vol.1」と誤配誤食防止策について示した「食物アレルギー対応資料vol.2」を作成し、対応にあたってまいりました。

今回の手引は、今までの手引を包括するとともに、文部科学省通知「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）を受け、学校関係者、医療関係者、消防機関等関係者との協議により、より具体的な食物アレルギーへの対応を示した最新のものとなっております。また、写真や対応例を数多く取り入れ、手引の見やすさにも配慮いたしました。教職員のみならず、保護者をはじめとした多くの皆様にも学校での食物アレルギー対応の方法について、なお一層御理解いただけるものと考えております。

これからも、本手引を活用いただき、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者が学校生活を安心して送ることができるよう、全職員が食物アレルギーに対する正しい知識を持ち、緊急時の対応も含めて共通理解を図りながら、引き続き御対応いただきますようお願いいたします。

結びに、手引の作成にあたり、改訂委員の皆様方はもとより、改訂に御協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成26年10月

仙台市教育委員会

教育長 上田 昌孝

目 次

発刊にあたって

はじめに

○ 食物アレルギーを有する児童生徒の状況について -----	1
○ 仙台市「食物アレルギー対応の手引」について -----	2

第1章 食物アレルギーについて

1 定義 -----	5
2 食物アレルギーのメカニズム -----	6
3 食物アレルギーの自然経過 -----	7
4 食物アレルギーの原因食品（アレルゲン） -----	8
5 食物アレルギーの症状 -----	9
6 特殊な型の食物アレルギー -----	10
7 食物アレルギーの診断 -----	11
8 食物アレルギーの治療 -----	15
9 アレルギー物質を含む食品表示 -----	17

第2章 食物アレルギーの対応について

1 食物アレルギーの情報把握と対応決定までの流れ -----	19
2 個別面談のポイント -----	20
3 食物アレルギー対応の進め方と関係書類	
(1) 小学校での食物アレルギー対応 -----	21
(2) 中学校での食物アレルギー対応 -----	22
4 学校給食での対応 -----	23
5 保護者との連携 -----	25
6 保護者への支援の留意点 -----	26
7 学習活動での対応 -----	27
8 食物アレルギー対応における教職員の役割 -----	29

第3章 学校給食対応の実践例

1 納食の誤配・誤食の防止 -----	31
① 保護者のチェック -----	33

② 学校・単独調理校給食室・給食センターのチェック	
(1) 単独調理校の例	35
(2) 給食センター対象校の例	37
③ 教室（担任）のチェック	41
④ 教室（本人）のチェック	43
⑤ 教室（友達）のチェック	45
2 学級担任による給食時間の指導例	47

第4章 災害時の対応について

1 食物アレルギーを有する児童生徒への災害時の対応	49
○ 『災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット』	50

日本小児アレルギー学会 2011年5月発行

各種様式

- 様式1 食物アレルギー個人調査票
- 様式2 「診断書・食事指示書」
- 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）
- 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）
- 様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書
- 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書
- 様式6 食物アレルギー対応食等解除決定通知書
- 様式7 食物アレルギー等による給食対応について（報告）
- 様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知）
- 様式9 食物アレルギー等による給食対応解除について（報告）
- 様式10 食物アレルギー等による給食対応解除について（通知）
 - ・ 食物アレルギー対応 献立確認書の提出について
 - ・ 食物アレルギー児童生徒 面談等記録表

※各様式については、単独調理校用、全センター対象校用、アレルギー対応食提供用があります。

資料

- 『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』 東京都健康安全研究センター発行
- Q&A集

おわりに



『食物アレルギー緊急対応マニュアル』

本冊子にある『食物アレルギー緊急対応マニュアル』は、東京都健康安全研究センターが発行したものです。

アレルギーの緊急時の対応、エピペン[®]の使い方、症状のチェックシートの付いた役立つ資料となっています。

別冊としても、配布していますので、緊急時の対応について、常日頃から確認できるように本手引と併せて御活用ください。

食物アレルギー症状への対応の手順

食物アレルギーの症状に対する対応の手順を示しています。

症状があらわれた場合、慌てずに矢印にそって対応の仕方が確認できるようになっています。

エピペン[®]の使い方

エピペン[®]の使い方が載っています。

図にそって対応の手順が確認できるようになっています。

救急車要請のポイントも載っています。

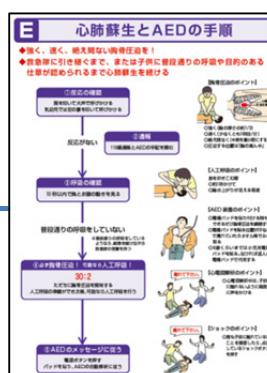
症状チェックシート

症状のチェックシートが載っています。

当てはまる症状を1つ1つよく観察しながら、児童生徒の今の症状を確認し、次の対応を準備することができるようになっています。

東京都の承諾のもと、ホームページに掲載しています。

HP「仙台市教育委員会」→「学校給食について」→「食物アレルギー」よりダウンロードが可能です。



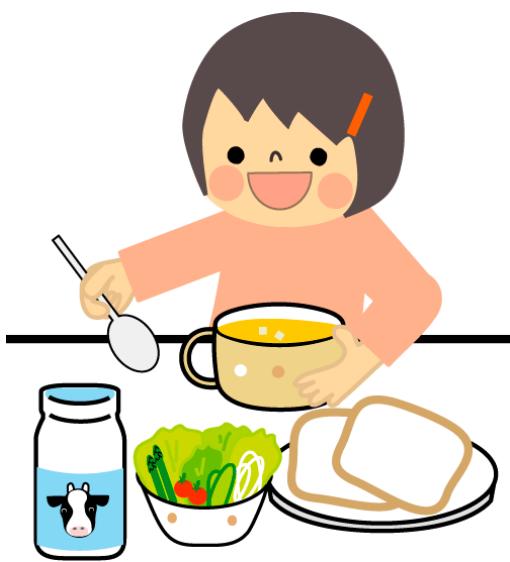
はじめに

食物アレルギーを有する児童生徒数は、年々増加傾向にあります。

このような中、仙台市では、「仙台市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、平成17年4月「食物アレルギーの対応の手引」を作成しました。

平成20年に手引の改訂を行い、最新版「食物アレルギー対応の手引2014」を作成しました。

今後は、本手引を参考に食物アレルギー対応を推進していくこととします。



食物アレルギーを有する児童生徒の状況について

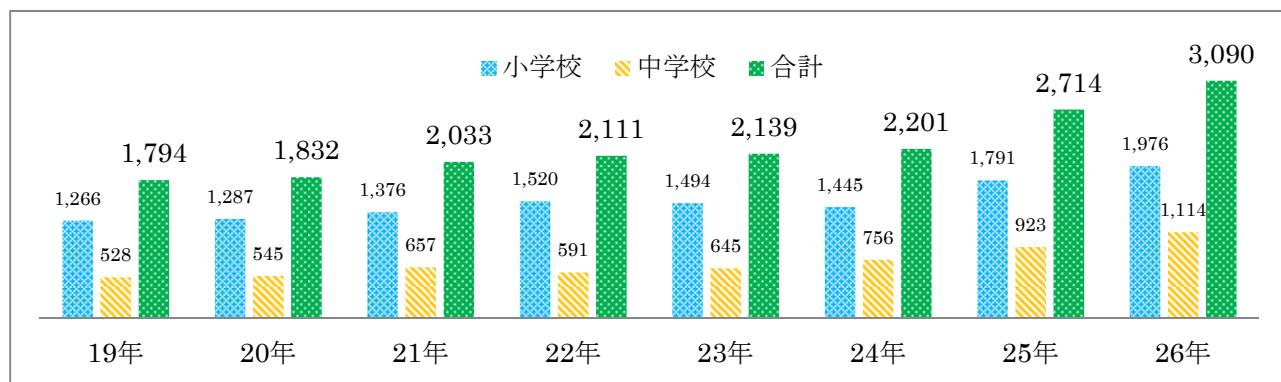
1 食物アレルギーを有する児童生徒数の推移

食物アレルギーは症状によっては、生命の危険にもつながるおそれがある疾患です。学校給食を実施するに当たり、食物アレルギーを有する児童生徒について個別に状況を把握し、適切に対応していくことが必要です。

仙台市教育委員会では、毎年5月と10月に学校給食を提供している市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に食物アレルギーの実態調査を実施しています。

小・中学校の食物アレルギーを有する児童生徒数は年々増加傾向にあり、平成26年5月の調査において、3,090名の児童生徒が食物アレルギーを有していることが分かっています。

食物アレルギー症状を有する児童生徒数の推移



2 学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応状況

単独調理校において食物アレルギー対応食として除去食や代替食を提供している学校がある一方、食物アレルギーを有する児童生徒が多く、調理設備の関係で対応が困難な学校もあります。また、学校給食センターでは、野村学校給食センターと高砂学校給食センターのみ食物アレルギー対応食を提供しています。

給食提供方式による区分	学校種別	児童生徒数 a	食物アレルギーを有する児童生徒数 b	有症率 b/a	bのうち、学校給食で対応が必要がない児童生徒数 c	学校給食で対応が必要な児童生徒数 d(=b-c)	対応状況(人数はいずれも延べ人数)				弁当持参 f		
							対応している児童生徒数 e(=d-f)	対応状況(人数はいずれも延べ人数)					
								除去食	代替食				
単独調理校	小学校	29,781 (71校)	1,100 (71校)	3.7%	462	638	618	473	31	360	52	209	20
	中学校	4,008 (13校)	133 (13校)	3.3%	71	62	62	29	17	23	3	27	0
	合計	33,789 (84校)	1,233 (84校)	3.6%	533	700	680	502	48	383	55	236	20
センター対象校	小学校	22,945 (54校)	876 (54校)	3.8%	199	677	657	8	425	42	139	181	20
	中学校	22,833 (51校)	981 (51校)	4.3%	533	448	438	6	309	8	32	113	10
	合計	45,778 (105校)	1,857 (105校)	4.1%	732	1,125	1,095	14	734	50	171	294	30
合計	小学校	52,726 (125校)	1,976 (125校)	3.7%	661	1,315	1,275	481	456	402	191	390	40
	中学校	26,841 (64校)	1,114 (64校)	4.2%	604	510	500	35	326	31	35	140	10
	合計	79,567 (189校)	3,090 (189校)	3.9%	1,265	1,825	1,775	516	782	433	226	530	50

(注) 1:児童生徒数は平成26年5月1日現在。食物アレルギーを有する児童生徒数は平成26年5月調査による。

2:センター対象校の中学校に、仙台青陵中等教育学校(前期課程)を含む。

3:対応状況は延べ人数であるため、対応状況の各項目の合計と、「対応している児童生徒数」とは一致しない。

仙台市「食物アレルギー対応の手引」について

1 「仙台市学校給食 食物アレルギー検討委員会」提言

仙台市では、学校での食物アレルギーへの対応を進めるために、平成15年「仙台市学校給食 食物アレルギー対応検討委員会」※1を設置し、食物アレルギーを有する児童生徒への対応や課題について検討しました。当委員会から、平成16年3月に、当面、特に重要と思われる事項について、以下の7つの提言が提出されました。

- 提言1 学校における食物アレルギーの情報の把握について
- 提言2 学校における食物アレルギーの情報管理について
- 提言3 学校における食物アレルギーの理解と対処について
- 提言4 学校におけるアナフィラキシー等への対応について
- 提言5 学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応について
- 提言6 リスクマネジメントの徹底について
- 提言7 学校給食での食物アレルギーへの対応について

※1 委員会メンバー 医師、大学、仙台市PTA協議会、校長、養護教諭、学校栄養職員

2 仙台市「食物アレルギー対応の手引」

本手引は、提言を踏まえ、学校での食物アレルギーへの対応の充実を図ることを目的に、実態の把握の方法からその管理、除去食等の対応、命に関わるアナフィラキシーショックに関するなどについて、食物アレルギーを有する児童生徒への対応をまとめたものです。

食物アレルギーを有する児童生徒が学校生活を円滑に送り、給食時間を楽しく過ごすことができるよう、学校の対応の指針となるよう作成しました（平成17年4月発行）。

3 第一次改訂

手引の作成より3年が経過し、この間、学校では、手引をもとに保護者と個別面談を行い、食物アレルギーの原因となる食品を確認し、単独調理校においては、アレルギーの原因となる食品の除去を基本として対応を進めてきました。また、学校給食センターにおいては、野村学校給食センターを新築し、アレルギー専用調理場を設け、対応の準備を進めてきました。

食物アレルギーは、医療の分野においても最新の情報に留意することが必要であることから、手引の第一次改訂を行いました（平成20年3月）。

4 第二次改訂（平成26年10月）「食物アレルギー対応の手引2014」

（1）改訂の趣旨

○ 最新情報を掲載した手引の作成

「食物アレルギー対応の手引」、Q&Aを示した「食物アレルギー対応資料vol.1」と誤配誤食について示した「食物アレルギー対応資料vol.2」の3冊を包括した最新の手引を作成する。

○ 関係機関との連携

文部科学省通知「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）を受け、学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と連携し、最新情報を得ながら、食物アレルギーについての知識や緊急時の対応、災害時の避難所等の対応について確認をする。

○ 緊急時対応マニュアルの作成

食物アレルギーの既往歴のない児童生徒が学校で初めて発症したり、食物アレルギーは症状によっては生命をも脅かす疾患であったりすることから、管理職や養護教諭のみならず、教職員の誰もが素早く適切な対応ができるようマニュアルを作成する。エピペン[®]を処方されている児童生徒数も年々増加していることから、緊急時の処置の仕方やエピペン[®]の扱い方等についても示す。

(2) 改訂の具体的な内容

○ 学校や学校給食センターにおける取組事例の紹介

→単独調理校における給食室内や教室での食物アレルギー指導、誤配誤食の防止への取組事例や学校給食センターの取組事例を紹介し、各学校・各学校給食センターの指針としました。写真や対応資料も数多く取り入れ、カラー版で発行することにより、学校での対応等について保護者にも分かりやすく説明できるものにしました。

○ 医療関係者、消防機関との連携

→食物アレルギーの専門医や仙台市医師会、エピペン[®]を取り扱っている製薬会社等の協力を得て、最新の情報を掲載しました。また、消防や指定避難所の関係機関とも連携し、災害時に起こりうる問題点を事前に把握し、対応の準備を行っておくことができるよう、新たに「災害時の対応」についての章を設けました。

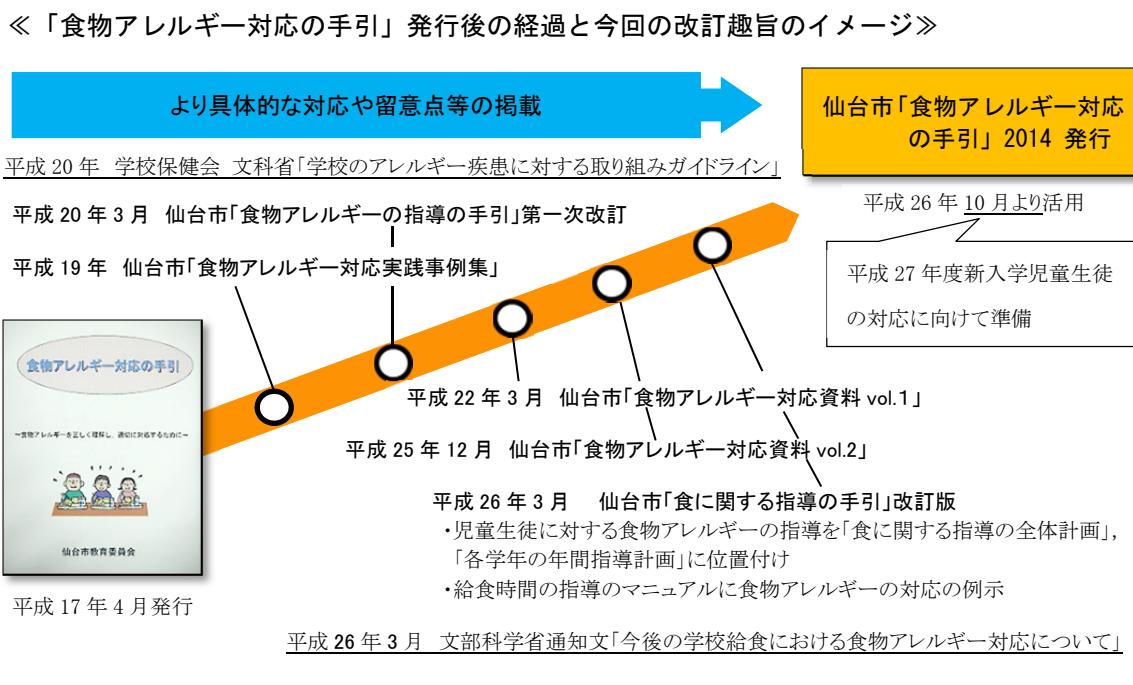
○ 食物アレルギー対応に関する学校提出用等各種様式の変更

→様式を学校や学校給食センターの声を生かし、見直しを行いました。

○ 「緊急時対応マニュアル」の配布

→緊急時に適切な対応ができるよう「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(東京都健康安全研究センター)を全教職員に配布しました。このマニュアルは、食物アレルギー症状への対応の手順、エピペン[®]の扱い方、救急車の要請時の対応や症状のチェックシートの付いた資料となっています。マニュアルを基に、緊急時の対応について校内研修等で確認できるものにもなっています。

(3) 改訂の経過図



(4) 改訂委員会の設置

[設置] 平成 26 年 6 月

[監修] 宮城県立こども病院 三浦克志医師 森川小児科アレルギー科クリニック 森川みき医師
[委員] 校長、教頭、養護教諭、単独調理校・学校給食センターの栄養教諭・学校栄養職員

(5) 発行と周知

平成 26 年 6 月～ 改訂委員会発足

10 月 発行、各校（各給食センター）へ配布

11 月～ 研修会等を通じて周知、各校（各給食センター）で活用

平成 27 年 4 月 各校（各給食センター）で対応の徹底

第1章

食物アレルギーについて

食物アレルギーを有する児童生徒や保護者に対する理解と学校での対応の留意点について共通理解を図るには、食物アレルギーについての正しい知識を持つことが大切です。

いまで食物アレルギーを有していない児童生徒が、新たに発症しているケースも増加しています。常に正しい理解と対応の仕方を確認しておくことが必要です。



1 定義

- 食物アレルギーとは、特定の食品が原因となって異常な過敏反応を示し、そのために皮膚、消化器、呼吸器などに病的状態を起こすことです。
- 食物アレルゲンは主にたんぱく質からなり、どの食品でも理論上は食物アレルギーが起きる可能性があります。
- 重篤な症状では、命に関わる場合があります。
- 「乳糖不耐症」（乳糖を体質的に分解できずに下痢を起こす）等は、食物アレルギーには含まれません。

人間の体には、外からウィルスや細菌などの異物(抗原)が入ってきた時に、これに対して防衛しようとする働きがあります。再びその異物が入ってきた時に攻撃できるように抗体が作られますが、この免疫の働きが過剰だと、体に本来無害な異物にまで反応して、不利に働くことがあります。

「食物アレルギー」とは、本来無害なはずの食べ物を食べたり、触れたり、吸い込んだりしたことに対して、体を守る免疫システムが過剰に反応して自分自身の体に有害な症状を起こしてしまうものです。

アレルギー症状で最も多いのは、じん麻疹などの皮膚症状ですが、結膜の充血やかゆみなどの粘膜症状、くしゃみや咳や息苦しさなどの呼吸器症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、場合によっては、血圧低下、呼吸困難や意識障害など様々な症状を引き起こし、時には命に関わることもある疾患です。

食物アレルギーは、小児から成人まで幅広く認められる疾患ですが、その大部分は乳児期にアトピー性皮膚炎を伴って発症することが極めて多いことも特徴の一つです。

鶏卵、乳製品、小麦などはアレルギーを起こしやすい食物ですが、理論的には、すべての食物がアレルゲン（アレルギーの原因となる物質）となる可能性があります。一人で何種類ものアレルギーを有する場合も少なくありません。また、摂取する量や頻度の高い食品がアレルギーの原因になりやすい傾向もあります。

食物アレルギーと間違いやさしいものに「乳糖不耐症」などがあります。これは、乳糖を含む食品を食べると下痢をしますが、これは乳糖を体質的に分解できずに下痢を起こすもので、食物アレルギーではありません。

キーワード … 乳糖不耐症

「乳糖不耐症」のように食物アレルギーと間違いやさしいものに次のようなものがあります。

- **食中毒** 食物の中の病原体や毒素で発病 （例 ノロウイルス汚染の生ガキによる下痢）
- **仮性アレルゲン** 化学物質が原因で症状を起こす（例 鮮度の落ちた青魚によるじん麻疹）

＜仮性アレルゲンの一例＞

- ・ヒスタミン（ほうれんそう、トマト、とうもろこしなど）
- ・セロトニン（トマト、バナナ、キウイフルーツ、パインアップルなど）
- ・アセチルコリン（トマト、なす、たけのこ、里いも、大和いも、クワイなど）
- ・ノイリン（塩漬けのさけ、冷凍のたらなど）
- ・サルチル酸化化合物（トマト、きゅうり、じやがいも、いちご、りんごなど）

2 食物アレルギーのメカニズム

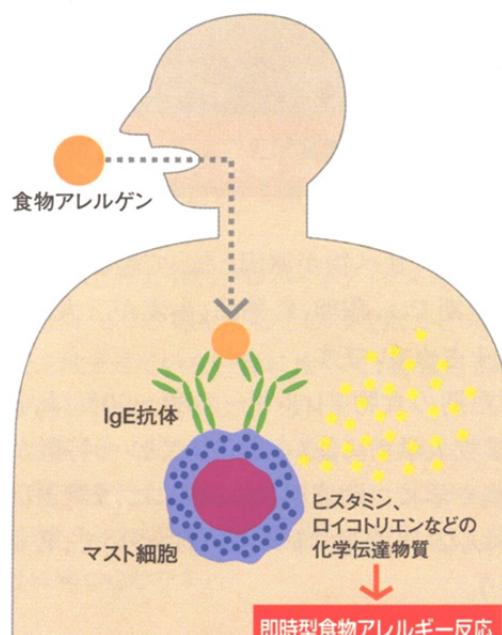
- 食物アレルギーは、食物を摂取した直後から2時間以内にアレルギー反応が起きる「即時型食物アレルギー」と数時間以上経ってから起きる「非即時型（遅発・遅延型）食物アレルギー」に分類されます。
- 「即時型食物アレルギー」では、アレルゲンとIgE抗体が結びつき、肥溝細胞や好塩基球から化学伝達物質（ヒスタミン、ロイコトリエン等）が放出されて、摂取後2時間以内にアレルギー反応が起こるものです。
- 「非即時型（遅発・遅延型）食物アレルギー」では、IgE抗体に依存せずに、肥溝細胞から化学伝達物質（サイトカイン等）が放出され、数時間後や1日後に、皮膚症状等のアレルギー反応が起こるものです。

食物アレルギーは、食物を摂取して2時間以内にアレルギー反応が起きる「即時型」と数時間経ってから起きる「非即時型（あるいは遅発型、遅延型）」の大きく2つに分けられます。食物アレルギーの多くは「即時型」のタイプです。

「即時型食物アレルギー」では、食物に対して作られたIgE抗体が主たる原因と考えられています。抗原と結合した状態のIgE抗体が、皮膚、腸粘膜、気管支粘膜、鼻粘膜、結膜などにあるマスト（肥溝）細胞に結合することによりマスト（肥溝）細胞から化学伝達物質（ヒスタミン、ロイコトリエンなど）が放出されアレルギー反応が引き起こされます。そのアレルギー反応によりじん麻疹、湿疹、下痢、咳、喘鳴（ゼーゼー）などの症状が誘発されます。つまり、即時型食物アレルギーでは、摂取した食物が抗原性を残したまま腸から吸収された後、血液を介して皮膚、気管支粘膜、鼻粘膜、結膜などに到達してアレルギー反応が起きるといわれています。即時型の場合には、食物を摂取した直後から2時間以内にアレルギー反応が起きることがほとんどです。

「非即時型（あるいは遅発型、遅延型）食物アレルギー」は、IgE抗体に依存していません。詳細なメカニズムはまだ解明されていませんが、T細胞というリンパ球による反応ではないかと考えられています。即時型と異なり食物を摂取してから数時間後に主に湿疹やかゆみなどの皮膚症状などが認められます。

● 食物アレルギーのメカニズム ●



「健康増進のしおり」海老沢元宏監修 日本栄養士会より



キーワード … IgE抗体

多くの食物アレルギーは、アレルゲンに対して作られたIgE抗体が働いて起こります。食物のように、体に必要でこそあれ無害なたんぱく質に対しては、消化管や免疫の何段階もの防御のしくみが働いて、無用なIgE抗体を作らないように調節されているはずなのですが、こうしたしくみが体質的に弱かったり、未熟だったりすると、IgE抗体が作られてしまい、食物アレルギーが発症すると考えられます。

キーワード … マスト（肥満）細胞



体内的皮膚や粘膜（気管支・鼻・腸管・眼球粘膜など）に存在する細胞で、表面にIgE受容体を持っています。マスト細胞は、IgE抗体と結合し、アレルゲンが刺激となって細胞内に蓄えているヒスタミンなどの化学伝達物質を放出します。これによりアレルギー症状を起こします。



「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編」
日本学校保健会より

3 食物アレルギーの自然経過

- 食物アレルギーは、乳児期に最も多く発症し、年齢とともに耐性（食物アレルギーに対して過敏でなくなる状態）を獲得し、自然寛解（アウトグロー）する場合が多いです。小学校入学前には約9割近くが改善すると考えられています。
- 原因抗原により、耐性の獲得しやすいものとそうでないものがあります。

食物アレルギーは、小児から成人まで認められますが、1歳未満の乳児期に最も多く発症しています。年齢とともに自然に寛解（アウトグロー）し、小学校入学前には、改善していくケースが多いですが、寛解しない例もあります。

小児の食物アレルギーは、年齢別では乳児期に最も多く認められ、鶏卵、牛乳、小麦等が主要アレルゲンです。乳児期発症の食物アレルギーは、アレルギーの最初の疾患症状としてアトピー性皮膚炎を合併していることが多いです。小児期の食物アレルギーの特徴は耐性の獲得が多いことであり、多くの症例で年月の差はあっても自然寛解していきます。乳児期に食物アレルギーと診断されても、そのうちの9割近くの人は、遅くとも小学校入学時までには自然寛解するといわれています。残りの1割の食物アレルギー患児には大人になっても「卵料理が食べられない」、「牛乳が飲めない」という人もいます。

それに対して成人型食物アレルギーでは、魚類、えび、かに、果物などが主要アレルゲンであり、耐性を獲得していくことが少ないと考えられています。落花生、そば、ごまなどでも耐性の獲得はされにくいと考えられています。しかし、一部の乳幼児期発症例では寛解していく場合もあります。



キーワード … 寛解（アウトグロー）

耐性獲得（寛解）とは、成長に伴う消化管機能と免疫学的機能の成熟により、食物アレルギー症状を呈さなくなること。

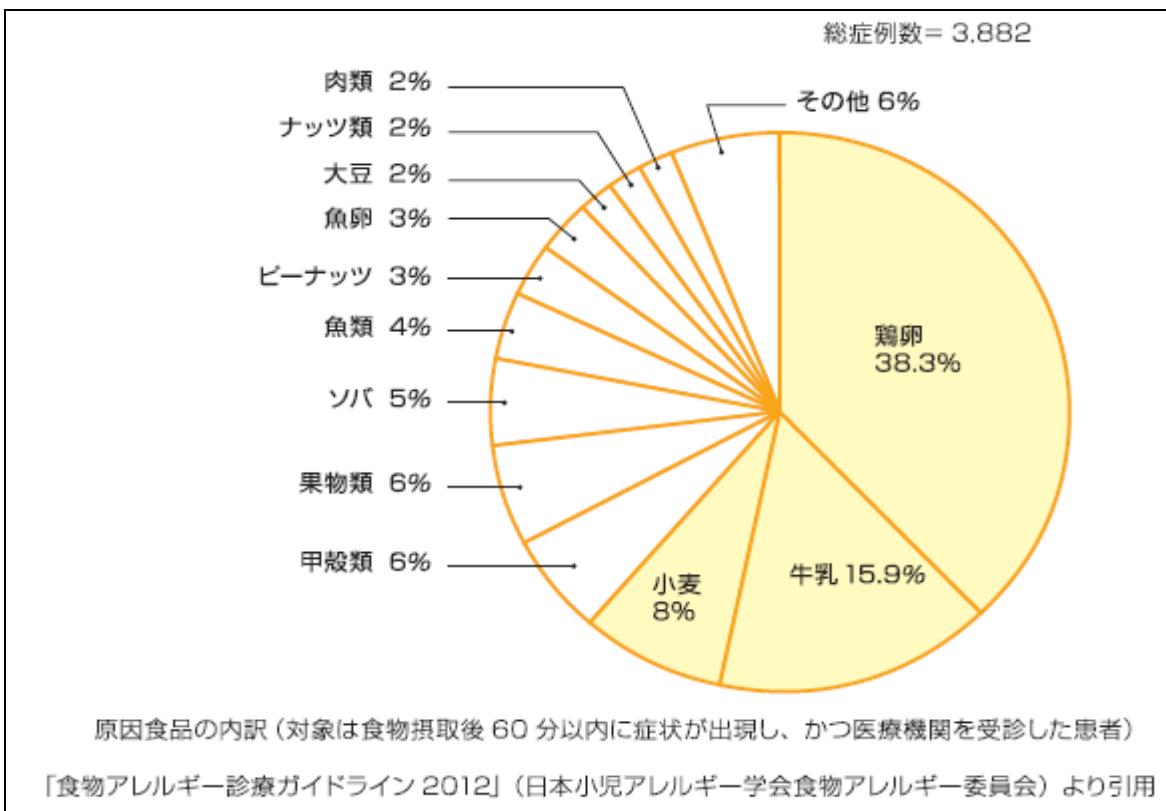
4 食物アレルギーの原因食品（アレルゲン）

- 即時型反応を起こした食品では、鶏卵、牛乳、小麦の順に多くみられます。
- 食物アレルギーの原因となる食品は、年齢によって違いがみられます。

理論的には、あらゆる食べ物がアレルギーの原因となる可能性がありますが、実際にはアレルギーを起こしやすいものと起こしにくいものがあります。

我が国で最も多い原因は鶏卵で、次に牛乳、そのほかに、小麦などの穀類、大豆、そば、落花生、ナッツ類、魚介類、えびやかになどの甲殻類であり、また野菜、果物などもあります。

3大アレルゲンといわれた鶏卵、牛乳、大豆のうち、大豆が減少して小麦がこれに代わりました。また、これら以外にも様々な食品に対するアレルギーが増加しており、特に乳幼児の落花生と魚卵（イクラ）が注目されています。



即時型反応を起こして 60 分以内に医療機関を受診し、食物アレルギーと診断されたときの原因食品の割合です（平成 14 年度調査）。＊このときの調査では、受診者の半数を乳児と 1 歳児が占めていたため、全体としてみると、乳児、1 歳児の即時型反応の原因となる鶏卵、乳製品が 50% を超えています。

食物アレルギーの原因となっていた食品であっても、成長によって食べることができるようになる食品もある一方、今まで食べても症状が見られなかった食品にアレルギー反応を起こすことがあります。

新規発症の例

- ・今まで食べても平気だったトマトを食べたら、のどがピリピリして息苦しくなった。
- ・さくらんぼをいつもより多く食べたら、口のまわりが腫れあがった。
- ・給食でスパゲッティを食べ、昼休みにサッカーをして遊んでいたら、急にアレルギー症状が現れた。

* 食物アレルギー症状は、今まで症状が見られなくても突然発症する場合もあります。

5 食物アレルギーの症状

- 食物アレルギーは、皮膚症状や粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状や全身症状など、その症状は様々です。
- アナフィラキシーは、全身に起こる即時型のアレルギー反応で、症状は全身に及び、生命に危険を及ぼすことがあります。

原因となる食物を摂取して2時間以内に症状が現れる即時型食物アレルギーでは、体の様々な部位に以下のような症状がみられます。

これらの中でも、特に注意すべき症状は、★印の付いたところです。これらの症状がみられた場合、迅速な対応（エピペン®の使用や救急車要請・搬送など）が必要になることもあります。

1. 皮膚の症状	かゆみ、じん麻疹、赤み（赤斑）
2. 目の症状	結膜の充血、かゆみ、まぶたの腫れ
3. 口・のどの症状	口・のどの中の違和感、イガイガ感、唇・舌の腫れ
4. 鼻の症状	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
5. 呼吸器の症状 ★	声がかずれる（嗄声）、犬が吠えるような咳、のどが締め付けられる感じ、咳、息が苦しい（呼吸困難）、ゼーゼー・ヒューヒューする（喘鳴）、低酸素血症
6. 消化器の症状 ★	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢
7. 循環器の症状 ★	脈が速い（頻脈）、脈がふれにくい・脈が不規則、手足が冷たい、唇や爪が青白い（チアノーゼ）、血圧低下
8. 神経の症状 ★	元気がない、ぐったり、意識もうろう、不機嫌、尿や便をもらす（失禁）

「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」環境再生保全機構より

<緊急性が高い症状>

「緊急性が高い症状（以下の症状）のうち、1つでもみられる場合」は、エピペン®を携帯している児童生徒に使用することを「日本小児アレルギー学会」も推奨しています。

消化器の症状	呼吸器の症状	全身症状
<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し吐き続ける ・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み 	<ul style="list-style-type: none"> ・のどや胸が締め付けられる ・声がかずれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくく 	<ul style="list-style-type: none"> ・唇や爪が青白い ・脈がふれにくい・不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

「一般向けエピペン®の適応」日本小児アレルギー学会より

キーワード … アナフィラキシー

アナフィラキシーとは、アレルギーの原因物質（アレルゲンまたは抗原）に触れる、あるいは食べたり飲んだりした後に、数分から数時間以内に複数の臓器や全身にあらわれる激しい急性（即時型）のアレルギー反応です。

アナフィラキシーによって血圧の低下や意識障害などを引き起こし、ショック状態に至ることがあります（アナフィラキシー・ショック）。場合によっては、生命を脅かすことがあります。



6 特殊な型の食物アレルギー

- 食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、特定の食物摂取後に運動することにより、じん麻疹、下痢、腹痛、血圧低下、意識障害などの症状を起こすものです。
- 口腔アレルギー症候群は、メロン・すいか・キウイフルーツなどの果物など、食物を食べたときに口腔・咽頭粘膜の過敏症状や、その他の局所的あるいは全身的なアレルギー反応を生じるもので、ときにアナフィラキシー症状を起こします。

(1) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、食物アレルギーの特殊な型として最近注目されています。これは特定の食物摂取後に運動することにより、じん麻疹、下痢、腹痛、血圧低下、意識障害などのアナフィラキシー症状を起こすことが特徴として知られており、原因抗原として頻度が高いものは、小麦、えびやかになどの甲殻類です。

食べるだけなら平気でも、食後運動するとアナフィラキシーが起こることがあります。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、未消化なたんぱく質が吸収されてしまつて起きると考えられます。

＜事例 食後の激しい運動によるショック症状の出現＞

小麦・甲殻類などの昼食を摂取した後に、サッカーなど激しい運動を行った男子生徒が、その後、じん麻疹があらわれ、喉頭浮腫(喉粘膜のむくみ)、喘鳴(ゼーゼーして苦しくなること)などの呼吸器症状を伴いショックに至った。

(2) 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群は、報告が増えてきている特殊な型の食物アレルギーのタイプで、幼児から成人までに認められます。特に成人の女性に多いとされ、原因となる食品としては、生の果物(キウイフルーツ、メロン、もも、パインアップル、りんごなど)あるいは野菜です。

消化されると反応しなくなるため、ふつうは口の中がピリピリしたりかゆくなったりするだけですが、大量に食べて全身症状が出てしまうこともあります。

花粉症を有する患者に口腔アレルギー症候群を発症する割合が高いという指摘があります。欧米では以前からシラカンバ・ハンノキ花粉症で多く発症することが知られています。これは、それぞれが作るたんぱく質が似ていることから発症するもので、**交差反応**といいます。シラカンバ花粉症では、りんごやももなどのバラ科の果物に高い割合で発症するとの報告があります。

また、イネ科の花粉症では、トマト・メロン・すいか・オレンジが多く、ヨモギ・ブタクサの花粉症では、メロン・すいか・りんご・セロリが多いと報告されています。メロン・すいか・キウイフルーツなどは様々な花粉症患者の口腔アレルギー症候群の原因食物となっています。

キーワード … 交差反応

ニワトリとウズラのように種が近いと、それぞれが作るたんぱく質もよく似ていますから、鶏卵に対してできた IgE 抗体がウズラの卵に反応する場合があります。これを交差反応性があるといいます。

口腔アレルギー症候群も、スギ花粉とトマトといった組み合わせの交差反応性が原因で発症すると考えられています。

7 食物アレルギーの診断

- 食物アレルギーの診断は難しく、自己診断や思い込みによる食物の制限は成長を妨げるので、アレルギー専門医の診断が欠かせません。
- 食物アレルギーの診断では、問診や食事日誌、血液検査(特異的IgE抗体(RAST)、ヒスタミン遊離検査)、皮膚検査、食物除去・負荷試験等の結果を、医師が総合的に判断します。

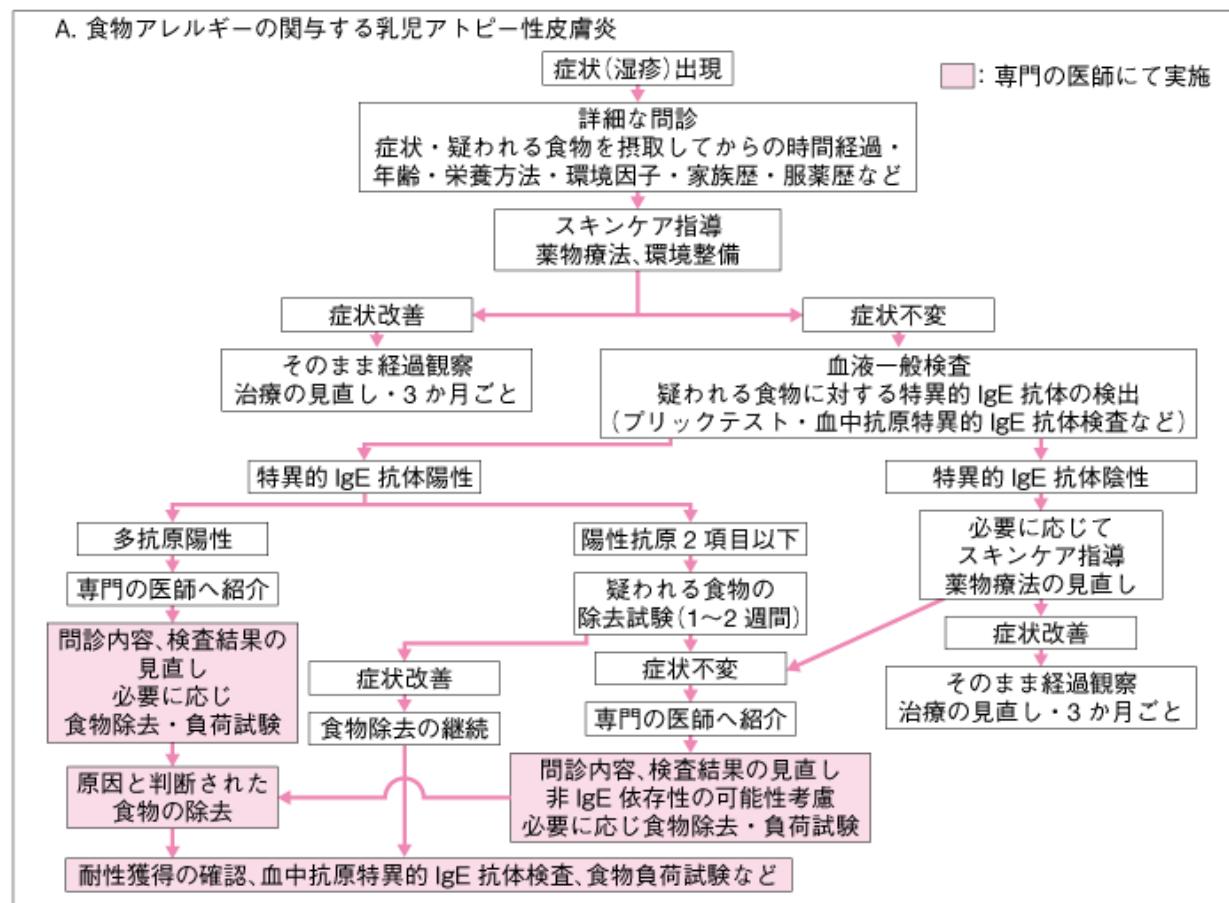
(1) 食物アレルギーの自己診断について

食物アレルギーの診断は熟練した小児アレルギーの専門医でも難しいといわれています。専門医は、疑わしい食物に対して皮膚試験や血液検査を行い、その結果を参考にして、臨床症状との関係から慎重に判断し、必要であれば食物除去試験や食物負荷試験を行って食物アレルギーを診断していきます。

食物アレルギーは、日常の食生活に直結した身近な問題なので、患者およびその保護者が実際の食生活で経験的に「ある食物に対してアレルギーがある」と自己診断し、食物制限しているケースも多数みられます。また、逆に明らかに食物アレルギーを疑う要因が見られるのに家庭で全く気にせずに症状が悪化したり、学校給食で初めて症状が出たりするケースもみられます。

自己診断が必ずしも誤りであるとはいえないですが、食物は生命維持に不可欠であり、特に児童生徒の健全な成長には栄養が欠かせないもので、保護者等が思い込みで診断し自己流に食物を制限することは望ましくありません。

(2) 小児アレルギー専門医による食物アレルギーの診断プロセスの例



「食物アレルギー診療ガイドライン 2012 ダイジェスト版」日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会より

食物アレルギーの診断は、病歴を詳細に聞き出すこと（問診）から始まります。まず、日頃の食生活を振り返り、小児の場合は、保護者からの詳しい情報が参考となります。食べた直後に明らかな症状が出現するときには容易に診断できますが、いつも食べているものあるいはごく微量の食物が原因になっているときは診断が困難となります。この場合には、「食事日誌」が参考になります。食事やおやつなどの内容のすべてを記載し、摂取した時間と症状があった時間を記録しておきます。そして、食事日誌を振り返って原因を見つけていきます。問診から食物アレルギーが推察される場合には、スクリーニングとして総 IgE 値や特異的 IgE 抗体のクラスをチェックしたり、皮膚テストを行ったりします。

牛乳に対する IgE 抗体が検出されても、何も症状が出ない人もいれば、微量摂取しただけでショック症状を呈する人もいます。さらに、かぜや疲れなどの体調の良し悪しや環境によって症状が出たり出なかったりすることもあり得ることです。

(3) 食物アレルギーの検査方法

＜血液検査＞

○ 血中抗原特異的 IgE 抗体検査

血液中の食物アレルゲンに対する特異的 IgE 抗体の有無を調べる検査です。イムノキャップ®など数種類の測定法があります。採血が必要になりますが一度に数種類調べることができます。

イムノキャップ® の結果の見方

アレルゲンごとの血液中の特異的 IgE 抗体の量（測定値）を分かりやすいように 0～6 にクラス分けしています。クラスが高いほどアレルギー症状が起きやすくなります。

ランパクのクラスが 6 ですから、鶏卵を食べるとアレルギー症状が起きる可能性が非常に高いです。

検査項目	クラス	測定値 (U_A/mL)
ランパク	6	100 以上
ギュウニュウ	3	15. 2
コムギ	2	1. 24
ダイズ	1	0. 38
ヤケヒヨウヒダニ	0	0. 35 未満

クラスが 1 ですかから、大豆にはあまり強いアレルギーはなさそうです。しかし、アレルギーがないと判断することはできません。

クラス 3 は陽性ですが、必ずしもアレルギー症状が出るとは限りません。本当に症状を引き起こすかどうかを診断するには、詳細な問診や食物経口負荷試験が必要です。

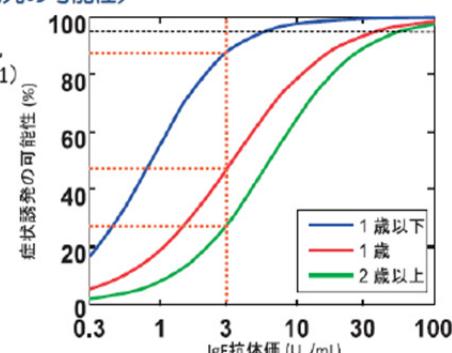
ダニの吸入アレルゲンは陰性です。アレルギーなしと判断しますが、年齢が大きくなると陽性になることがあります。

プロバビリティカーブ (イムノキャップ® 値と症状誘発の可能性)

プロバビリティカーブの読み方

例えば、牛乳のイムノキャップ® の測定値が 3.0 U_A/mL の場合、症状を誘発する可能性は 1 歳未満では約 90%，1 歳児では約 50%，2 歳以上では約 30% となります。

※しかし、あくまでも確率論であり、参考程度とします。



「食物アレルギーの診断の手引き 2011」厚生労働科学研究班より

○ 好塩基球ヒスタミン遊離試験

血中の好塩基球という細胞に抗原を反応させ、ヒスタミンが遊離されるかどうかを調べる検査です。ヒスタミンが遊離すれば抗原に対する特異的 IgE 抗体が証明されたことになります。また、ヒスタミン遊離のレベルは、このアレルゲンがアレルギー症状を実際に引き起こす可能性と相関すると考えられています。

<皮膚テスト>

○ プリックテスト

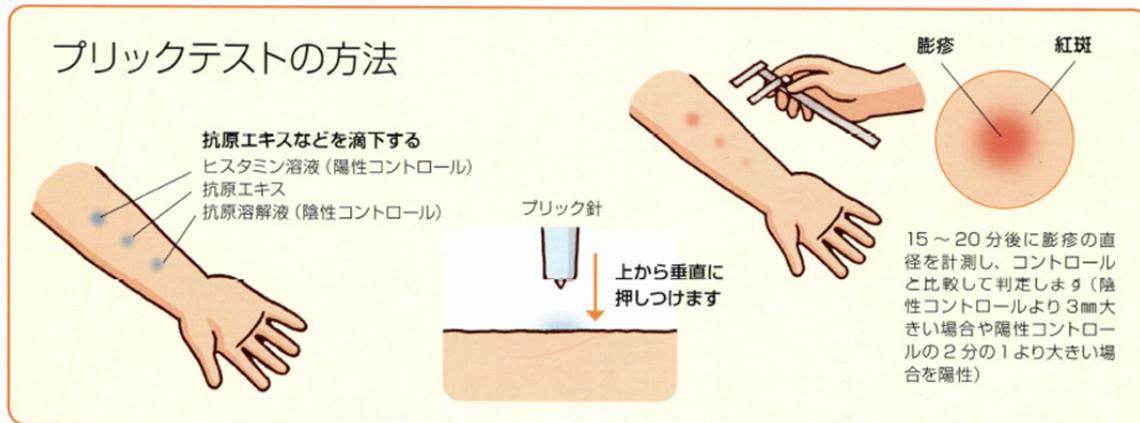
抗原特異的 IgE 抗体を証明するための代表的な皮膚テストです。すべての食物アレルゲンの検査に対応することができ、自家製の抗原エキスや新鮮な果汁も利用できます。簡単に行えるうえ、痛みも軽度で安全性についても優れています。

○ スクラッチテスト

プリックテストとほとんど同じ検査です。プリックテストはプリック針で上から皮膚を圧迫しますが、スクラッチテストではテスト針で皮膚を擦ります。

○ 20分間パッチテスト

抗原液を 20 分間皮膚に密着させ、膨疹や発赤の有無を判断します。接触じんま疹の原因やメカニズムを確定するのに役立ちます。



「よくわかる食物アレルギーの基礎知識 2012 改訂版」環境再生保全機構より

○ 皮内テスト

皮内テストは、少量の抗体エキスを皮内に注射し、膨疹や発赤の有無を判断します。食物アレルゲンの場合、アナフィラキシーを引き起こす危険性があるため、原則禁忌となっています。

＜食物除去試験＞

疑わしい原因食物を1～2週間完全除去し、臨床症状の改善が得られるかどうかを観察するものです。食事日誌などへの記載による除去の確認も重要です。主に食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎型の診断に用いられます。母乳や混合栄養の場合、母親の食事が原因で食物除去が必要となることもあります。食物除去試験で陽性と判断された場合、確定診断のために可能なら食物経口負荷試験を行います。

＜食物経口負荷試験＞

食物アレルギーの原因食物の確定、耐性獲得の診断、食物制限のレベルの再評価のために行います。専門の医師が誘発症状への緊急対応が十分可能な状況で行われるものです。

(実施の目安)

- ・抗原特異的 IgE 抗体陽性の食物を初めて食べてみたい。
- ・明らかな誘発症状を経験してから1年以上経過している。
- ・抗原特異的 IgE 抗体値が明らかに低下傾向を示す（必ずしも陰性化する必要はない。）
- ・誤食しても症状が出ない経験をした。
- ・入園・入学を控えて正確な診断を受けたい。

(実施施設)

- ・リスクの高い負荷試験は専門施設で行われます。
- ・日本小児科学会専門医研修施設における食物経口負荷試験実施状況は、以下のサイトで検索が可能です。 食物アレルギー研究会 (<http://www.foodallergy.jp/>)

(実施方法)

- ・目標とする総負荷量を、少量から開始して数回に分割して摂取します。
- ・摂取間隔は15～30分で、最終摂取から少なくとも2時間程度は院内で経過観察します。

※その他詳細については、「食物アレルギー経口負荷試験ガイドライン 2009」(日本小児アレルギー学会) を参照ください。

(負荷試験後の食事指導)

- ・負荷試験が陰性であれば、その日の総負荷量を超えない範囲で除去を解除します。
- ・負荷試験が陽性であれば、その食物の摂取を原則として禁止します。しかし、症状が誘発された摂取量と症状の重症度を考慮し、安全性を見込んだ少量の摂取を開始することができます。

8 食物アレルギーの治療

- 食物アレルギーの治療には、食事療法と薬物療法などがあります。
- 食事療法のポイントは、正しい診断に基づいて必要最小限度の食物除去を行うことです。食物除去を行う場合には、成長を考え、栄養学的面から、必ず除去した食物に代わり得る代用食品をとるようにします。
- 薬物療法として、抗ヒスタミン薬、インタール®などの抗アレルギー薬の内服が補助的な治療として用いられます。

(1) 日常の食物アレルギーの管理

食物アレルギーの日常の治療では、除去食が基本となります。正しい診断に基づいて必要最小限度の食物除去を行うようにします。その際には、健全な成長のため、食物除去を行うと同時に、栄養学的見地と食事の質の面から、除去した食物に代わる同等の栄養素を摂れる別な食品を摂るようにすることが望ましいです。また、児童生徒や保護者には、アレルゲンがどのような食品に入っているのか、食品の表示等も十分に指導する必要があります。

薬物療法としては、抗ヒスタミン薬や抗アレルギー薬の内服が補助的な治療に用いられています。さらに、児童生徒や保護者は、「みんなが食べられるものが食べられない」「反応が出るかもしれない」というストレスを常に感じているので、ストレスが軽減できるようカウンセリングマインドに立った相談活動も重要であり、学校や家庭などでの食物アレルギーへの理解と受容など、周りへの指導も欠かせません。

「経口免疫療法」（経口減感作療法）という治療法があります。これは、研究段階にあるもので、一般診療としては推奨されていません。専門の医師が患者及び保護者から十分なインフォームド・コンセント（説明と同意）を得た上で、症状出現時の救急対応に万全を期し、慎重に取り組むことが強く推奨されている治療法です。

(2) 即時型食物アレルギー反応に対する治療

即時型食物アレルギーの症状は食物摂取後から2時間以内に出現するのがほとんどです。「どの程度のアレルゲンをとったか」、「アナフィラキシーの既往があるか」などにもよりますが、皮膚症状、消化器症状のみなら経過観察あるいは抗ヒスタミン薬投与ですむことが多いですが、咳や喘鳴など呼吸器症状を呈した例の約1／3の症例でショックにいたる場合があるので、食物アレルギーの反応で呼吸器症状の出現をみたら、緊急に医療機関を受診すべきです。

アナフィラキシー補助治療薬として、「エピペン®」という注射剤を携帯させている場合もあります。「エピペン®」とは、アナフィラキシーの症状の進行を一時的に緩和させ、ショックを防ぐための自己注射薬です。

キーワード⑨ … エピペン®

エピペン®は、アナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医療機関で治療を受けるまでの補助治療薬です。自己注射薬ですが、本人が自分で注射できない場合には、教職員が本人の代わりに注射します。

医師法第17条に触れないことは、厚生労働省医政医発1127第1号平成25年11月27日付け「医師法に第17条の解釈について(回答)」にて、示されています。



2013年7月24日

報道関係者 各位

メディアリリース

日本小児アレルギー学会 アナフィラキシーウーリンググループ

顧問：西間 三馨

委員長：海老澤 元宏

日本小児アレルギー学会 理事長

近藤 直実

「一般向けエピペン®の適応」決定のご連絡

この度、日本小児アレルギー学会のアナフィラキシーウーリンググループにおいて
「一般向けエピペン®の適応」を決定致しました。

一つの症状だけでエピペンの適応を示すことはとても難しい作業でしたが、各国の状況
を調査した上で、一般の方にも分かりやすい症状の記載・適応判断としました。

当学会としてエピペン®の適応の患者さん・保護者の方への説明、今後作成される保育所
(園)・幼稚園・学校などのアレルギー・アナフィラキシー対応のガイドライン、マニュアルはすべてこれに準拠していくことを基本とします。

一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み	・声がかずれる ・ゼーゼーする呼吸
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

〈本件に関するお問い合わせ先〉

日本小児アレルギー学会事務局 office@jspaci.jp

※エピペン®処方のめやすとして、日本小児アレルギー学会より、上のような参考文書が出ております。

9 アレルギー物質を含む食品表示

- アレルギー物質を含むのかどうかを判断し、選別できるようにするために、アレルギー物質を含む「特定原材料等」として指定されています。
- 「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の7品目は省令で定められ、表示が義務化されています。微量混入（コンタミネーション）等についても明示することとされています。

(1) アレルギー物質の食品表示

アレルギー患者にとっては、自分の食するものの中に、自分が反応するアレルギー物質を含むのかどうかを判断し、選別できるように情報提供が行われていることが重要です。平成13年からの1年間の経過措置を経て、平成14年4月から、食品中に特定原材料を含む旨の情報提供を「アレルギー物質を含む食品の原材料表示」（以下「アレルギー表示」という）によって行うに当たっては、実際のアレルギー発症数、重篤度等に差異があるため、省令で法令上表示を義務付けるものと、通知で表示を奨励するものとに分けることとなりました。

これまでの厚生労働省等での研究成果をもとに、過去に一定の頻度で血圧低下、呼吸困難又は意識障害等の重篤な健康危害が見られた症例から、その際に食した食品の中で明らかに特定された原材料をアレルギー物質を含む「特定原材料等」として指定しています。指定された特定原材料等は、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの27品目です。

仙台市の学校給食でも、納入される食品に特定原材料等が含まれる場合には、成分表等に表示し、コンタミネーション及び加工助剤（キャリーオーバー）についても、表示を義務付けています。

(2) 省令／通知による規定(平成25年9月一部改正)

規定	特定原材料等の名称	理由
省令 (表示義務)	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	<ul style="list-style-type: none"> ・発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。 ・牛乳およびチーズは、「乳」を原料とする食品（乳及び乳製品等）を一括りとした分類に含まれるものとする。
通知 (表示推奨)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシュー ナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、 ゼラチン	<ul style="list-style-type: none"> ・発症数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数見られるもの。 ・「ごま」「カシュー」が、平成25年9月追加。 ・ゼラチンは、牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは、特定原材料に準ずるもの。

*これらの品目については、今後もアレルギーの実態調査の報告などに基づいて、見直しが行われます。

第2章

食物アレルギーの対応について

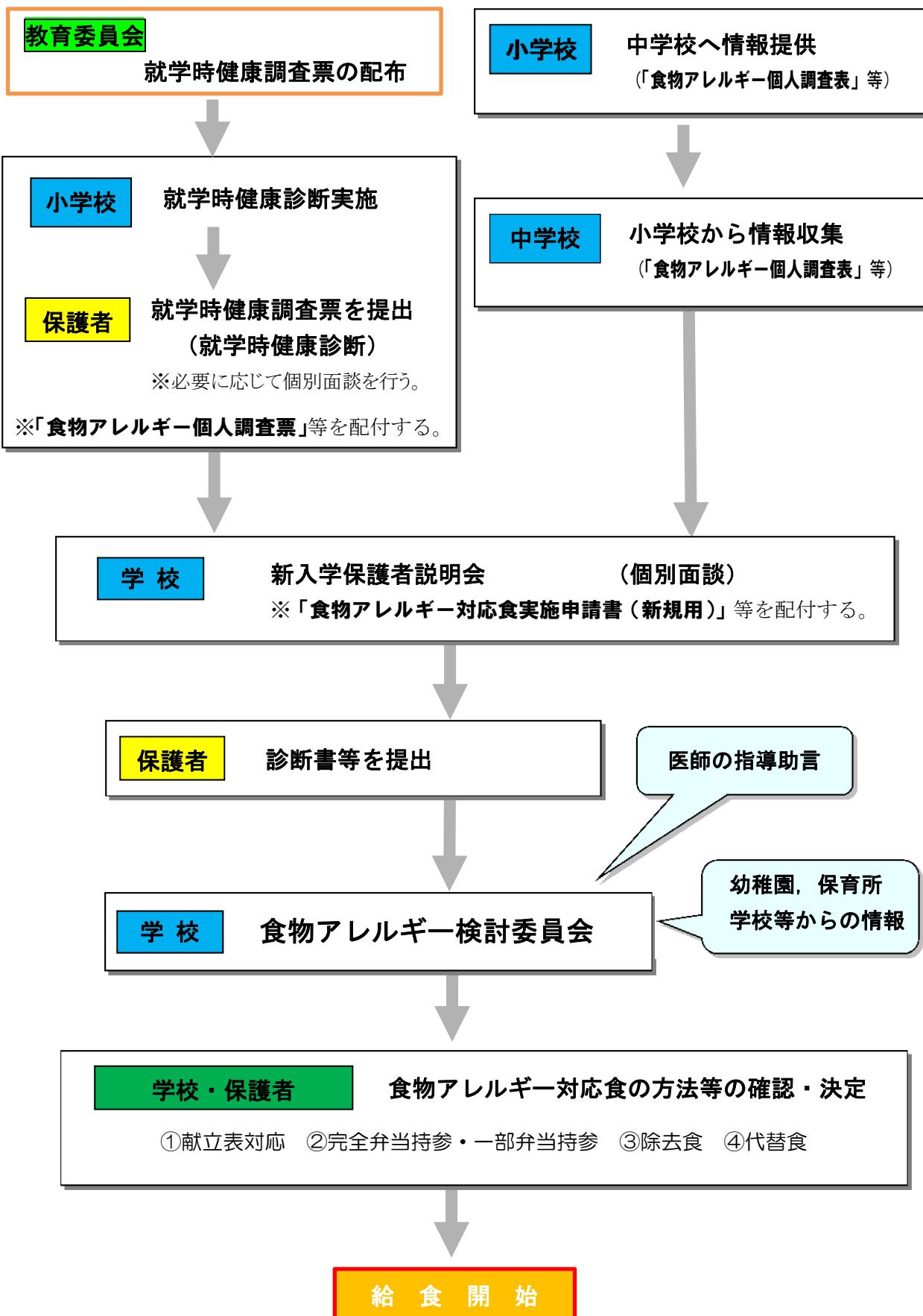
食物アレルギーを有する児童生徒や保護者が、学校生活に対する不安を少しでも解消できるように、学校は、できるだけ早い時期から実態の把握に努めるとともに、面談等を行い、保護者や医師などからの正確な情報提供を求めることが大切です。併せて、全教職員で共通理解を図り、対応を確認することが大切です。



1 食物アレルギーの情報把握と対応決定までの流れ

(新 小学1年生)

(新 中学1年生)



2 個別面談のポイント

※ 面談を行う際には、十分に保護者からの情報を確認できるよう複数で対応するようにします。

①確認する

食物アレルギーの診断と、これまでに経験したアレルギー症状の様子について次の点を確認します。

食物アレルギー個人調査票 医療機関への受診の確認

過去の具体的なアレルギー症状（アナフィラキシー等）の把握

②家庭の食事内容を把握する

アレルギーと診断された食品以外にも「心配だから」「念のために」制限しているものがないか

アレルギーが改善した（耐性獲得）後も食べていない食品があるか

③保護者の希望を聞き取る

少しでも積極的に給食を食べさせたいか。安全を期して弁当を持参するか

一部代替食持参に協力可能か

アレルゲン除去と農薬・添加物などの一般的な「食の安全」に対する希望は区別する

④理解を求める

給食の供給体制を説明 対応できることと、対応できないことを示す

一部代替食持参の必要性

⑤緊急時の対応

食物アレルギーの症状が現れた場合、その処置について打合せをします。

学校に持参する薬剤の有無 薬剤の保管の方法、使用するタイミング

エピペン[®]携帯者の場合は、その取扱いと有効期限の確認 保護者への連絡方法

緊急時の医療機関への受診

⑥情報共有への同意

教職員で情報を共有することについて、同意を求めます。

食物アレルギー検討委員会と実施決定基準について

食物アレルギー検討委員会

個別面談で把握したアレルギー症状（原因食品）や保護者が希望する対応を踏まえて、学校側の事情や他の児童生徒との関係も含めて協議します。実際の対応内容は、校長が決定します。

検討委員のメンバーは、管理職、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任、担任等

仙台市食物アレルギー対応食（除去食、代替食等）実施決定基準

- ・ 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されている。
- ・ アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師からも食事療法を指示されている。
- ・ 家庭でも原因食品の食事療法を行っている。

3 食物アレルギー対応の進め方と関係書類

(1) 小学校での食物アレルギー対応

月日	新1年生	現6年生（新中1年生となるとき）
10月 初旬 ～ 12月 1月 ～ 2月	<p>＜仙台市教育委員会より家庭へ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「就学時健康調査票」の送付。 <p>＜就学時健康診断＞</p> <p>（※学校は必要に応じ、個別面談の場を設ける。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者は、「就学時健康調査票」を学校へ提出する。 学校は、* 様式1「食物アレルギー個人調査票」等を配付し、次回の面談の資料とする。 <p>＜新入学児童保護者説明会＞</p> <p>（※学校は必要に応じ、個別面談の場を設ける。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【個別面談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 様式1「食物アレルギー個人調査票」を基に個別面談を行い、食物アレルギーの程度を聞く。学校給食でアレルギー対応の希望のある保護者には、次のものを配付する。 * 様式2「診断書・食事指示書」 * 様式3-1「食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）」 </div> <p>＜幼保小連絡会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や保育所での対応状況等の情報を確実に得る。 	<p>＜小学校から中学校へ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校において食物アレルギー対応を希望する場合は、* 様式1「食物アレルギー個人調査票」等のコピーを中学校の「新入生保護者説明会」までに送付する。（その際、対象児童の保護者より承諾を得た上で送付すること。） * 様式2「診断書・食事指示書」が必要になることを説明する。 * 様式1「食物アレルギー個人調査票」の原本については、小中連絡会の時に小学校での対応状況の情報とともに確実に引継ぐ。
3月		すでに対応している児童（新2年生～6年生）
4月 毎月	<p>【食物アレルギー検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 様式2等を基に具体的な対応策を検討する。 必要に応じて、保護者の同意を得た上で主治医、学校医から指導助言をもらう。 <p>◎校長が対応を決定する。</p> <p>＜学校での対応の確認＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応が決定したら、保護者に通知し（* 様式4「食物アレルギー対応食等実施決定通知書」）、具体的な対応について話し合いを行う。 校内での対応の共通理解を図る。 関係書類を個別にファイル等で管理する。 献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。 	<p>【食物アレルギー検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 様式2等を基に具体的な対応策を検討する。 必要に応じて、保護者の同意を得た上で主治医、学校医から指導助言をもらう。 <p>◎校長が対応を決定する。</p> <p>＜学校での対応の確認＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応が決定したら、保護者に通知し（* 様式4「食物アレルギー対応食等実施決定通知書」）、具体的な対応について話し合いを行う。 校内での対応の共通理解を図る。 関係書類を個別にファイル等で管理する。 献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。

(2) 中学校での食物アレルギー対応

月日	<小学校から情報把握>	
12月 中	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校で食物アレルギー対応をしていた児童が中学校に進学する際には、小学校より「新入生保護者説明会」までに「食物アレルギー個人調査票」等のコピーが送付される。 ・* 様式1 「食物アレルギー個人調査票」の原本を小中連絡会で受け取り、情報を把握する。 → 学校は、4月に保護者に渡し、引き続き記入してもらう。 	
1月 ～ 2月	<p style="text-align: center;">新1年生</p> <p><新入生保護者説明会> (※学校は必要に応じ、個別面談の場を設ける。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【個別面談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・* 様式1 「食物アレルギー個人調査票」を基に個別面談を行い、食物アレルギーの程度を聞く。学校給食でアレルギー対応の希望のある保護者には、次のものを配付する。 <ul style="list-style-type: none"> * 様式2 「診断書・食事指示書」 * 様式3-1 「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」 </div>	<p style="text-align: center;">すでに対応している生徒（新2年生～3年生）</p> <p>（新2年生～3年生）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【個別面談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応している生徒の保護者と面談をする。引き続き対応を希望する場合は、* 様式3-2 「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」を配付し、保護者から提出してもらい、食物アレルギー対応の検討資料とする。 </div>
3月	<p>【食物アレルギー検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・* 様式2 等を基に具体的な対応策を検討する。 ・必要に応じて、保護者の同意を得た上で主治医、学校医から指導助言をもらう。 ◎校長が対応を決定する。 	<p>【食物アレルギー検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・* 様式2 等を基に具体的な対応策を検討する。 ・必要に応じて、保護者の同意を得た上で主治医、学校医から指導助言をもらう。 ◎校長が対応を決定する。
4月 毎月	<p><学校での対応の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応が決定したら、保護者に通知し (* 様式4 「食物アレルギー対応食実施決定通知書」), 具体的な対応について話し合いを行う。 ・校内での対応の共通理解を図る。 ・関係書類を個別にファイル等で管理する。 ・献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。 	<p><学校での対応の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応が決定したら、保護者に通知し (* 様式4 「食物アレルギー対応食実施決定通知書」), 具体的な対応について話し合いを行う。 ・校内での対応の共通理解を図る。 ・関係書類を個別にファイル等で管理する。 ・献立確認書を基に、給食従事者・管理職・担任等で給食の対応の確認を行う。

【配慮事項】

- ◎今まで対応してきている児童生徒のアレルゲンとなる食品については、解除や追加などの変更がないか、個人面談等で保護者から十分な情報を得るようにすること。
- ◎アレルギーの情報を取り扱う場合には、プライバシーの保護に十分留意するとともに、これらの情報は、学校内で共有し、進学先や転出先の学校等へ適切に引継いでいくこと。

※転入や転出、進学に係るその他詳細については、本手引「資料Q & A集」及び別添資料「食物アレルギー対応Q & A」参照。

4 学校給食での対応

食物アレルギー対応食の提供は、医師の診断をもとに、学校と保護者が十分に話し合いを行い決定します。保護者との面談には複数の職員で対応するようにします。対象者の食物アレルギーの状況と調理場の設備や人員の面などの給食体制を考慮に入れ、安全に提供できる場合に食物アレルギー対応食の提供を行います。対応には次の①～④があります。

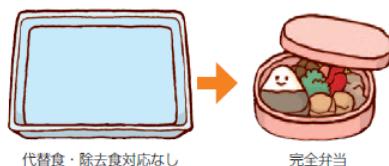
①：献立確認表や詳細献立表での対応

献立に使用される食材料について、アレルゲン成分含有の情報を献立確認書や詳細献立表を配付し、お知らせします（場合によっては保護者との面談を行い、対応の内容を伝えます）。保護者は、それに基づいて献立の中から取り除いて食べるもの、または、食べる献立と食べない献立を本人と一緒に確認し、決めます。献立確認書に押印し、本人を通じ担任へ提出します。

②：弁当持参

【毎日弁当を持参する場合】

アレルギーの原因となる食品が多く、予定献立の学校給食を食べることができない場合は、「完全弁当持参」となります。



*給食を止めて完全弁当持参の場合は給食費の徴収はしません。

【献立によって弁当を持参する場合】

アレルゲンとなる食品が給食に使ってあり、調理の過程で除去が困難な場合、または代替食を容易に準備できない場合は「一部弁当持参」となります。

③：除去食の対応

除去食とは、調理の過程でアレルゲン食品を除いた給食を提供することをいいます。調理の過程で除去が可能な場合に対応します。単品の果物やおかずを除くことも該当します。

【除去食の一例】(アレルゲン：卵)



通常の給食は、卵スープが提供されます。



卵スープに入る卵を除去します。

④：代替食の対応

代替食とは、除去した食材に対して、代わりの食材を加えたり、調理法を変えたりして完全な献立を提供することをいいます。代替の食品が容易に調達でき、安全に配慮し実施可能な場合に対応します。対応食の内容が複雑化せず、シンプルにして、安全性を高めることが大切です。

なお、「牛乳」や、主食である「米飯」「パン」がアレルゲン食品の場合、アレルギー対応で停止することができます。「牛乳」は代替飲料がありますが、「米飯」や「パン」は代替食の提供はありません。

【代替食の一例】(アレルゲン：牛乳、小麦)



通常の給食は、食パンと牛乳、スライスチーズ、ハンバーグが提供されます。



ハンバーグの代わりに鶏肉のソテーが提供されています。希望により、牛乳の代替飲料として、麦茶かほうじ茶を提供されます。(水筒持参も可) 仙台市では、主食の代替を行っていないため、家庭から持参してもらっています。

※「牛乳」「米飯」「パン」「おかず」を毎回停止する場合は、それぞれ返金となります。
(返金についての詳細は、学校給食事務取扱い説明書参照。)

5 保護者との連携

対応に当たっては、日ごろから保護者との連絡を密にし、児童生徒の健康状況を把握し、よりよい対応ができるようにします。お互いに情報交換を十分に行い、連携して取り組むようにします。

保護者から対象児童生徒に対して、食物アレルギ一体質であることや主治医からの指示を正確に知らせておき、学校で変わったことが発生した時には、直ちに児童生徒が担任に申し出ができるようにしてもらいます。連絡帳等も活用します。

学校給食での対応は主治医の診断をもとに、保護者との面談をしてから食物アレルギー検討委員会などで検討し、校長が決定します。必要があれば、保護者と一緒に主治医から直接話を聞く機会を設けます。

学校給食で全て対応することは難しく、除去食で不足する栄養素などは家庭の食事で補ってもらえるように協力を求めます。

食物アレルギー対応食を提供している場合には、年に2～3回、保護者との面談を行い、対応状況や栄養状況について情報交換をします。

〈食物アレルギー対応食を提供する場合の毎月の流れ〉



学校が献立確認書等を保護者へ配付する。



保護者が献立確認書等をもとに対応のチェックをし、献立確認書を学校へ返す。



保護者がチェックした献立確認書をもとに、除去食品・代替食品等を決定する。



管理職が確認する。学校が献立確認書のコピーを保護者へ返す。



対応内容を詳細献立表や作業工程表等に記入し、共通理解のもとに調理する。

対応内容を担任・養護教諭等に周知し、誤食がないようにする。

※対応の詳細については、第3章給食対応の実践例 及び別添資料「食物アレルギー対応Q&A集」参照

6 保護者への支援の留意点

医師の診断を受ける前から、必要以上の除去食が保護者により実行され、児童生徒の成長・発育に支障をきたしていることもあります。

成長期の食物アレルギーの場合、単にアレルギーの原因食品を除去すればよいのではなく、代わりに摂取できる食物を探し、栄養面の問題と発育発達のチェックを合わせて行わなければなりません。

そこで、学校全体として、担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員が連携しながら、保健指導、栄養指導を行う必要があります。

(1) 支援の進め方

- ① 主治医からの診断名、症状、検査値、除去が必要な食品等を記した「診断書・食事指示書」が提出され、学校での対応を決定します。
- ② 家庭での調理担当者等と児童生徒も同席して食事相談を行い、希望があれば継続します。
- ③ 相談内容や問題点などを記録します。必要に応じて、主治医の指示を仰ぎます。

(2) 食事相談のポイント

- ☆ 原因食品の特徴を理解し、医師の指示に基づいた除去を行う。
- ☆ 栄養面を考慮し、調理の工夫等で選択する食品の幅が広がるようにする。

- 体重・身長などの正常な発育のために、不足しがちな栄養素を補う食品やバランスのよい食事内容（主食・主菜・副菜の組合せ等）について情報提供をします。
- 原因食品の特徴を考慮し、選択できる食品の幅が広がるように調理の工夫等をアドバイスします。
- 規則正しい生活リズムや食習慣確立の重要性について確認します。
- 食事作りの心理的な負担が軽減できるような支援も心がけます。
- 医師とも連携し、よりよい食生活を目指します。

「食品の表示や外食の注意点などを正しく理解しましょう。」

「調理方法をこんなふうに、工夫するといいですよ。」



7 学習活動での対応

学校給食だけでなく、教材教具等にアレルゲンが含まれる場合や調理実習など食に関する学習活動、野外学習や修学旅行などでも食物アレルギーに配慮していく必要があります。その場合には、学級担任が保護者と連絡調整を十分に行い、児童生徒の安全を確保します。

自己管理能力育成のためには、保護者と協力関係を保ち、児童生徒の指導に当たるようになりますが大切です。

(1) 教材教具等への配慮

教材や教具にアレルゲンが含まれる場合には、可能な範囲で除去します。症状によっては、活動内容を見直します。



アレルゲン	配慮すべき教材教具、学習活動例
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験
ピーナッツ	豆まき、落花生の栽培
そば	そば打ち体験
大豆	大豆の栽培、みそ作り
牛乳	牛乳パックの洗浄

(2) 食に関する活動での配慮

学校行事や学級活動、家庭科の調理実習、総合的な学習の時間、クラブ活動等で食に関する活動を行う場合は、食物アレルギーを有する児童生徒に影響が無いかどうかを事前に検討します。

影響があると考えられる場合には、担任が事前にお便り、連絡帳や電話連絡等で保護者に知らせ、安全を確認し、了解の上で学習活動を実施します。



<考えられる対応例>

- ・調理実習計画にアレルギーを有する児童生徒の確認欄を設ける。
- ・使用する食品を事前に保護者や本人に知らせる。
(ハムなど加工品を使用する場合はその原材料も知らせる)
- ・できる範囲でアレルギーの原因となる食材を避ける。
- ・微量の摂取や接触で症状ができる場合には、活動への参加の仕方を検討する。

(3) 野外活動や修学旅行での配慮

① 野外活動等



社会教育施設等を利用した宿泊学習では、それぞれの施設に事前に食物アレルギーの状況を伝え、可能な対応を確認します。その上で保護者と相談し、安全を十分に確保し、宿泊学習を実施します。

緊急時の対応について事前に検討し、学校・施設・保護者と確認しておきます。

<考えられる対応例>

- ・施設での可能な範囲での除去食の提供。（施設職員・学校との協議）
- ・自宅からの食事の運搬。
- ・野外炊飯での食材検討。（小麦アレルギー…カレー粉持参）
- ・おやつ、飲料の検討。
- ・現地の医療機関への協力要請。

② 修学旅行



修学旅行では、ホテルなど宿泊施設に事前に食物アレルギーの状況を伝え、除去食や代替食の対応をお願いします。また、自主研修での食事や活動にも十分に配慮が必要です。

症状によっては、保護者と相談し、可能な場合には、現地の医療機関に緊急時の対応等を、事前に連絡しておくことも考えましょう。

＜考えられる対応例＞

- ・可能な範囲での除去食、代替食の提供。
- ・自主研修での食事選択のグループへの指導。
- ・現地の医療機関への協力要請。
- ・枕のそば殻除去。
- ・旅行会社との連携。

(4) 朝の活動、昼休み、部活動などの配慮

食物アレルギーの既往がない児童生徒が、給食後の運動により食物アレルギー症状を起こすことがあります。中でも、特定の食物摂取後、運動によって、じん麻疹、下痢、腹痛、息苦しさ、血圧低下や意識障害などが誘発される「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」というアレルギー症状を起こすケースがあります。

学校は、朝食後の学校での朝の活動、給食後の昼休みや5時間目の体育、部活動等の際には十分な健康観察を行い、体調のすぐれない児童生徒がいた場合には、アレルギー症状を疑って、速やかに対応できるようにしておくことが大切です。

事例1（朝）

朝の健康観察で、口の中に違和感を児童が訴えた。話を聞くと、朝食にさくらんぼをいつもの量以上摂取し、急いで登校してきたということであった。食物アレルギーを有していない児童であったが、病院の受診で「口腔アレルギー症候群」の疑いがあると診断された。

*朝の会では、十分な健康観察が必要です。

事例2（昼休み）

昼休み後、教室に戻ってきた児童がかゆがっている。食物アレルギーを有していない児童であったが、給食後ということもあり、食物アレルギーを疑って担任が付き添って保健室まで連れて行った。その後、症状の改善が見られず、息苦しさも訴えたため、救急車を要請。原因となる食品は不明（後日検査を行う）であるが、食物アレルギーが疑われるということであった。

*昼食後は、食物アレルギーを有していない児童生徒も気を付けることが必要です。

事例3（5時間目の体育や部活動）

体育のランニング中に、全身の発赤と手足のしびれが見られ、嘔吐した。暑かったので、熱中症も疑われた。病院では「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」であると診断された。食物アレルギーを有していない生徒であったが、給食で食べたエビチリがアレルギーの原因と考えられた。

*5校時の授業時間帯だけでなく、部活動も含めて十分な健康観察を行うことが必要です。

8 食物アレルギー対応における教職員の役割

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、関係職員で「食物アレルギー検討委員会」等を組織し、学校全体で対応していきます。食物アレルギー対応について、日ごろから校内の共通理解を図っていくとともに、積極的に連携・協力していくことが大切です。



＜校長の役割＞

- 職員の共通理解が図られるように指導する。
- 保護者と面談した際、基本的な考え方や対応策を説明する。
- 実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、最終的な対応を決定する。

＜教頭の役割＞

- 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。
- 「食物アレルギー検討委員会」の企画、調整を行う。

＜給食主任の役割＞

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図るようにする。
- 保護者との面談の際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認する。

＜栄養教諭・学校栄養職員の役割＞

- 個別面談に出席し、アレルギーの原因となる食品や症状、家庭での除去食の状況等を確認する。
- 学校給食でどのような対応ができるのかを判断し、校長に報告する。
- 学校給食での対応が決定したら、関係職員・保護者とともに毎月の対応について協議する。
- 必要に応じ、保護者に献立確認書、詳細献立表等を配付し、チェックをしてもらい確認する。
- 作業工程表等を作成する際には、アレルギーの原因となる食品に注意を払うとともに、混入がないよう調理指示を行う。
- 給食時の全般について担任と連携を密にし、安全な給食を提供する。

＜調理員・パート職員の役割＞

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態について理解し、対応食の内容を確認する。
- 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、対応する食品を確認した上で、作業工程表等をチェックしながら、調理作業に当たる。
- 管理職、栄養教諭・学校栄養職員の指示のもとに、個人の対応食を確認した上で、搬送にあたる。

＜学級担任の役割＞

- 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間が送ることができるよう十分に配慮する。
- 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童生徒にも発達段階に応じて、食物アレルギーについて指導する。
- 保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認する。
- 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にする。
- 緊急時の対応、連絡先等を確認し、職員間で確認する。
- 内服薬やエピペン[®]を処方されている場合には、どういった症状の時に使用するのか事前に十分に確認する。

＜養護教諭の役割＞

- 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。
 - ・アレルギーの原因となる食品
 - ・食物アレルギー症状
 - ・主治医及び指示内容
- 学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の職員との連携を図る。
- 食物アレルギーについての知識や対応、エピペン[®]の使用方法等について全職員に周知する。
- 食物アレルギー症状が出た場合の処置方法を確認する。
- 主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒が誤食した場合や運動後に症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
- 内服薬やエピペン[®]を処方されている場合には、どういった症状の時に使用するのか事前に十分に確認する。



第3章

学校給食対応の実践例

給食の誤配や誤食を防ぐためには、給食室や給食センターのチェックだけでなく、アレルギーの原因となる食品の確認を保護者、管理職、担任等の複数の目で行うことが重要です。

①保護者のチェック、②学校・給食室・給食センターのチェック、③担任のチェック、④本人のチェック、⑤友達のチェック、『5重のチェック』で誤配や誤食を防ぎましょう。

第3章では、第2章を受け、より具体的な給食での対応実践例を紹介します。



1 給食の誤配・誤食の防止

5重のチェックで 誤配・誤食を防ぎましょう！

給食の誤配や誤食を防ぐためには、給食室や給食センターのチェックだけではなく、アレルギーの原因となる食品の確認を保護者、管理職、担任等の複数の目で行うことが重要です。

また、児童生徒の発達段階に応じて、クラスの児童生徒への食物アレルギーの指導、そして、食物アレルギーを有する児童生徒の自己管理能力の育成を図る必要があります。

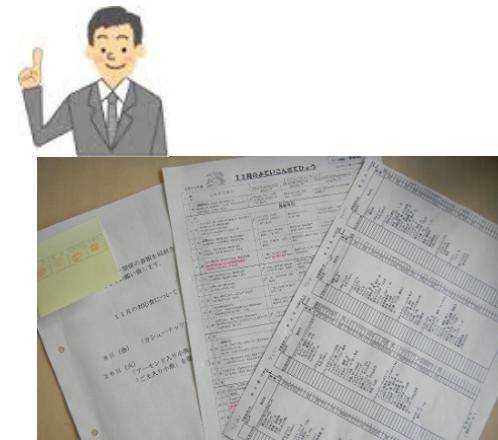
- ①保護者もチェック、②学校・給食室・給食センターもチェック、③担任もチェック、
④本人もチェックをして、⑤友達もチェックをする。

5重のチェックで、誤配・誤食を防ぎましょう。

詳細献立表原案・献立確認書原案を作成し、管理職とともに複数の目で翌月の対応を確認します。



学校は、アレルギー対応の申請がある保護者に、
献立確認書・詳細献立表などを配付します。
保護者が十分に確認できるように早目に配付するようにします。



①保護者の チェック

保護者は、献立確認書や詳細献立表などをもとに
除去食や代替食を本人と一緒にチェックします。
本人が食べられるものと食べられないものが
分かるように話してもらいます。



平成〇年度		〇月 献立確認書		例 19日 仙台市〇-セイ給食センター
日	曜日	おもなじごとんとはたらき	備考	
3	火	こんだめい	おもなじごとんとはたらき	家庭から
4	水	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
5	木	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
6	金	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
24	火	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
25	水	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
26	木	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
27	金	ひよこ	おもなじごとんとはたらき	おわせ持手
仙台市立〇〇学校長様 〇月の除去食品及び献立は、上記のとおりです。 平成〇年〇月〇日 〇年〇組 児童生徒名 保護者名				

保護者はチェックをした後、献立確認書を学校に戻します。連絡が一方通行にならないように、封筒や献立確認書に確認印を必ず押します。





②学校・単独調理校給食室・給食センターの チェック

学校は、献立確認書のコピーを取り保護者へ返送します。原本は、学校で保管します。

対応に変更があった場合は必要に応じて電話などで確認をします。

学校は、児童生徒のアレルギー対応を確認し、全職員で共通理解を図ります。



栄養教諭・学校栄養職員は除去食・代替食を決定し、詳細献立表や作業工程表などへの記入をします。業者への発注も忘れずに行います。



学校では、保護者からの献立確認書と対応について、管理職へ報告します。



栄養教諭・学校栄養職員が、献立確認書をもとに調理指示を出します。全員での共通理解が図れるように打合せの時間を確保することも大切です。

搬送担当者は配膳室の所定の場所に確実に対応食を置いたかを確認します。



担任は、保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示したり、すぐにチェックできるところに置いたりするなどします。



③教室(担任)の チェック



④教室(本人)の チェック

⑤教室(友達)の チェック

①～⑤チェックの詳細は、P33～46へ

①保護者のチェック

食物アレルギーの対応を希望している保護者に献立確認書を配付します。



※対応を希望する保護者とは、食物アレルギー対応の「申請書の提出」がある保護者です。

<献立確認書を配付する目的>

食物アレルギーを有する児童生徒が、給食で何の食品を除去するのか、代替食が提供される場合は、何の食品が除去になりその代替食が何になるのか、事前に確認すること、そして給食が提供される当日も確認する必要があります。

食品の除去や代替食提供に関して、給食室や給食センターの栄養教諭・学校栄養職員の対応任せ、本人による除去任せになっている場合があるかもしれません。

献立確認書をもとに、複数の目でチェックする体制を整えることが誤配や誤食の防止につながります。

〇〇〇組 児童生徒氏名 OOOOさん		〇月 献立確認書		
日 曜 日	こんだてめい	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき		
		おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	家庭から 家庭から
1 水	ちゅうがねづか ぎゅうじゅう さん生のりかわせき ためたまご きょうじょしきよせきり	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
2 木	木コアパン ぎゅうじゅう ハーブオーブンパン(オーブン) やさ パン スマート	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
3 金	しゅくパン ブルーベリージャム のこぎりパン(ヨネベーカー) しらいたんのりのりのり	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
4 火	おもなじょくひんとはたらき さん生のりかわせき ためこしる キャベツのレモンソース	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
5 水	ごはん ぎゅうじゅう とたじくじょううやき おかめのひそし アーモンドりやさいいのぬ	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
6 木	おもなじょくひんとはたらき さん生のりかわせき ためこしる キャベツのレモンソース	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
7 金	おもなじょくひんとはたらき のこぎりパン(ヨネベーカー) のこぎりパン(ヨネベーカー)	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
8 火	ごはん じゅうも おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
9 水	ごはん じゅうも にくどうりんご せいこんチキン メロン	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
10 木	パン ←代替のもののお手本お手本 パン	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
11 金	ごはん ぎゅうじゅう からぼうせきのこじる きりほしげんのひり	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき	おもなじょくひんとはたらき おもなじょくひんとはたらき
平成〇〇年〇〇月〇〇日				
仙台市立〇〇学校長 植 〇月の食物アレルギーの対応について、上記献立確認書のとおりとすることについて 承認いたします。 印				

献立確認書は、単独調理校や各学校給食センターによって、配付する様式には違いがありますが、次のものが確認できるようになっていることが大切です。

- 除去する食品
- 代替される食品

保護者が記入できる欄を設け、対応の変更や家庭から持参するものなどを書いてもらうようにします。

献立確認書をもとに、アレルギーの原因となる食品を本人と一緒に保護者にチェックしてもらいます。チェックしたものに保護者印をし、学校へ返却してもらいます。

* 何が食べられて、何が食べられないのか、保護者から本人に話し確認してもらうことが大切です。

* 学校や給食センターから毎月の献立確認書を渡しても、保護者に確実に渡って

いるのか確認ができません。保護者がチェックしたことを学校側で確認するため、保護者から署名捺印をもらい、学校へ返却してもらいます。



献立確認書のコピーをとり、返送します。

- * 献立確認書は、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員だけでなく、管理職や担任も共に確認します。不明な点や疑問点があった場合は、再度保護者に連絡します。
- * 原本は学校保管とし、コピーしたものを持ち帰ります。
- * 献立確認書が家庭と学校とにあることによって、保護者と担任は共通した確認の声掛けをすることができます。

<対応の一例>

除去する食品に間違いはないか、代替食を提供する場合は、それを食べてもよいか、アレルギーの程度により成分表などを確認してもらうなど、家庭でも事前に確認してもらうことが大切です。献立確認書は学校からの一方通行ではなく、保護者の確認をもらうようにします。(署名捺印)

学校と保護者との2重のチェックをします。

ヒヤリハット！

「先生、うちの子これは食べられません！」と、保護者が気付いてくれる場合もあります。逆に食べることができますということもあります。学校と保護者双方での確認が大切です。

保護者とのやり取り（連絡帳や電話で確認したことなど）は、コピーをしたり、メモをして残したりしてファイリングしておくと便利です。

学年ごとに色分けをして、ファイリングしている一例。職員室に保管をし、教職員が誰でもすぐに確認できるようになっています。

(*個人情報のため、保管に関しては、施錠するなど管理に留意する。)

<献立確認書の提出について>

- ◎ 保護者への献立確認書の提出については、各種様式をお使いください。
 - 「(単独調理校用) 食物アレルギー対応 献立確認書の提出について」
 - 「(センター対象校用) 食物アレルギー対応 献立確認書の提出について」
- ◎ その他、献立確認書の対応についての詳細については、別添資料「食物アレルギー対応 Q&A集」を参照ください。

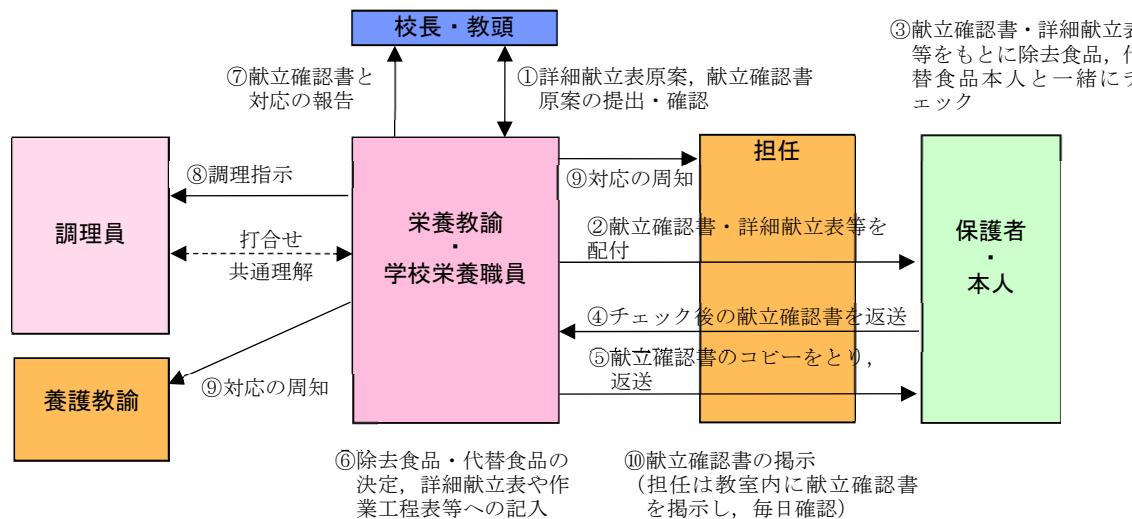
②学校・単独調理校給食室・給食センターの チェック

栄養教諭・学校栄養職員だけで対応するのではなく、学校全体で組織的に対応するようにします。

(1) 単独調理校の例



年に2～3回、保護者と面談を行い、対応状況や栄養補給状況について共通理解を持つようとする。

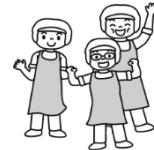


改めて確認を！

- ① 栄養教諭・学校栄養職員は、詳細献立表原案・献立確認書原案を管理職に提出する。
管理職は、詳細献立表原案・献立確認書原案を確認する。
- ② 栄養教諭・学校栄養職員は、申請に基づき献立確認書と詳細献立表等を保護者に配付する。
- ③ 保護者は、献立確認書と詳細献立表等をもとに除去食品・代替食品を本人と一緒にチェックする。
- ④ 保護者は、チェック後の献立確認書を学校に返送する。
- ⑤ 栄養教諭・学校栄養職員は、献立確認書のコピーを取り、保護者に返送する。
原本は、学校保管とする。
(栄養教諭・学校栄養職員は、必要に応じて直接電話等で保護者に確認する。)
- ⑥ 栄養教諭・学校栄養職員は、除去食品・代替食品を決定し、詳細献立表や作業工程表等へ記入する。
- ⑦ 栄養教諭・学校栄養職員は、保護者からの献立確認書と対応について管理職に報告する。
- ⑧ 栄養教諭・学校栄養職員は、調理員等に献立確認書をもとに調理指示を出す。
(打合せを十分に行い、共通理解を図る。)
- ⑨ 栄養教諭・学校栄養職員は、担任と養護教諭にアレルギーの対応を周知する。
- ⑩ 担任は、保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示する。

[調理の際には]

- * 檢査時、対応食に使用する食品が間違いなく納品されているか確認します。
- * 作成された作業工程表・作業動線図・調理指示書等をもとに、調理にかかる全員で打合せを行い、運搬も含め、除去または代替する食品、調理途中での取り分け等について共通理解を図ります。
- * 調理作業に入る前に、使用する食品や調味料を複数の職員で確認します。
- * アレルギーの原因となる食品（加工食品含む）の調理過程での混入等に十分注意します。
- * 個別のアレルギー対応食が指示どおりに容器等に分けられたか、複数の職員で確認します。
- * 原材料とできあがった献立からそれぞれ 50 g 以上の保存食をとります。
- * 校長は、アレルギー対応食も含め検食を行います。



[配送・配膳の際には]

- * 献立確認書や作業工程表等をもとにチェックし、誤配がないようにします。
- * 対象児童生徒の専用食器や容器・配膳トレーには、学年・組・氏名を明記します。クラスにアレルギー食対応児童が複数おり、誤配の可能性がある場合には、さらに表示方法等の工夫を行います。
- * 配膳室での受け取りについては、児童生徒ではなく担任等の教職員が対応します。

[配膳後には]

- * 配膳室に対応食が残っていないか、管理職等が確認します。



[予定献立に変更が生じた場合]

- * 予定献立の変更が生じた場合には、保護者に連絡をします。
- * 急な変更の場合には、対応食を提供しないことも含めて、管理職が対応を決定します。

ヒヤリハット①【食材の確認不足】

「がんもどき」に、「ごま」や「山芋」が含まれていた。納品時のラベルの確認で気付き、除去食の対応とした。

「がんもどき」の他にも、「玉こんにゃく」に「ごま」が入っていたり、「お好み焼きの粉」に「山芋」が含まれたりすることがあります。使用食材の確認をしっかりと行いましょう。

ヒヤリハット②【年度初めの確認不足】

新学期、クラス確認が不十分で、食物アレルギー対応食が隣のクラスの棚に置かれてしまった。担任が気付いて本人に渡した。

新年度の忙しい時期に起こりがちな「ヒヤリハット」です。このような時期こそ丁寧に、給食室の従事者も含め、複数の目をもって対応を行います。

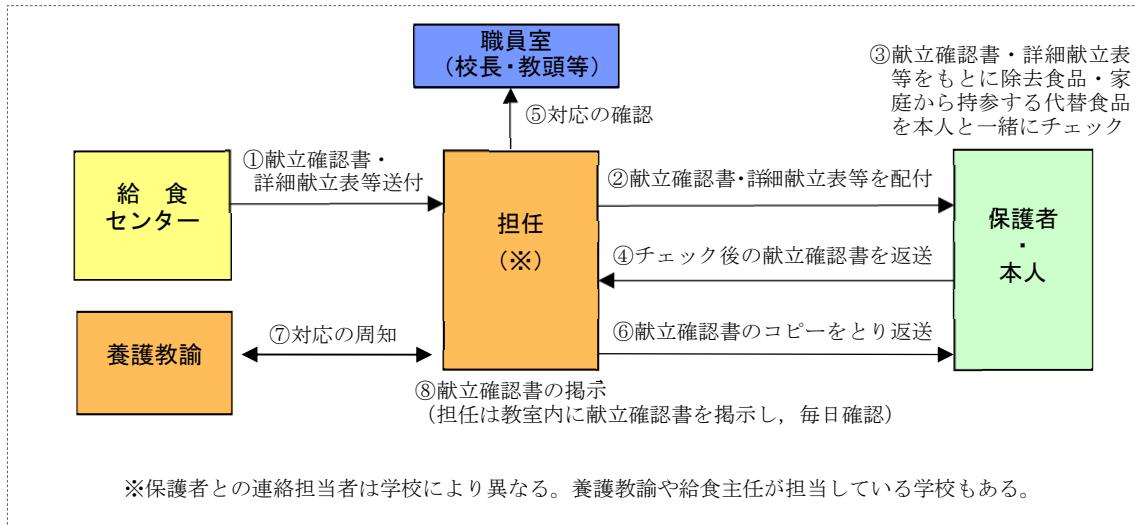
ヒヤリハット③【複数の対応の中での誤配】

「八宝菜」で、「えび抜き」「いか抜き」「うずら卵抜き」の 3 種類の除去食を作った。それぞれの対応食を配食したつもりだったが、「うずら卵抜き」対応の子にえびの除去食を誤配してしまった。食べる前に、本人が気付き担任に伝えた。

対応食の種類が増えると、誤配などのリスクが高くなります。安全なアレルギー対応食の提供のためには、二重、三重の確認が事故防止につながります。

(2) 給食センター対象校の例

【基準食献立を提供する場合（本人が除去）】



改めて確認を！

- ① 給食センターは 申請に基づき献立確認書と詳細献立表等を学校に送付する。
- ② 担任等は、保護者に献立確認書と詳細献立表等を配付する。
- ③ 保護者は、献立確認書と詳細献立表等をもとに除去食品を本人と一緒にチェックする。
- ④ 保護者は、チェック後の献立確認書を学校に返送する。
- ⑤ 担任等は、管理職らと対応の確認をする。
- ⑥ 担任等は、献立確認書のコピーを取り、保護者に返送する。
原本は、学校保管とする。
(担任等は、必要に応じて直接電話等で保護者に確認する。)
- ⑦ 担任（養護教諭）は、養護教諭（担任）に対応を周知する。
- ⑧ 担任は、保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示する。

[調理の際には]

*保護者や学校にお知らせしているとおりの内容で確実に調理・配達されるよう確認します。

[予定献立に変更が生じた場合]

*予定献立の変更が生じた場合には、保護者に連絡をします。

*急な変更の場合には、管理職が対応を決定します。

[配食の際には]

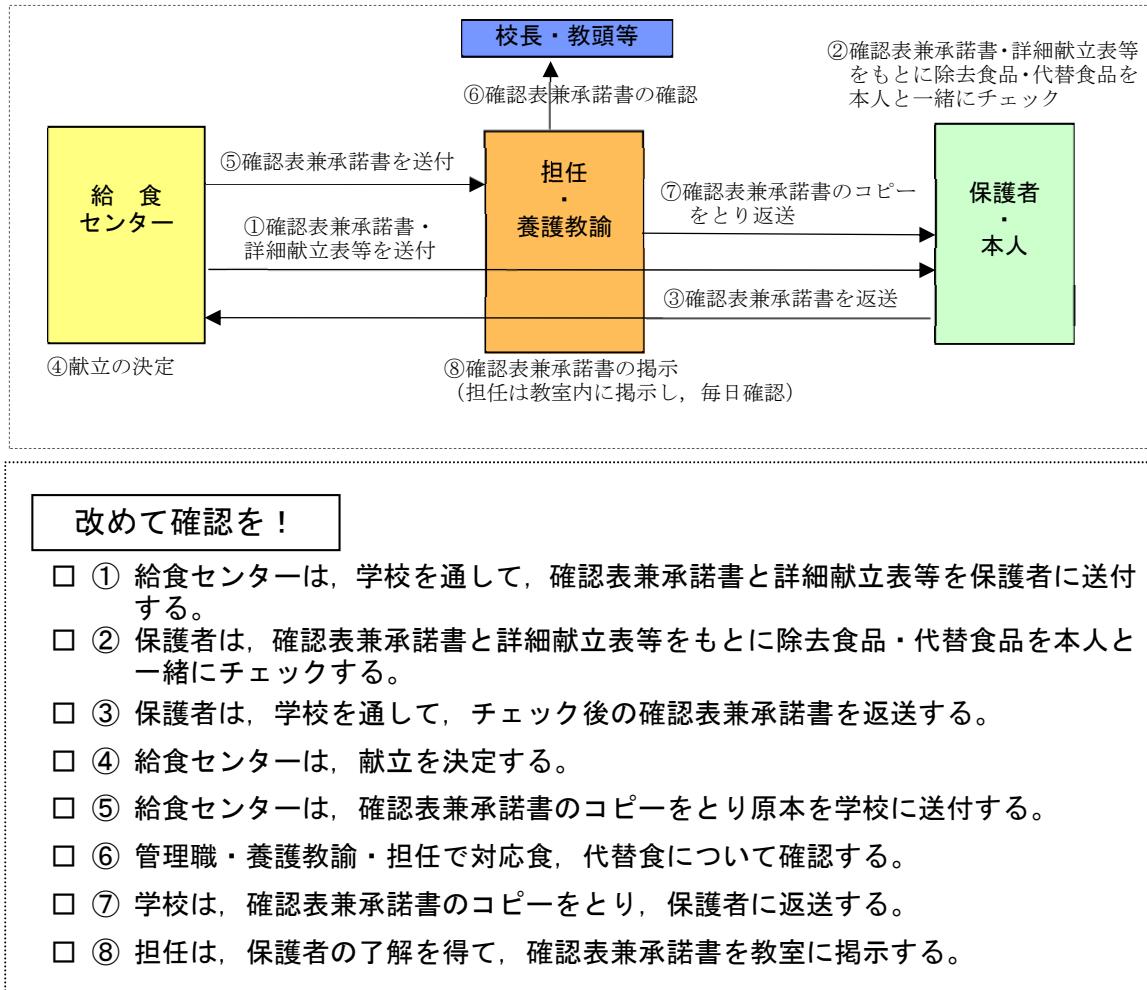
*担任は、確認書をもとに除去する食品の確認を行います。

*児童生徒の発達段階に応じて、除去を手伝います。

[その他]

*管理職は、教室に確認書が掲示されているか、本人がきちんと除去できているか、定期的に教室を見回り、確認します。

【食物アレルギー対応食を提供する場合】 高砂センター・野村センター



[調理の際には]

- * 調理指示書や作業工程表をもとに、調理員との打ち合わせを十分行います。
- * 調理室において、除去するべき原因食品が混入しないように注意して調理します。
- * 原材料とできあがった献立からそれぞれ 50 g 以上の保存食をとります。
- * センター所長は、アレルギー対応食も含め、検食を行います。

[配送・配膳の際には]

- * 確認表や作業工程表等をもとにチェックし、誤配がないようにします。
- * 配膳時に食物アレルギー対応食が確実に本人に届くように、器に盛り付けトレーにのせ、該当児童生徒名を明記する等配慮を行います。
- * クラスに複数おり、誤配の可能性がある場合には、学校では、名札を色分けするなど工夫します。
- * 配膳室での受け取りについては、児童生徒ではなく担任等の教職員が対応します。
- * 搬送パート、担任、管理職等は、直接手渡しによって対応食を確認します。

[予定献立に変更が生じた場合]

- * 予定献立の変更が生じた場合には、学校と保護者に連絡をします。
- * 急な変更の場合には、対応食を提供しないことも含めて、管理職が対応を決定します。

食物アレルギー対応食提供の実践例～学校給食センターの場合～

食物アレルギー対応食の献立

アレルギー対応食の調理は、アレルギー専用調理室で行います。

安全で間違いない調理を行うため、対応食の献立は、一般の児童生徒に提供される給食の献立（以下「基準献立」とする）を基に原則2種類作成します。

基準献立からアレルギー原因食品（27品目、種実類）を取り除いた、あるいは一部代替食品を使用した2献立から、児童生徒の状態に応じてどちらかが配食されます。

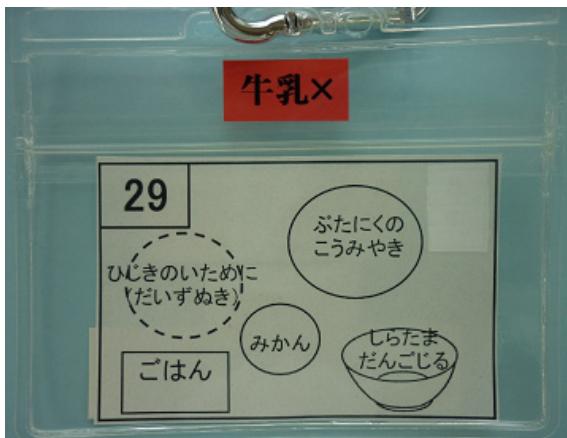
【対応食の献立例】

基準献立	対応献立		
	A		B
	除去 (卵)	除去 (卵・乳・小麦・豚肉・えび・いか)	
八宝菜	ぶたにく	ぶたにく	使用しない
	いか	いか	使用しない
	えび	えび	使用しない
	うずら卵	使用しない	使用しない
	にんじん	にんじん	にんじん
	はくさい	はくさい	はくさい
	さやえんどう	さやえんどう	さやえんどう
	こめ油	なたね油	なたね油
	砂糖	砂糖	砂糖
	しょうゆ	キヌアしょうゆ	キヌアしょうゆ
マカロニサラダ	ごま油	使用しない	使用しない
	中華スープのもと	(乾) しいたけ	(乾) しいたけ
	マカロニ	マカロニ	はるさめ
	にんじん	にんじん	にんじん
	きゅうり	きゅうり	きゅうり
	たまねぎ	たまねぎ	たまねぎ
ヨーグルト	塩・こしょう	塩・黒こしょう	塩・黒こしょう
	マヨネーズ	手作りドレッシング	手作りドレッシング
	ヨーグルト	ヨーグルト	アガーゼリー

油や調味料等は初めからアレルギー対応のものを使用します。
卵、小麦粉、調理用牛乳、ごまは、飛散の危険性からすべてにおいて使用しません。)

献立によっては、本人にとって原因食品以外の食品も除去されることがあります。そのため「基準献立において原因食品の使用頻度がごく少ない場合」や基準献立に原因食品が入っている場合でも、「体調によって食べられる」「加熱すれば食べられる」「自分で原因食品を取り除くことができる」という児童生徒には、基準献立での給食を薦める場合もあります。

食物アレルギー対応食の配送・配食



「盛り付け表」(29は日付)

〈対応食提供までの流れ〉

① 食物アレルギー対応食は、給食センターから学校へ、対象児童生徒専用の配送容器で届けられます。

(配送容器の中には、おかずの入っているランチジャーと食器が入っているケース（バット）が入っています。)



② 配送容器は、給食センター配達員から学校の搬送担当者へ直接手渡しをします。学校では、名前等を確認して受け取ります。



③ 学校側では、誤配・誤食が無いように、搬送パート、担任、管理職等が直接手渡しにより対応食を確認の上、対象児童生徒の元へ届けます。



④ 「盛り付け表」に従って、ランチジャーの容器から食器に盛り付けを行います。



【注意！】

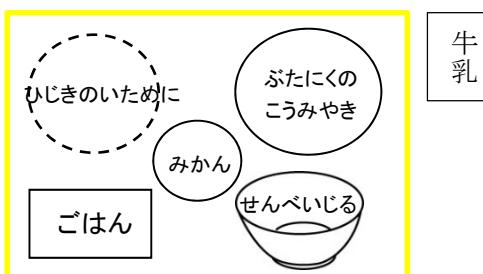
対応食提供の児童生徒は、おかわりなど、基準食を食べることはできません。



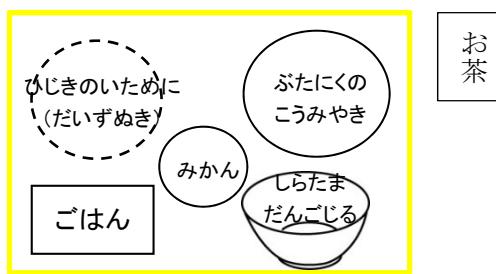
⑤ 喫食後は、食器をバットに戻します。食べ残しがある場合は、ランチジャーの中に入れて返却します。

(アレルギー専用室に原因となる食品を持ち込まないようにするため、基準食を配食した食器等と混ざらないように注意します。)

〈基準食と食物アレルギー対応食の一例〉



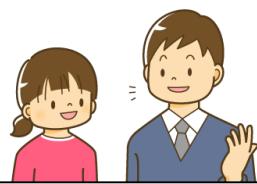
基準食



食物アレルギー対応食

③教室(担任)のチェック

保護者の了解を得て、献立確認書を教室に掲示します。



「今日の給食で、児童生徒のアレルギーの原因となる食品は何なのか？」

「除去する食品（献立）は何なのか？」「除去した食品（献立）の代替食は何なのか？」

給食前は時間も限られており、他の児童生徒の体調不良への対応、生徒指導等の対応などを行わなければならないことがあります。給食の時間だけでなく、毎朝の健康観察の際に、今日の給食について確認するなど工夫します。

〔朝の会〕 * 健康観察、家庭からの連絡有無の確認、持参する代替食の確認をします。

* 対応児童生徒が欠席の場合には、給食室へ連絡するようにします。

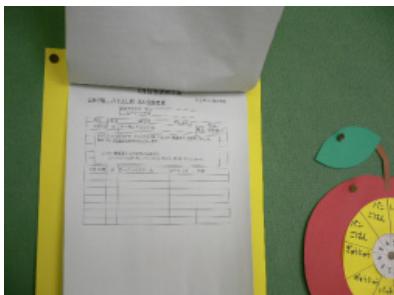
〔食事前〕 * 献立確認書をもとに、担任と本人とで間違いなく配膳されたか確認します。

〔食事中〕 * まわりの児童生徒からの食物摂触や誤食に十分注意します。

〔食事後〕 * 対象児童生徒の食後の健康状態を観察します。

* 後片付けの際には、食器具等に残ったアレルギーの原因となる食品が該当児童生徒の手指等に付着して誤食につながらないよう指導します。

〔教室チェックの際には〕 * 掲示だけでなく、様々な献立確認書の保管・チェック方法があります。



献立表をめくると、アレルギー対応食の確認を行うことができるようになっています。アレルギーを有する児童生徒の気持ちや発達段階に応じて対応しています。



教室の担任机中にアレルギー対応の献立確認書が入っています。
担任以外の教職員みんなで献立確認書の場所を共通理解して対応することが必要です。



給食当番チェック表と一緒に、アレルギー対応の献立確認書をファイルしてあります。いつでもすぐに取り出し、確認ができるようにしています。

〔食物アレルギーを有する児童が給食当番の際には〕

アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う場合は、原因食品に触れないようにします。

給食当番チェック表						
年 組						
日	曜	下痢をしていない	発熱・腹痛 嘔吐がない	白衣・帽子を身につけている	手・指はきれいに洗った	アレルギー対応食の確認をした
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					

〔給食当番チェックの際には〕

給食当番表の中に、左記のようにチェック欄を設けるなど工夫するようにします。



〔おかわりの際には〕

献立確認書でアレルギーとなる食品が含まれていないか再度確認します。

(ただし、給食センター対象校で食物アレルギー対応食を提供されている児童生徒は、おかわりはできません。)

校長	教頭	教務	学年主任	担任
補欠授業計画				
平成 年 月 日() 年 組 担任名				
教科名	曜次	授業計画	備考	
1				
2				
3				
4				
給食		アレルギー食対応児童の有無 (有・無)		
5				
6				
補欠・下校				
事由	年休 痛免 研修(出張)	特休 その他	】	
児童への連絡				
児童の引き継ぎ事項(アレルギー・健康・発達等)				
※補欠・内容・進め方について、学年主任、同学年担任、教務主任と相談して計画立てること。				

〔担任が不在の際には〕

担任が出張などの際には、補欠に入った代わりの教師が、担任と同じ対応ができるようにします。補欠計画の中に「食物アレルギー対応」の欄を設け、確認できるようにします。

『補欠授業計画の一例』

給食指導の際に、配慮する児童生徒がクラスにいるのが一目で分かるようにしておきます。

給食喫食後に体調不良を訴える場合もあるので、昼休みや5時間目等も含めて体調の管理に留意するようにします。

学年・組	年 組	担 任	
氏 名	ふりがな □□ □□	性 別	
		生年月日	平成 年 月 日 生
1. 食物アレルギー			
小麦・大麦・ナツツ類 → ※学校対応の内容→除去食で対応(パンは持参)			
※現在までの状況 ○年○月○日 運動誘発と思われるアレルギー症状→保護者連絡→パララミン服用後帰宅			
連絡先	母携帯 090-123-4567	主治医 連絡先	○○ 病院 ○○○ 医師 ○○○-○○○○
担 任	主な症状 咳・かゆみ・蕁麻疹 喉がチクチク	養護教諭	
崇養教諭		応急処置(指示書) ①メブチニアーア吸引 ②パララミン服用 ③エビペン(ランドセル) ※AED準備	
給食成分表持参	教 頭		
119番 通報	★2F職員室前からAEDを持ってくる () ★記録する () ★救急車の誘導に校門に1名向かう ()		
写 真	① 救急です。 ② △△小学校です。住所は、○区○ ○丁目○-○です。 ③ ○年生男子が給食を食べた後、○○○の状態です。 (※エビペンの処方や使用の有無を伝える) ④ 私は、△△小学校○○です。電話番号は、 ○○○-○○○○です。校門から職員が誘導します。		

〔緊急時の際には〕

文部科学省通知文「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」(平成26年3月26日付)においても、児童生徒ごとの「個別対応プラン」の作成の必要性について明記されています。

児童生徒それぞれの個別対応プランを作成し、緊急時には全職員ですばやく対応できるようにしておくことが大切です。対応プランの作成だけでなく、校内研修等を通して、緊急時の動きの確認をすることが大切です。

←『個別対応プランの一例』

食物アレルギーの症状や対応は、その児童生徒によって違っています。学校は、保護者と情報を共有しながら対応プランを作成するようにします。

④教室(本人)のチェック

教室に掲示してある献立確認書を見て、今日の給食で食べられるもの食べられないものをチェックします。

担任は、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、保護者及び養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携をとり、児童生徒の発達段階に応じて、保健指導、栄養指導、生活指導を行い、食品を見分ける、自らの症状を理解する等の自己管理能力を育成します。

○自分は何に食物アレルギーがあるのかを知っている。献立表で確認できる。

○年○組		○月 献立確認書				毎月19日は 食育の日	例 仙台市 小学校
児童生徒氏名 OOOOさん							
日	曜日	朝ごはん	おもなしょくひんとはたらき	おもにからだをつくるものとなる	おもにからだのちようしをととのえるものとなる	家庭から	
		こんだてめい	きのグループ	あかのグループ	みどりのグループ		
1	水	ちゅうかあわぎゅうにゅう トマトもフレイ コーンいたたまごスープ→たまご焼き きょうじょくゼリー	ごはん もちごめ ごまぶら さとう パンご ごまご あぶら でんぶん	とりにく ぎゅうにゅう しづも たまご ハム	にんじん たけのこ ごぼう グリンピース ごまつな		
2	木	小ココアパン ぎゅうにゅう 木 ミルクティミートソース(たいすいり) いースープ グレープフルーツ					
3	金						
20	月	じょくパン ブルーベリージャム ぎゅうにゅう めだまやき⇒鶏肉の塩焼き しろいんげん生姜のポタージュ ミニトマト	じきがいも バター	ぎゅうにゅう たまご いんげ んまめチーズ クリーム	パセリ たまねぎ トマト		
21		～代替食の提供がある～ 「目玉焼きの代わりは、鶏肉の塩焼きだ。」					
22							
23	木	小さんときまめパン ぎゅうにゅう だいすとこさかなの生るごとあげ けんちんうどん ひじきいりおひたし	あまなつとう パン でんぶん カシューाप あぶらごま さとう うどん	ぎゅうにゅう だいす いわなご あぶらあげ ひじき	にんじん だいこん ごぼう ねぶかねぎ ほししいたけ ごまつな もやし		
24	金	あきこはん ぎゅうにゅう チキンカレー ボテトサラダ(マヨネーズ) →マヨ→除去→塩しょう味 グレープフルーツ	ごはん おおむぎ あぶら じやがいも マヨネーズ	ぎゅうにゅう とりにく チーズ	にんじん たまねぎ きゅうり とうもろこし グレープフルーツ		
28	火	ごはん ぎゅうにゅう やきししゃ あまなつ					
29	水	ごはん ぎ にくどう だいこん					
30	木	メロンパン ← 代替のもの持参をお願います。 ぎゅうにゅう とうもろこしやきソースかけ ミネストローネ ケーンのサラダ	でんぶん じやがいも あぶら	ぎゅうにゅう とうふ たまご とりにく すけそうだ ら いんげん生め	たまねぎ にんじん プロッコリー キャベツ にんにく とうもろこし ヤングコーン きゅうり	パンを 持たせます	
31	金	ごはん ぎゅうにゅう みそ生め きのこじる きりぼしだいこんのいりに					
～対応の必要なない日も～ 「今日は、みんなと同じもので大丈夫だな。お母さんとチェックしたもんな。」							
仙台市立〇〇学校長様 ○月の食物アレルギーの献立については、上記献立確認書のとおりとすることについて 承認いたします。						○年○組 保護者名	印

○献立確認書と異なる場合は、担任（教職員）に伝える。



○具合が悪くなったら、すぐに先生に伝える。

<p>— どのような症状か —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のどが痛い ・せきができる ・息が苦しい など 	<p>— いつから具合が悪いか —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇を食べてから ・給食を食べ終わってから ・昼休み中に など 
--	---

○飲み薬や塗り薬を持参している場合は、その管理をする。

<p>— 保管場所はどこかがわかる —</p> <p>常に決まった場所に保管する。</p> <p>例) ランドセルの中 (どのポケットか)</p> 	<p>— いつ飲む(塗る)のかがわかる —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食前 ・食後 ・誤って食べた時 ・症状がでた時 など 
---	--

・・・自己管理能力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

最初に必要なことは、自分のアレルギーを認識することです。ある食物を食べると体に異常な反応が出ることを知り、そのものを口にしないようにします。また、学校給食では献立に使用されている食品を調べて、食べない又は量の加減をするといった自分の健康状態に応じた摂取の仕方ができるようになるための指導をしていきます。さらに、友達から勧められたときに、きちんと断り理由も話せるようにします。

例えば、友だちの家でおやつをすすめられたら・・・

- ◆「卵は入っていませんか？卵のアレルギーがあって、食べると息が苦しくなるんです。」
- ◆「家からお茶を持ってきました。オレンジジュースを飲むとじんましんができるんです。」



⑤教室(友達)のチェック

食に関する指導の全体計画に食物アレルギーの指導を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて、周りの児童生徒にも食物アレルギーについて指導します。

周りの児童生徒へ指導する際には、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者から理解を得て、指導するなどの配慮が必要です

<次のようなことを指導します>

- 食物アレルギーは好き嫌いではなく、疾患の一つであること。
- 対応食が出されている理由。家庭から持参している理由。
- 自分にとって何でもない食べ物が人によっては生命に関わること。等



<周りの児童生徒へ指導することによって>

- 「〇〇さんだけ、特別だ。」「〇〇さんだけ、ずるい。」など、差別や偏見を持つことがなくなります。
- 「〇〇さん、献立に印が付いているよ。」など、給食当番も食物アレルギーを有する児童生徒に対して、理解のある声掛けができるようになります。



献立確認書掲示の例



給食当番も、今日の給食を確認している。

ヒヤリハット！

対応食を受けていた場合、おかわりはできない約束をしていたが、おかわりをもらっていた。クラスの友達が、「〇〇さん、だいじょうぶ？」と声を掛けておかわりを食べずにすんだ。

まわりの児童生徒の食物アレルギーへの理解が、アレルギーを有する児童生徒の誤配や誤食を防ぐ場合もあります。児童生徒の発達段階に応じた指導をすることも必要です。

まわりの児童生徒への指導の必要性

食物アレルギーという疾患に対して、差別や偏見を持つことなく、まわりの児童生徒が思いやりを持って接することができるようになるためには、食物アレルギーという疾患への正しい知識を持たせることが必要です。

食に関する指導の全体計画に食物アレルギーの指導を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて、指導していくようにします。

学級での指導



教育活動全体を通じてあらゆる場面で、学級の友だちとして、どんなことが大切かを話し合います。担任は、みんなが気持ちよく過ごせるように、応援できる学級体制作りに心掛けます。心ない声掛けをする子がいた場合など、機会を逃さず指導することが大切です。

学校全体での指導

学校は、全ての子どもたち一人一人が安心できる場でなくてはなりません。食べることを強要したり、本人の訴えを無視して勧めたりしないよう指導します。食物アレルギーは、好き嫌いとは違い、身体への疾患として食物が関わることもあることを指導します。

食に関する指導計画への位置付け 仙台市食に関する指導の手引 改訂版 より

- 食物アレルギーに関する指導を食に関する指導の全体計画や年間指導計画に位置付け、全学年の特別活動等で指導することを明記する。
- 給食時間や学級活動等において、学年に応じた指導を計画的に行う。

【年間指導計画の指導内容（例）】

	指導内容
小学校（低）	自分や友だちが食べる内容を知る。誤食した時に知らせることができる。
小学校（中）	自分が食べることができない食品を確認できるようにする。食品表示とは何かを知る。
小学校（高）	自ら原因食品や疑いのある食品を除去することができる。友だちのアレルギーを理解し協力できる。
中学校	原因食品の除去ができる。エピペンの使い方を理解する。友だちのアレルギーを理解し協力できる。

紙芝居の活用

- 「アトピーせいひふえんってうつるの？」
- 「ぜんそくってなあに？」
- 「たまごのたまちゃんのしらなっかたこと」
- 「たべられないよアレルギー」

※健康教育課の貸出用紙芝居より



2 学級担任による給食時間の指導例 <小学校>

	学級担任	児童・日直	給食当番
準備 10 分	①机上の整理、換気、手洗いの指導をする。 ②給食当番の健康観察(健康観察カードへ記入) <u>③配膳室に付き添い、給食を運搬する。</u>	・机上の整理をする。 ・グループをつくる。 ・ランチョンマットを敷く。	・身支度、手洗い。衛生・健康チェックを受ける。 
15 分	○アレルギー等の対応が必要な児童がいる場合には、 <u>献立表等でアレルギー等対応の有無を確認する。</u> ○対応食の受け取りは誤配食がないように児童のみではなく、担任等の教職員が対応する。		
食事 25 分	④盛り付けや皿の置き場所、配膳の指導をする。 ☆給食指導のワンポイント☆ ・献立を復唱させる。(低学年) 献立を復唱させることで、献立名を学ばせる。 ・主食・主菜・副菜等を確認させる。(中・高学年) 主食・主菜・副菜の3つがそろっていると、 食事のバランスがよいことを学ばせる。	・配食された量を確認する。 ・今日の献立を知らせる。 ・給食を作ってくれた人や給食当番に感謝をして、「いただきます」をする。 日直「今日の献立は、むぎごはん」児童「むぎごはん」 日直「ひじきのいために」児童「ひじきのいために」… 教師「今日の主食は何ですか。」児童「ご飯です。」 教師「主菜は何ですか。」児童「秋刀魚の塩焼きです。」… ※朝食等でも主食・主菜・副菜の3つがそろっていたかなど確認し、日頃から意識付けさせる。	 担任が給食の食材の産地や料理について「給食室だより」を読んで補足説明をしたり、「給食クイズ」を出したりして、児童へ今日の給食について感心を持たせる。 給食の時間は、年間約180回の指導の時間です。 食育の観点から、正しい食事のマナーや食生活の指導の場ととらえて、指導するようにします。 <主な食事のマナー> ☆ 箸などを正しく使い、正しい姿勢で食べる。 ☆ 明るい話題を選び、楽しく食べる。 ☆ 口にものを入れたまま話さない。 ☆ むやみに席を立たない。 児童の間を回りながら、食品の栄養素について話したり、苦手な食べ物に少しでもチャレンジできたことを賞賛したりする。 ごちそうさまの5分前には、『もくもくタイム』などの時間を設け、食事中の会話が原因で残食が増えることのないようにする。
30 分 間	○アレルギー対応の児童がおかわりをする場合には、 <u>献立表等でアレルゲンが含まれていないかしっかりと確認すること。</u> (ただし、給食センター対象校でアレルギー専用食器等の対応食を提供されている児童はおかわりできない。)		
食後 10 分	⑤下膳の際に、児童に声を掛ける。 「野菜にもチャレンジできたね。」「おかずと一緒に食べると今度はご飯がもっとすすむよ。」… <u>⑥配膳室に付き添い、食器、食缶を返却する。</u> (教師が率先して挨拶をする。)	・給食を作ってくれた人や当番に感謝をして、「ごちそうさま」をする。 ・教室全体を見渡し、汚れがあればきれいにする。	・「ごちそうさまでした」「おいしかったです」など挨拶をして、食器や食缶を配膳室に返却する。
	○アレルギー対応児童の食後の健康状態を観察すること。(対応していない児童が食物アレルギーを発症する場合もある。)		

第4章

災害時の対応について

災害時には、ストレスや生活環境の変化から、大きく体調を崩すことがあります。特に食物アレルギーを有する児童生徒やその御家族には、大きなストレスになります。

災害時に起こりうる問題点を事前に把握し、対応の準備を行っておくことが大切です。



1 食物アレルギーを有する児童生徒への災害時の対応

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、避難所での生活を強いられ、生活に大変苦労された食物アレルギーを有する児童生徒やその御家族が数多くいました。

学校は避難所になることもありますので、そうした児童生徒へも配慮できるよう災害時の対応について、事前に確認と準備をしておく必要があります。

<災害時に起こりうる問題点>

食物アレルギーを有する児童生徒やその御家族においては、次のような問題が起こります。

○ 炊き出し時における食物アレルギーの原因となる食品の誤食

食物アレルギーは、成人を含めて全人口の2%程度の有病率があり、通常の非常食を食べることができない場合もある疾患であることを十分に理解しておく必要があります。



<仙台市食糧備蓄> ※平成29年までに全指定避難所に備蓄される予定です。

- ・アルファ米、アルファ粥、調理不要食（レトルトタイプ）、羊かんは、アレルギー対応食となっています。

※クラッカーは、アレルギー対応食ではありません。

<支援物資>

避難所に支援物資が届いた場合には、アレルギーの原因となる食品が含まれている場合があるので、注意が必要です。



○ 食物アレルギーに対する周囲の理解不足

食物アレルギーは決して好き嫌いではありません。食物アレルギーを有する児童生徒や家族が避難先でも理解してもらえるように、教職員は、避難所自治会の方などに話して協力を得るようにサポートすることが大切です。



○ アナフィラキシー時の対応の遅れ

緊急時には、保護者との連絡がすぐに行なうことができない場合が考えられます。内服薬やエピペン[®]の保管場所など、普段から確認をしておくことが大切です。

また、学校の緊急持ち出し袋の場所や内容などの確認も普段から行っておくようにします。



○ アレルギー対応食品の不足

保護者の方は、万が一に備えて個人の非常食の備え（自助）をしていることが考えられます、災害によりそれを取りに行くことができない場合なども十分に考えられます。

食物アレルギー疾患について自治会等とも情報交換を図りながら、共助・公助の観点からも備蓄内容や緊急時の対応などについて確認を行っておくことが大切です。

『災害時の子どものアレルギー疾患対応パンフレット』

はじめに

2011年3月11日発生した東日本大震災により、お困りのおこさまのアレルギー患者さんがいらっしゃいます。災害時には、環境の悪化に弱いアレルギーのおこさまにとって大変な状況になります。現に多くのお困りのおこさまとその保護者の声を聞きます。

本パンフレットは、主に、避難所でのアレルギーのおこさまのために作成してありますが、ライフラインがまだ完全に復旧していないような場所や慣れない場所に疎開しているおこさまとその保護者のために、日本小児アレルギー学会が専門医とNPO団体やアレルギー患者親の会と共に作成致しました。これは、1ページ毎のテーマに関してまとめられているため、パンフレットとして使用することもできますし、各疾患毎に保護者、周囲の方、行政の方に必要な所だけ印刷してご利用頂くことも可能です。

近くのお困りのおこさまのために使用して頂けましたら幸いです。

日本小児アレルギー学会

災害時の子どものアレルギー疾患対応パンフレット

日本小児アレルギー学会
2011年5月



もくじ

はじめに	1
Ⅰ ぜんそく	
1 ぜんそくの子どもをお世話される方々へ	2
2 ぜんそくの子どもたちへの配慮のお願い（周囲の方々へ）	3
3 ぜんそくの子どもたちへの配慮のお願い（行政の方々へ）	4
Ⅱ アトピー性皮膚炎	
1 アトピー性皮膚炎の子どもをお世話される方々へ	5
2 アトピー性皮膚炎の子どもたちへの配慮のお願い（周囲の方々へ）	6
3 アトピー性皮膚炎の子どもたちへの配慮のお願い（行政の方々へ）	7
Ⅲ 食物アレルギー	
1 食物アレルギーの子どもをお世話される方々へ	8
2 食物アレルギーの子どもたちへの配慮のお願い（周囲の方々へ）	9
3 食物アレルギーの子どもたちへの配慮のお願い（行政の方々へ）	10
小児のアレルギー相談窓口	11

専門医からのメッセージ

宮城県立こども病院
三浦克志先生はじめ
委員の先生方より

「被災時には、周囲の人たちにアレルギーへの配慮を求める余裕もなく、説明することも大変な状況になる可能性があります。東日本大震災の中で、日本小児アレルギー学会の専門医たちが力を合わせて、『災害時の子どものアレルギー疾患対応パンフレット』を作成しました（P51～53 参照）。これを避難所に掲示していただき、少しでも周囲の理解が広がり、救われる方がいることを願っています。」

日本小児アレルギー学会
HPよりダウンロード可

食物アレルギーのこどもを お世話される方々へ

1) 食物アレルギー症状を起こさせないこと、2) 症状が現れたとき、どうするかを日頃考えておくことが大事です。
お世話する方々がこどもを誤食（誤って原因食物を食べてしまうこと）から守ってあげましょう。
周囲に方々に理解を求めることが大切です。避難所の管理者、あるいは行政の方に相談してみましょう。

1) 原因となる食物を誤って食べない／食べさせない

■ 支援食はアレルギー表示を確認しましょう。

支援食などの包装にある食品表示をよくみて、原因食物が入っていないか確認しましょう。

“鶏卵、乳、小麦、ピーナツ、ソバ、エビ、カニ”の7品目は必ず記載されます。

これ以外の食物は少量では記載されないことがあります、注意が必要です。

■ 炊き出しでの注意と個別の調理

炊き出しでは、原因食物が使われていないか調理にあたっている人に確認しましょう。

自分で調理できる状況にあれば、食材だけ分けてもらう方法もあります。

管理者や調理担当者に相談してみましょう。

■ アレルギー支援が受けられるように相談しておきましょう。

“アレルギー対応食やミルク”の支援がある場合、優先して利用できるよう、

避難所の管理者や行政の方々に早めに相談しておきましょう。

■ こどもが周囲の人から食べ物をもらうことがあるので、注意しましょう。

食物アレルギーサインプレート【右図】などを利用して、周囲の人には

食物アレルギーがあることを分かりやすく伝える工夫も有効です。



2) 症状現れたときどうするかを、日頃から考えておくことが大事です。

症状の強さに併せて適切で迅速な対応をしましょう。

◆ 軽い症状（口や目の周りなどのじんましん、かゆみ、口やのどの違和感、口唇やまぶたの腫れ、吐き気、軽い腹痛、鼻水、軽い咳など）

対応：慌てる必要はありませんが、大人が必ずそばにいて、しばらく様子を観察して症状の進行に注意してください。抗ヒスタミン薬があれば飲ませて下さい。

◆ やや強い症状（全身のじんましん、強いかゆみ、強い顔のむくみ、複数回の嘔吐、強い咳など）

対応：様子を見ず、医療機関へ向かってください。

◆ 強い症状（のどや胸がつかえる、声がかれる、強い腹痛、なんども吐く、ゼーゼー、ヒューヒュー、苦しさ、顔色が悪くなる、ぐったり、意識消失など）

対応：ショックやショックに近い状態です。至急、医療機関を受診してください（可能なら救急車で）。本人用エピペン【右図】があれば速やかに注射してください。



※ 誤食事故は予測できません。避難所生活は普段よりも危険が多いので、万が一の時はどういう行動をとれば良いのかあらかじめ考えておきましょう。

こんな時はすぐ病院へ！ → 症状が全身、症状が強い、苦しそう、ぐったり

こどものアレルギーに関するご相談 受付中（相談無料）

① メール相談 : sup_jasp@gifu-u.ac.jp (随時)

② 電話相談窓口 : 090-7031-9581 (平日 午前 11 時～午後 2 時)

日本小児アレルギー学会

ホームページ : <http://www.iscb.net/JSPACI/>

引用:「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」日本小児アレルギー学会 2011年5月

食物アレルギーのこどもたちへの 配慮のお願い（周囲の方々へ）

食物アレルギーはアレルギーの病気のひとつで、原因となる食物を食べると様々な症状（じんましんやかゆみ、咳、ゼーゼー、息苦しさ、嘔吐など）をおこします。このため、貴重な支援食であっても、食べられないどころか、“食べてはいけないもの”となり、家族の方々は食事のたびに大変気を使っています。一緒に過ごされている皆様には、食物アレルギーについて以下のことをご理解のうえ、ご配慮ご協力ください。

1) 支援食・炊き出しで食べられるものと食べられないものがあります。

配給や炊き出しの時は「アレルギーの人はいませんか？」と一声かけてください。

■「アレルギーの人いませんか？食べられるもの教えてください。」

アレルギーの原因はそれぞれに異なります。

それら原因食物を毎日の食事から除く必要があり、支援食、炊き出しなどで配慮が必要です。家族や患者さんはこの非常時にアレルギーがあることを言い出しにくいこともあるので、周りの方々は是非声をかけていただき、食材の問い合わせには、確認して正確にお答え下さい。

■炊き出しでは、個別の調理を認めてあげてください。

大量調理の炊き出しではアレルギーに個別対応は困難です。

できれば患者分の食材を分けて、家族がセルフ調理することを認めてあげてください。

また鶏卵・牛乳・小麦アレルギーがいる場合、炊き出しにこれらの食物を利用しない工夫を考えてみて下さい。

■“アレルギー対応食”や“アレルギー用ミルク”的支援がある場合には、優先して利用できるように配慮してください。

■菓子をあげる時にも注意して

食物アレルギーのこどもの中には、自分が“食べられないもの”を理解していないこともありますので、こどもたちへ菓子などをあげる場合には、食物アレルギーの確認が必要です。

2) 原因食物を食べると、様々なアレルギー症状がでてきます。

以下のような症状がでたときはすぐに受診を！

強いアレルギー症状（ひどいじんましんや強いかゆみ、声がかされる、止まらない咳、ゼーゼー・ヒューヒュー、強い腹痛、なんども吐く、顔色が悪くぐったり、意識低下・消失など）の症状は、直ちに医療機関を受診（可能なら救急車で）できるように配慮して下さい。

こどものアレルギーに関するご相談 受付中（相談無料）

- ① メール相談 : sup_jasp@gifu-u.ac.jp （随時）
- ② 電話相談窓口 : 090-7031-9581 （平日 午前11時～午後2時）

日本小児アレルギー学会

ホームページ : <http://www.iscb.net/JSPACI/>

引用:「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」日本小児アレルギー学会 2011年5月

食物アレルギーのこどもたちへの配慮のお願い（行政の方々へ）

子どもの食物アレルギーは就学前で約5%おり、避難所や避難先にも必ずあります。非常時のために保護者が遠慮したり、周囲の無理解から苦労していたりする声を少なからず聞きます。

行政・管理者側から積極的に**食物アレルギー患者の把握と配慮、周囲の方々への疾患の理解**を促進してください。また稀ですが原因食物を誤食するとショック状態になり、命に関わることもあります。非常時であればこそ、患者が安全で確実な食生活が送ることができ、誤食事故の予防と発症時への以下の対応の充実を何卒宜しくお願ひ致します。

1) 食物アレルギー患者の把握と周囲の方々への疾患の理解を促進

- 行政・管理者側が患者を把握して、以下の配慮できるよう体制を整えください。また周囲の方々の疾患理解が乏しいことから、心無い言葉を浴びせられることもしばしばあります。たとえ貴重な支援食であっても、原因食物が含まれていれば患者は食べられませんので、周囲の方々への周知をお願いします。
- 保護者がいない状況で、周囲の方々やボランティアが菓子類などを与えないように注意喚起して下さい。患児に食物アレルギーがあり、何が食べられないのかを誰でもわかるように、児に目印をつけてもらうことも有効な予防策の一つです。

2) 原因食物を食べないようにする配慮

- 非常に患者や保護者は自分たちにアレルギーがあることを言い出せずに苦労していることがあります。配給や炊き出しをする側から、その都度「食物アレルギー患者さんはいませんか？」「アレルギーで食べられないものを教えてください。」などと積極的に声掛けをしてください。
- 特に多品目の除去が必要な患者は、優先的に食べられるものを選ばせてください。
- 支援物質のなかに“アレルギー対応食・ミルク”がある場合は、食物アレルギー児には貴重なものなので、一般向けには配布せずに患者向けに配布してください。
- 容器包装された加工食品の食品表示で“鶏卵、乳、小麦、ソバ、ピーナツ(落花生)、エビ、カニ”に関してはごく少量でも含まれていれば必ず表示されます。それ以外の食物は少量しか含まれていないと、表示されない可能性があります。患者もしくは保護者からの食品表示に関する問い合わせには正確な情報を提供してあげてください。
- 食物アレルギーで多いのは“鶏卵・牛乳・小麦”です。炊き出しにおいてはそれら食材を使用しない調理を工夫することを考えてください。また個別に調理できる状況にある保護者に対しては、患者分の食材をわけて、自分自身で調理することを認めてあげてください。

3) 食物アレルギー症状出現時の迅速かつ適切な対応

食物アレルギー症状の多くは、原因食物を食べて直ぐ～30分以内に現れます。その症状は、軽症から重症まで様々で、重症度により対応が異なります。

【軽症】部分的なじんましんやかゆみ、弱い腹痛、嘔気、弱い咳や鼻水など

対応:経過観察、経口抗ヒスタミン薬があれば内服させます。直ぐに症状が改善することがほとんどです。中等症に進行するか注意深く観察します。

【中等症】全身のじんましんや強いかゆみ、明らかな腹痛、嘔吐、強い咳、元気がなくなるなど

対応:速やかに医療が必要な状況です。

【重症、ショック】中等症症状に加え、強い腹痛、繰り返す嘔吐・下痢、ぜん鳴(ゼーゼー、ヒューヒュー)、明らかな活動性の低下(べったり)、意識低下・消失、失禁など

対応:一刻も早く医療が必要な状況です。患者に処方されているエピペンがあれば、注射します。

子どものアレルギーに関するご相談 受付中（相談無料）

- ① メール相談 : sup_jasp@gifu-u.ac.jp (随時)
- ② 電話相談窓口 : 090-7031-9581 (平日 午前11時～午後2時)

日本小児アレルギー学会

ホームページ : <http://www.iscb.net/JSPACI/>

引用:「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」 日本小児アレルギー学会 2011年5月

各種様式

給食対応の書類様式

[共通様式]

- 様式1 食物アレルギー個人調査票
- 様式2 「診断書・食事指示書」

[単独調理校様式]

- 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）
- 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）
- 様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書
- 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書
- 様式6 食物アレルギー対応食等解除決定通知書

[センター対象校様式]

- 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）
- 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）
- 様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書
- 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書
- 様式6 食物アレルギー対応食等解除決定通知書
- 様式7 食物アレルギー等による給食対応について（報告）
- 様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知）
- 様式9 食物アレルギー等による給食対応解除について（報告）
- 様式10 食物アレルギー等による給食対応解除について（通知）

[食物アレルギー対応食提供センター校様式]

- 様式3-1 食物アレルギー対応食等実施申請書（新規用）
- 様式3-2 食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）
- 様式4 食物アレルギー対応食等実施決定通知書
- 様式5 食物アレルギー対応食等解除申請書
- 様式6 食物アレルギー対応食等解除決定通知書
- 様式7 食物アレルギー等による給食対応について（報告）
- 様式8 食物アレルギー等による給食対応について（通知）
- 様式9 食物アレルギー等による給食対応解除について（報告）
- 様式10 食物アレルギー等による給食対応解除について（通知）

- ・食物アレルギー対応 献立確認書の提出について（単独調理校）
- ・食物アレルギー対応 献立確認書の提出について（センター対象校用）
- ・食物アレルギー児童生徒 面談等記録表

保護者記入欄

食物アレルギー個人調査票

裏面もご記入ください。

年 度									
学 年	小 1	2	3	4	5	6	中 1	2	3
学 級									

(ふりがな) 児童生徒氏名				性別	男・女	生年月日	平成 年 月 日生
保護者氏名				電話番号			FAX 番号
				緊急連絡先	第 1 ()		
				第 2 ()			
			第 3 ()				
保護者住所	〒 区						
主治医	病院名 () 主治医名 ()						変更 (年 月)
診断書・食事指示書等	有・無	①	年 月	②	年 月	③	年 月
検査等	有・無	①	年 月	②	年 月	③	年 月
除去食品							・エピペンの処方 (ある ・ ない) ・アナフィラキシーを起こしたこと (ある 年 月 ・ ない)
症状や家庭での対応、病院からの指示等 (症状が改善したり、新たな症状が見られたりしたときは、追記ください。)	記入日 (年 月)						
服 薬	薬 名 ()	←どんな症状のときに ()					
	薬 名 ()	←どんな症状のときに ()					
	薬 名 ()	←どんな症状のときに ()					
調理実習、宿泊学習等での配慮希望	(年 月)						

緊急時の対応	A 弱い反応の場合	1 保護者に連絡する。 2 () 病院の () 医師 () へ連絡 *もし、10分以内に反応が治まらない場合には、「B強い反応の場合」の対応に移行する
	B ひどい腫れや呼吸困難などの強い反応の場合	1 <u>すぐに救急車を呼び、救急医療機関に運ぶ。</u> 2 保護者へ連絡する。 3 上記病院へ連絡する。

樣式 1 學校記入欄

＜学校給食における対応決定事項＞

	決定（年月日）	変更（年月日）	変更（年月日）
給食停止	全停止・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・おかず停止	全停止・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・おかず停止	全停止・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・おかず停止
その他			

＜学校での様子＞ … 学校で発症した場合などを記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状				
処 置				
経 過				
その他				

その他・特記事項等

*要記入年月日

* 保護者記入欄で間に合わない場合や緊急時の対応について変更があった場合には、(その他 特記事項) の欄にご記入ください。

保護者記入欄

食物アレルギー個人調査票

裏面もご記入ください。

年 度	27							
学 年	小1	2	3	4	5	6	中1	2
学 級	1							3

(ふりがな) 児童生徒氏名	せんたい いちろう 仙台 一郎	性別	(男)・女	生年月日	平成20年 4月 7日生			
保護者氏名	仙台 太郎	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇		FAX番号	〇〇〇-〇〇〇〇		
		緊急連絡先	第1 (母携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		第2 (父携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	第3 (祖母携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
保護者住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 青葉 区 青葉町1-1							
主治医	病院名 (青葉宮城病院) 主治医名 (宮城花子先生)					変更 (年 月)		
診断書・食事指示書等	(有)・無	①	27年2月	②	年 月	③	年 月	
検査等	(有)・無	①	26年8月	②	年 月	③	年 月	
除去食品	①卵 ②牛乳 ③イクラ					・エピペンの処方 (ある・ない) ・アナフィラキシーを起こしたこと (ある) 26年8月 ・ない)		
症状や家庭での対応、病院からの指示等 (症状が改善したり、新たな症状が見られたりしたときは、追記ください。)	記入日 (27年1月) 1歳のときに卵焼きを食べ、じんましんが出て病院を受診。 ヨーグルトなどの乳製品を口にしてもかゆがる。昨年、イクラを食べて、息苦しくなり、嘔吐を繰り返した。アナフィラキシーと診断され、エピペンを処方された。 家庭では、病院の指示により、この1月から加熱した卵を少しだけ食べはじめた。牛乳やヨーグルトは食べてないが、ケーキやアイスクリームなどは食べている。イクラは食べていない。 じんましんが出たら、抗ヒスタミン薬を飲み様子を見る。咳や息苦しさを訴えたら、すぐにエピペンを打つよう病院から言われている。							
服 薬	薬名 (抗ヒスタミン薬) ←どんな状況のときに (じんましんが出たとき) 薬名 (エピペン) ←どんな状況のときに (改善がみられないとき) 薬名 () ←どんな状況のときに ()							
調理実習、宿泊学習等での配慮希望	(年 月)							

緊急時の対応	A 弱い反応の場合	1 保護者に連絡する。 2 (青葉宮城) 病院の(宮城花子)医師(〇〇〇-〇〇〇〇)へ連絡 *もし、10分以内に反応が治まらない場合には、「B強い反応の場合」の対応に移行する
	B ひどい睡れや呼吸困難などの強い反応の場合	1 <u>すぐに救急車を呼び、救急医療機関に運ぶ。</u> 2 保護者へ連絡する。 3 上記病院へ連絡する。

様式1記入例

学校記入欄

＜学校給食における対応決定事項＞ 面談により、詳細を聞き取って対応を決定する。

	決定（27年4月3日）	変更（年月日）	変更（年月日）
給食停止	全停止・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・おかず停止	全停止・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・おかず停止	全停止・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・おかず停止
その他	卵は心配なので除去食を提供する。ヨーグルトのときには、代替のものを持参する。献立確認書と詳細献立表を配付し、毎月確認してもらう。		

＜学校での様子＞ … 学校で発症した場合などを記録

	年月日	年月日	年月日	年月日
症 状				
処 置 経 過				
その他				

その他・特記事項等

*要記入年月日

（この欄は複数枚ある場合は、最後の欄に記入ください）

* 保護者記入欄で間に合わない場合や緊急時の対応について変更があった場合には、（その他 特記事項）の欄にご記入ください。

診断書・食事指示書児童生徒名 _____
病名 _____

平成 年 月 日生 () 才 男・女

仙台市立 学校長 様

本児童生徒の食事対応は、下記食品の除去等が必要であるので、貴校での給食において配慮願います。

アレルゲン	除去の程度	摂取時に起こりうる症状	備考
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	

4品目以上ある場合には裏面に記載のこと

*摂取後に症状が出現した場合の対処法（使用薬剤を含む）は以下の通りです。

- ・皮膚症状 → _____
- ・呼吸器症状 → _____
- ・消化器症状 → _____
- ・アナフィラキシーなど全身症状 → _____
- ・その他 → _____

摘要 _____

平成 年 月 日

医療機関 _____

住所 _____

電話番号 _____

医師名 _____ 印

食事指示書(その2)

アレルゲン	除去の程度	摂取時に起こりうる症状	備考
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 加熱加工品可 <input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 発赤、蕁麻疹、湿疹など皮膚症状 <input type="checkbox"/> 咳、喘鳴など呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 腹痛、嘔吐など消化器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシーなど全身症状 <input type="checkbox"/> その他()	

食物アレルギー対応食等実施申請書 (新規用)

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名_____印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり診断書・食事指示書等を添えて申請します。学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、診断書等の内容を教職員全員で共有することに同意します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年組	年 組	生年 月日	平成 年 月 日 生
住所	〒 区			電話 番号	
緊急連絡先	①			電話 番号	
	②			電話 番号	
かかりつけの 病院・主治医			電話 番号		
希望する対応内容 *対応を希望するものについて、丸で囲んでください。					
給食停止	全停止・牛乳停止・パン停止・米飯停止・おかず停止 *給食停止とは、「牛乳」「パン」「米飯」「おかず」を時々ではなく、 <u>毎回停止</u> することを示します。				
弁当持参	完全弁当持参(毎回給食全停止の場合)・一部弁当持参(毎回又は時々給食の代替のものを持参する場合)				
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表(詳しい材料が明記された献立表) ア. 希望する イ. 希望しない <input type="radio"/> 成分表 (メーカーから提出された食品等の表) ア. 希望する イ. 希望しない				
除去する食品名 除去の程度等					

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が(可・否)と認められますので、決定し、処理してよろしいか伺います。					
	校 長	教 頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭	栄養教諭・ 学校栄養職員

様式3-2 (単独調理校用)

食物アレルギー対応食等実施申請書 (継続用)

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、診断書等の内容を教職員全員で共有することに同意します。

なお、医師による診断の結果は、これまでと変更が（ありません・あります）。

*新たに対応の必要な食品が増えた場合には、診断書・食事指示書を添付してください。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年組	年 組	生年 月日	平成 年 月 日 生
住所	〒 区				電話 番号
緊急連絡先	①				電話 番号
	②				電話 番号
かかりつけの 病院・主治医				電話 番号	
希望する対応内容 *対応を希望するものについて、丸で囲んでください。					
給食停止	全停止・牛乳停止・パン停止・米飯停止・おかず停止 *給食停止とは、「牛乳」「パン」「米飯」「おかず」を時々ではなく、毎回停止することを示します。				
弁当持参	完全弁当持参(毎回給食全停止の場合)・一部弁当持参(毎回又は時々給食の代替のものを持参する場合)				
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表(詳しい材料が明記された献立表) ア. 希望する イ. 希望しない <input type="radio"/> 成分表 (メーカーから提出された食品等の表) ア. 希望する イ. 希望しない				
除去する食品名 除去の程度等					

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が(可・否)と認められますので、決定し、処理してよろしいか伺います。						
	校 長	教 頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭	栄養教諭・ 学校栄養職員	

様式4 (単独調理校用)

H〇仙〇〇〇第 号
平成 年 月 日

様

仙台市立 学校
校長

印

食物アレルギー対応食等実施決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名		年組	年 組
対 応 内 容			
対応開始日	平成 年 月 日		
給食停止	全停止・牛乳停止・パン停止・米飯停止・おかず停止		
弁当持参	完全弁当持参・一部弁当持参		
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表配付 … あり ・ なし <input type="radio"/> 成分表配付 … あり ・ なし		
除去する食品名 除去の程度等			

担当：(担当者名)
電話：〇〇〇-〇〇〇〇

食物アレルギー対応食等解除申請書

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

児童生徒名		年組	年 組
対応解除内容	【給食停止】 (全解除・牛乳解除・パン解除・米飯解除・おかず解除)		
	【資料の配付】 (詳細献立表必要なし ・ 成分表必要なし)		
	【解除となる食品名】 ()		
解除理由			

注 給食停止の解除については、食材発注等の関係から可能な日からとなります。

注 食物アレルギーの原因となっていた食品の解除については、診断書の提出の必要はありませんが、医師の診断によるもののみとしてください。

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が(可 ・ 否)と認められますので、決定し、処理してよろしいか伺います。					
	校 長	教 頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭	栄養教諭・ 学校栄養職員

様式6 (単独調理校用)

H○仙○〇〇第 号
平成 年 月 日

様

仙台市立 学校
校長 印

食物アレルギー対応食等解除決定通知書

標記の件について、下記のとおり食物アレルギー対応を解除しますので、お知らせいたします。
なお、給食提供を開始する場合には、記入されている解除開始日より給食費支払いの対象となります。

記

児童生徒名		年組	年 組
解除開始日	平成 年 月 日		
対応解除内容	【給食停止】 (全解除・牛乳解除・パン解除・米飯解除・おかず解除)		
	【資料の配付】 (詳細献立表必要なし ・ 成分表必要なし)		
	【解除となる食品名】 ()		

担当：(担当者名)
電話：〇〇〇-〇〇〇〇〇

様式3-1 (センター対象校用)

食物アレルギー対応食等実施申請書 (新規用)

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり診断書・食事指示書等を添えて申請します。学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、診断書等の内容を教職員及び給食センターで共有することに同意します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年組	年 組	生年 月日	平成 年 月 日 生
住所	〒 区			電話 番号	
緊急連絡先	①			電話 番号	
	②			電話 番号	
かかりつけの 病院・主治医				電話 番号	
希望する対応内容 *対応を希望するものについて、丸で囲んでください。					
給食停止	全停止・牛乳停止・パン停止・米飯停止・おかず停止 *給食停止とは、「牛乳」「パン」「米飯」「おかず」を時々ではなく、毎回停止することを示します。				
弁当持参	完全弁当持参(毎回給食全停止の場合)・一部弁当持参(毎回又は時々給食の代替のものを持参する場合)				
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表(詳しい材料が明記された献立表) <input type="radio"/> A. 希望する <input type="radio"/> I. 希望しない <input type="radio"/> 成分表 (メーカーから提出された食品等の表) <input type="radio"/> A. 希望する <input type="radio"/> I. 希望しない				
その他					

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が(可・否)と認められますので、 決定し、処理してよろしいか伺います。				
	学 校				
	校長	教頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭

確認欄 給食センター

所長	栄養教諭・ 学校栄養職員

(学校での決裁後給食センターを経由する。学校 → 給食センター(コピー保管) → 学校)

様式3-2 (センター対象校用)

食物アレルギー対応食等実施申請書（継続用）

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、診断書等の内容を教職員及び給食センターで共有することに同意します。

なお、医師による診断の結果は、これまでと変更が（ ありません ・ あります ）。

*新たに対応の必要な食品が増えた場合には、診断書・食事指示書を添付してください。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別（男・女）	年組	年 組	生年 月日	平成 年 月 日 生
住所	〒 区				電話 番号
緊急連絡先	①				電話 番号
	②				電話 番号
かかりつけの 病院・主治医				電話 番号	
希望する対応内容 *対応を希望するものについて、丸で囲んでください。					
給食停止	全停止 ・ 牛乳停止 ・ パン停止 ・ 米飯停止 ・ おかず停止 *給食停止とは、「牛乳」「パン」「米飯」「おかず」を時々ではなく、毎回停止することを示します。				
弁当持参	完全弁当持参(毎回給食全停止の場合) ・ 一部弁当持参(毎回又は時々給食の代替のものを持参する場合)				
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表(詳しい材料が明記された献立表) ア. 希望する イ. 希望しない <input type="radio"/> 成分表 (メーカーから提出された食品等の表) ア. 希望する イ. 希望しない				
その他					

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が（可・否）と認められますので、 決定し、処理してよろしいか伺います。					
	学 校					
	校長	教頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭	
確認欄 給食センター						
			所長	栄養教諭・ 学校栄養職員		

(学校での決裁後給食センターを経由する。学校 → 給食センター(コピー保管) → 学校)

様式4 (センター対象校用)

H〇仙〇〇〇第
平成 年 月
号 日

様

仙台市立

学校

校 長

印

食物アレルギー対応食等実施決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった食物アレルギーによる学校給食での対応について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名		年組	年 組
対 応 内 容			
対応開始日	平成 年 月 日		
給食停止	全停止 ・ 牛乳停止 ・ パン停止 ・ 米飯停止 ・ おかず停止		
弁当持参	完全弁当持参 ・ 一部弁当持参		
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表配付 … あり ・ なし <input type="radio"/> 成分表配付 … あり ・ なし		
その他			

担当：(担当者名)
電話：〇〇〇-〇〇〇〇〇

様式5 (センター対象校用)

食物アレルギー対応食等解除申請書

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

児童生徒名		年組	年 組
対応解除内容	【給食停止】 (全解除・牛乳解除・パン解除・米飯解除・おかず解除)		
	【資料の配付】 (詳細献立表必要なし ・ 成分表必要なし)		
解除理由			

注 給食停止の解除については、学校長と当該給食センターで協議し実施可能な日からとなります。

注 食物アレルギーの原因となっていた食品の解除については、診断書の提出の必要はありませんが、医師の診断によるもののみとしてください。

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が(可 ・ 否)と認められますので、決定し、処理してよろしいか伺います。				
	学 校				
	校長	教頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭

確認欄 給食センター

所長	栄養教諭・ 学校栄養職員

(学校での決裁後給食センターを経由する。学校 → 給食センター (コピー保管) → 学校)

様式6 (センター対象校用)

H○仙○○○第 号
平成 年 月 日

様

仙台市立

学校

校 長

印

食物アレルギー対応食等解除決定通知書

標記の件について、下記のとおり食物アレルギー対応を解除しますので、お知らせいたします。
なお、給食提供を開始する場合には、記入されている解除開始日より給食費支払いの対象となります。

記

児童生徒名		年組	年 組
解除開始日	平成 年 月 日		
対応解除内容	<p>【給食停止】 (全解除・牛乳解除・パン解除・米飯解除・おかず解除) 【資料の配付】 (詳細献立表必要なし ・ 成分表必要なし)</p>		

担当：(担当者名)

電話：○○○-○○○○○

様式7 (センター対象校用)

H○仙○○○第 号
平成 年 月 日

仙台市 学校給食センター 所長 様

仙台市立
校長学校
印

食物アレルギー等による給食対応について（報告）

標記の件について、下記のとおり給食の対応を行いますので報告いたします。

記

新規／ 継続	児童生徒名	対応の理由	停止する給食内容					資料の 提供	備 考	
新規	継続	3年1組 ○○ ○○○	食物アレルギー 診断のため	全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表
新規	継続	年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成 分 表

※ 停止する給食の内容、提供する資料について該当するものを○で囲んでください。

様式8 (センター対象校用)

H〇教総健〇第 号
平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様
仙台市教育委員会健康教育課長 様

仙台市 学校給食センター
所長 印

食物アレルギー等による給食対応について（通知）

標記の件について、下記のとおり給食の対応開始日を通知いたします。

記

新規／継続	児童生徒名	対応開始日	停止する給食内容					資料の提供	備考	
新規	継続	3年1組 ○○ ○○○	平成26年4月〇日	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表

※センターで決定した対応開始日から、該当する給食の数量が変更となります。

様式9 (センター対象校用)

H○仙○〇〇第 号
平成 年 月 日

仙台市 学校給食センター 所長 様

仙台市立 学校
校長 印

食物アレルギー等による給食対応解除について（報告）

標記の件について、下記のとおり給食の対応解除をしますので報告いたします。

記

児童生徒名	対応解除日	停止解除する 給食内容					資料の 提供 停止	備 考
		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず		
3年1組 ○○ ○○○	平成 26年 4月○日	全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表

※ 解除する給食の内容、提供を停止する資料について、該当するものを○で囲んでください。

様式10 (センター対象校用)

H〇教総健〇第
号
平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様
仙台市教育委員会健康教育課長 様

仙台市 学校給食センター
所長 印

食物アレルギー等による給食対応解除について（通知）

標記の件について、下記のとおり給食の対応解除日を通知いたします。

記

児童生徒名	対応解除日	停止解除する 給食内容					資料の 提供 停止	備 考	
		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず			
3年1組 ○○ ○○○	平成 26年 4月〇日	全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		全 停 止	牛 乳	パン	米 飯	お か ず	詳細 献立 表	成分 表	

※センターで決定した対応解除日から、該当する給食の数量が変更となります。

様式3-1 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

食物アレルギー対応食等実施申請書 (新規用)

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり診断書・食事指示書等を添えて申請します。学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、診断書等の内容を教職員及び給食センターで共有することに同意します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年組	年 組	生年 月日	平成 年 月 日生
住所	〒 区				電話 番号
緊急連絡先	①				電話 番号
	②				電話 番号
かかりつけの 病院・主治医				電話 番号	

希望する対応内容 *対応を希望するものについて、丸で囲んでください。

給食停止	全停止 ・ 牛乳停止 ・ パン停止 ・ 米飯停止 ・ おかず停止 *給食停止とは、「牛乳」「パン」「米飯」「おかず」を時々ではなく、毎回停止することを示します。
弁当持参	完全弁当持参(毎回給食全停止の場合) ・ 一部弁当持参(毎回又は時々給食の代替のものを持参する場合)
対応食提供	食物アレルギー対応食提供を (希望する ・ 希望しない) *アレルギー対応食提供の場合は、詳細献立表と成分表を配付し、献立を確認していただきます。
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表(詳しい材料が明記された献立表) ア. 希望する イ. 希望しない <input type="radio"/> 成分表 (メーカーから提出された食品等の表) ア. 希望する イ. 希望しない
その他	

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が (可 ・ 否) と認められますので、 決定し、処理してよろしいか伺います。					
	学 校					
	校長	教頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭	
確認欄 給食センター						
			所長	栄養教諭・ 学校栄養職員		

(学校での決裁後給食センターを経由する。学校 → 給食センター (コピー保管) → 学校)

様式3-2 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

食物アレルギー対応食等実施申請書 (継続用)

平成 年 月 日

仙台市立

学校長 様

保護者氏名 _____ 印

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。学校における日常の取組及び緊急時の対応のため、診断書等の内容を教職員及び給食センターで共有することに同意します。
なお、医師による診断の結果は、これまでと変更が（ ありません ・ あります ）。

*新たに対応の必要な食品が増えた場合には、診断書・食事指示書を添付してください。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年組	年 組	生年 月日	平成 年 月 日 生
住所	〒 区	電話 番号			
緊急連絡先	①	電話 番号			
	②	電話 番号			
かかりつけの 病院・主治医				電話 番号	
希望する対応内容 *対応を希望するものについて、丸で囲んでください。					
給食停止	全停止 ・ 牛乳停止 ・ パン停止 ・ 米飯停止 ・ おかず停止 *給食停止とは、「牛乳」「パン」「米飯」「おかず」を時々ではなく、毎回停止することを示します。				
弁当持参	完全弁当持参(毎回給食全停止の場合) ・ 一部弁当持参(毎回又は時々給食の代替のものを持参する場合)				
対応食提供	食物アレルギー対応食提供を (希望する ・ 希望しない) *アレルギー対応食提供の場合は、詳細献立表と成分表を配付し、献立を確認していただきます。				
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表(詳しい材料が明記された献立表) ア. 希望する イ. 希望しない <input type="radio"/> 成分表 (メーカーから提出された食品等の表) ア. 希望する イ. 希望しない				
その他					

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が（ 可 ・ 否 ）と認められますので、 決定し、処理してよろしいか伺います。					確認欄 給食センター 所長 栄養教諭・ 学校栄養職員
	学 校					
	校長	教頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭	

(学校での決裁後給食センターを経由する。学校 → 給食センター(コピー保管) → 学校)

様式4 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

H○仙○○○第 号
平成 年 月 日

様

仙台市立 学校

校 長

印

食物アレルギー対応食等実施決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった食物アレルギーによる学校給食での対応について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名		年組	年 組
対 応 内 容			
対応開始日	平成 年 月 日より		
給食停止	全停止 ・ 牛乳停止 ・ パン停止 ・ 米飯停止 ・ おかず停止		
弁当持参	完全弁当持参 ・ 一部弁当持参		
対応食提供	食物アレルギー対応食提供を (する ・ しない) *アレルギー対応食提供の場合は、詳細献立表と成分表を配付し、献立を確認していただきます。		
資料の配付	<input type="radio"/> 詳細献立表配付 … あり ・ なし <input type="radio"/> 成分表配付 … あり ・ なし		
その他			

担当：(担当者名)
電話：○○○-○○○○○

食物アレルギー対応食等解除申請書

平成 年 月 日

仙台市立 学校長 様

保護者氏名_____印

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

児童生徒名		年組	年組
対応解除内容	【給食停止】 (全解除・牛乳解除・パン解除・米飯解除・おかず解除)		
	【食物アレルギー対応食提供】 (停止する)		
	【資料の配付】 (詳細献立表必要なし ・ 成分表必要なし)		
解除理由			

注 給食停止の解除については、学校長と当該給食センターで協議し実施可能な日からとなります。

注 食物アレルギーの原因となっていた食品の解除については、診断書の提出の必要はありませんが、医師の診断によるもののみとしてください。

学校記入欄

平成 年 月 日

決 裁 欄	上記について、対応の実施が(可 ・ 否)と認められますので、 決定し、処理してよろしいか伺います。						確認欄 給食センター 所長 栄養教諭・ 学校栄養職員
	学 校						
	校長	教頭	主幹教諭・ 教務等	給食主任	養護教諭		

(学校での決裁後給食センターを経由する。学校 → 給食センター(コピー保管) → 学校)

様式6 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

H○仙○○○第 号
平成 年 月 日

様

仙台市立 学校

校 長

印

食物アレルギー対応食等解除決定通知書

標記の件について、下記のとおり食物アレルギー対応を解除しますので、お知らせいたします。
なお、給食提供を開始する場合には、記入されている解除開始日より給食費支払いの対象となります。

記

児童生徒名		年組	年組
解除開始日	平成 年 月 日		
対応解除内容	【給食停止】 (全解除・牛乳解除・パン解除・米飯解除・おかず解除)		
	【食物アレルギー対応食提供】 (停止する)		
	【資料の配付】 (詳細献立表必要なし ・ 成分表必要なし)		

担当：(担当者名)
電話：○○○-○○○○

様式7 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

H○仙○〇〇第 号
平成 年 月 日

仙台市 学校給食センター 所長 様

仙台市立
校長学校
印

食物アレルギー等による給食対応について（報告）

標記の件について、下記のとおり給食の対応を行いますので報告いたします。

記

新規／ 継続	児童生徒名	対応の理由	アレルギー ¹ 対応食	停止する給食内容					資料の 提供	備 考		
新規	継続	3年1組 ○○ ○○○	食物アレルギー ² 診断のため	有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立表	成分表

※ アレルギー対応食の有無、停止する給食の内容、提供する資料について該当するものを
○で囲んでください。

様式8 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

H.O 教総健〇第 号
平成 年 月 日仙台市立 学校長 様
仙台市教育委員会健康教育課長 様仙台市 学校給食センター
所長 印

食物アレルギー等による給食対応について（通知）

標記の件について、下記のとおり給食の対応開始日を通知いたします。

記

新規／継続	児童生徒名	対応開始日	アレルギー対応食	停止する給食内容					資料の提供	備考		
新規	継続	3年1組 ○○ ○○○	平成26年4月○日	有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表
新規	継続	年 組		有	無	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表

※センターで決定した対応開始日から、該当する給食の数量が変更となります。

様式9 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

H○仙○〇〇第 号
平成 年 月 日

仙台市 学校給食センター 所長 様

仙台市立
校長学校
印

食物アレルギー等による給食対応解除について（報告）

標記の件について、下記のとおり給食の対応解除をしますので報告いたします。

記

児童生徒名	対応解除日	アレルギー 対応食	停止解除する 給食内容					資料の 提供 停止	備 考	
3年1組 ○○ ○○○	平成 26年 4月○日	停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細 献立 表	成分 表	

※ 解除する給食の内容、提供を停止する資料について、該当するものを○で囲んでください。

様式 10 (食物アレルギー対応食提供センター対象校用)

H○教総健第
号
平成 年 月 日仙台市立 学校長 様
仙台市教育委員会健康教育課長 様仙台市 学校給食センター
所長 印

食物アレルギー等による給食対応解除について（通知）

標記の件について、下記のとおり給食の対応解除日を通知いたします。

記

児童生徒名	対応解除日	アレルギー対応食	停止解除する給食内容					資料の提供停止	備考	
			全停止	牛乳	パン	米飯	おかず			
3年1組 ○○ ○○○	平成26年4月○日	停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	
年 組		停止	全停止	牛乳	パン	米飯	おかず	詳細献立表	成分表	

※センターで決定した対応解除日から、該当する給食の数量が変更となります。

平成 年 月 日

保 護 者 様

食物アレルギー対応 献立確認書の提出について

仙台市教育委員会
健 康 教 育 課

保護者の皆様には、平素より、学校教育活動・学校給食に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、食物アレルギーを有する児童生徒への給食提供に際し、誤配や誤食等の事故がなく、児童生徒が安心して給食を喫食することができるよう食物アレルギー対応の手引を作成し、研修会等を開催し、共通理解を図りながら安全で安心な学校給食の提供に努めています。

今後も、保護者の皆様とお子様の食物アレルギーの原因となる食品を確認し、共通理解を図りながら対応に当たって参りたいと考えております。

つきましては、食物アレルギーの対応の献立確認書をもとにお子様と一緒に学校給食で除去する食品等を確認し、学校へ献立確認書の提出をお願いいたします。学校においても、献立確認書をもとに、誤配や誤食のないよう対応して参ります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 献立確認書への記載について

- 学校より提示された献立や食品の除去でよいか確認してください。
- 代替食の提供がある場合は、内容を確認してください。
- 代替のおかず等を持参する場合は、「家庭から」の欄に記入してください。
- 確認をしたら、署名捺印し、学校へ提出してください。

*料理ごとに使用される食品や量の分かる「詳細献立表」や加工食品や調味料等の内容成分の分かる「成分表」を提供しています。提供希望の場合は、申請書の希望の欄に記載し、学校へお伝えください。

(センター対象校用)

平成 年 月 日

保 護 者 様

食物アレルギー対応 献立確認書の提出について

仙台市教育委員会

健 康 教 育 課

保護者の皆様には、平素より、学校教育活動・学校給食に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、食物アレルギーを有する児童生徒への給食提供に際し、誤配や誤食等の事故がなく、児童生徒が安心して給食を喫食することができるよう食物アレルギー対応の手引を作成し、研修会等を開催し、共通理解を図りながら安全で安心な学校給食の提供に努めています。

今後も、保護者の皆様とお子様の食物アレルギーの原因となる食品を確認し、共通理解を図りながら対応に当たって参りたいと考えております。

つきましては、食物アレルギーの対応の献立確認書をもとにお子様と一緒に学校給食で除去する食品等を確認し、学校へ確認書の提出をお願いいたします。学校においても、献立確認書をもとに、誤配や誤食のないよう対応して参ります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 献立確認書への記載について

○ 除去する献立や食品に印を付けてください。

*料理ごとに使用される食品や量の分かる「詳細献立表」や加工食品や調味料等の内容成分の分かる「成分表」を提供しています。提供希望の場合は、申請書の希望の欄に記載し、学校へお伝えください。

○ 代替のおかず等を持参する場合は、「家庭から」の欄に記入してください。

○ 確認をしたら、署名捺印し、学校へ提出してください。

*野村センター、高砂センターにおいて、食物アレルギー対応食提供を受ける方は、
「食物アレルギー対応食確認表兼承諾書」（例3）での確認となります。

2 記入例について

記入の詳細については、学校と面談等で十分に確認を行ってください。

- ・記入例（例1）（例2）参照

(センター対象校用)

【例1】献立確認書 センター対象校用

◎基準食から本人が、アレルギーの原因となる食品を除去する。代替食は持参しない。

(アレルギーの程度)

アレルギーの原因となる食品は、卵。目に見えるものは、食べることができないが、つなぎ程度なら食べられるなど軽度な場合。

(アレルギーの原因となる食品の保護者のチェック方法)

保護者は、献立確認書を学校からもらい、除去する献立名と食品にチェックを入れる。

*「食物アレルギー対応食等実施申請書（様式3-1,3-2）」において、詳細献立表や成分表の配付希望はない。

(保護者との面談等での確認内容)

面談では、診断書や食事指示書を基に次のようなことを確認している。

- ・「八宝菜やおでんにうずらの卵が入っているが、卵を除けば食べられます。」
- ・「ゆで卵、卵のたくさん入ったスープなど目に見えるものは食べられません。」
- ・「ハンバーグのつなぎなどは、食べられます。」など

平成〇年度		○月 献立確認書				例
小学校	プロック	〇〇小	〇〇小	〇〇小	〇〇小	仙台市〇〇デイズ給食センター
日	曜日	こんだてめい		おもなしきひんとはたらき		家庭から
		おもにエネルギーのものとなる きのグループ	おもにからだをつくるものとなる あかのグループ	おもにからだのちょうしをととのえるものとなる みどりのグループ		
3	月	むぎごはん 牛乳 わかさぎフリッター（2ほん） とうふとぶたにくのみそいため チングンサイのスープ もものかんづめ	ごはん おむぎ こむぎこ さとう でんぶん こめこ しょくぶつゆ ごま	牛乳 わかさぎ おきあみ あおさ とうふ ぶたにく ベーコン みそ	ほししいたけ たけのこ にんじん ねぎ さやいんげん チングンサイ もやし もも	
4	火	ごはん 牛乳 あげぎょうざ（2こ） まぼうさき きりはしだいこんのはりはりづけ アーモンドいりこざかな	ごはん アーモンド ごま こむぎこ しょくぶつゆ さとう でんぶん	牛乳 ぶたにく えび こんぶ うすみなまめ とりにく かたくちいし	キヤペツ にんじん はくさい にら にんにく たまねぎ たけのこ しょうが きりはしだいこん	うずらの卵 を吸って育 べます
5	水	しょくパン いちごジャム 牛乳 おはまやき （しお・こしょう） コーン入りサラダ（ようふうドレッシング） しろいんげんまめのポタージュ	パン ジャム じゃがいも しょくぶつゆ	牛乳 とうふ とりにく しろいんげんまめ チーズ だっしゅんにゅう クリーム	たまねぎ にんじん どうろこし キヤペツ きゅうり	
6	木	ごはん 牛乳 マーボーどうふ さつまいもロコロッタ たまごスープ ミニトマト（2こ）	ごはん さつまいも パン こむぎこ しょくぶつゆ さとう でんぶん はるさめ ごま マーガリン じゃがいも	牛乳 とうふ ぶたにく とりにく とまご みそ	にんじん たまねぎ ねぎ ほししいたけ しょうが にんにく はくさい にら ミニトマト もやし	
7	金	小チーズパン 牛乳 カレーラゾン とりにくのたつたあげ わかれサラダ（ちゅうなかドレッシング） れいとうりんご	トトぶつゆ	チーズ 牛乳 とりにく ぶたにく	にんじん ねぎ たまねぎ きゅうり にんにく にんじん	
<p>お子様と一緒に除去する献立名と食品にチェックを してください。</p> <p>(*マーカーで印を付ける *丸で囲む 等)</p>						
24	月	ごはん 牛乳 かつおのご しなくちとこんにゃくのビリカ こんさいじる ももゼリー				
25	火	むぎごはん ふりかけ 牛乳 ぶたにくとカシューなッツの キャベツのちゅうあえ バ				
26	水	ココアパン 牛乳 とうふハンバーグのケチャップ リスかけ オニオンドレッシングサラダ マカロニといいのスープ ヨーグ	パン バンこ さとう マカロニ	牛乳 とうふ たら れりにく かま	にんじん たまねぎ セロリー どうろこし	
27	木	ごはん 牛乳 いかのさらさあげ がんもどきのふくめに りきゅう グレープフルーツ				
28	金	しょくパン ブルーベリージャム あじフライ（ソース） じゃがいも コールスロー（ようふうドレッシング オレンジ				
<p>確認したという印を押して、学校へ提出してください。</p> <p>確認書は、学校で保管し、保護者にコピーしたものをお返し いたします。</p>						
仙台市立〇〇学校長 様						
〇月の除去食品及び献立は、上記のとおりです。						
平成〇年〇月〇日			〇年〇組 児童生徒名			
保護者名 						

(センター対象校用)

【例2】献立確認書 センター対象校用

◎基準食から本人が、アレルギーの原因となる食品を除去する。代替食を持参する場合もある。

(アレルギーの程度)

アレルギーの原因となる食品は、卵。加工食品等に混入しているものは食べられない。

(アレルギーの原因となる食品の保護者のチェック方法)

保護者は、献立確認書を学校からもらい、除去する献立名と食品にチェックを入れる。
代替食を持参する場合は、その旨を記す。

* 「食物アレルギー対応食等実施申請書（様式3-1,3-2）」において、詳細献立表や成分表の配付希望がある。

(保護者との面談等での確認内容)

面談では、診断書や食事指示書を基に次のようなことを確認している。

- ・主食の代替食の提供は行っていないため、卵使用の主食の場合は持参する。
- ・代替食の提供を行っていないため、おかずを持参する場合もある。

平成〇年度		〇月 献立確認書			例 19日 月の日	仙台市〇〇校給食センター
小学校	ブロック	〇〇小〇〇小〇〇小 〇〇小〇〇小	〇〇小〇〇小〇〇小 〇〇小〇〇小	〇〇小〇〇小〇〇小 〇〇小〇〇小	〇〇小〇〇小〇〇小 〇〇小〇〇小	〇〇小〇〇小〇〇小 〇〇小〇〇小
日	曜日	こんだてめい		おもなしきひんとはたらき		家庭から
3	月	むぎごはん 牛乳 わかさぎフリッター（2ほん） とうふとぶたにくのみそいため チキンサイのスープ もものかんづめ		さとうでんぶん こめこ しょくぶつゆ ごま	おきあみ あおさ とうふ ぶたにく ベーコン みそ	さやいんげん やし もも
4	火	ごはん 牛乳 あげぎょうざ（2こ） ほっほううさ きりぼしだいこんのはりはりづけ アーモンドいりこさかな		ごはん アーモンド ごま こむぎこ しょくぶつゆ さとう でんぶん	牛乳 ぶたにく えび こんぶ キャベツ とうふ とりにく にんじん たまねぎ	キャベツ にんじん はくさい にら にんにく たまねぎ たけのこ しょうが きりぼしだいこん
5	水	しょくパン いちごジャム 牛乳 めだやき（しお・こしょう） コーン入りサラダ（ようふうドレッシング） しろいんげんまめのポタージュ		パン ジャム じゃがいも しょくぶつゆ	牛乳 たまねぎ とりにく しろいんげんまめ チーズ せんべい にんじん カリーパン	たまねぎ にんじん とうもろこし キャベツ きゅうり
6	木	ごはん 牛乳 マーボーどうふ さつまいもロコッケ たまごスースー ^{ミニトマト（2こ）}				持参
7	金	小チーズパン 牛乳 カレーうどん とりにくのたつたあげ わかめサラダ（ちゅううかドレッシング） れいとうりんご				
10		ごはん あじつけのり 生卵				
24	月	ごはん 牛乳 かつおのごまみそ しなちくとこにんにゃくのビリからいた こんさいじる ももゼリー				
25	火	むぎごはん ふりかけ 牛乳 ぶたにくとカシューナッツのいため キャベツのちゅうあかえ バインアッパー				
26	水	ココアパン 牛乳 とうふハンバーグのチキンアーモンド オニオンドレッシングサラダ マカロニとやさいのスープ ヨーグルト		パン ハンこ さとう マカロニ しょくぶつゆ マーガリン	とうふ たら とりにく にんじん ベーコン ヨーグルト	にんじん たまねぎ セロリー とうもろこし だいこん きゅうり えだまめ
27	木	ごはん 牛乳 いかのさらさあげ がんもどきのふくめにりきゅうじる グレーフフルーツ		ごはん でんぶん さとう しょくぶつゆ ごま	牛乳 いか みそ がんもどき こんぶ	ごぼう だいこん にんじん しめじ ほししいたけ ねぎ グレープフルーツ
28	金	しょくパン ブルーベリージャム 牛乳 あじフライ（ソース） じゃがいものスープに コールスロー（ようふうドレッシング） オレンジ		パン ジャム ハンこ こむぎこ しょくぶつゆ じゃがいも	牛乳 あじ ベーコン	にんじん とうもろこし たまねぎ バセリ キャベツ きゅうり オレンジ
仙台市立〇〇学校長 様						
〇月の除去食品及び献立は、上記のとおりです。						
平成〇年〇月〇日			〇年〇組 児童生徒名			
保護者名 印						

(センター対象校用)

【例3】食物アレルギー対応食提供 確認表兼承諾書 (野村センター校・高砂センター校用)

野村センター・高砂センターにおいて、食物アレルギー対応食の提供を受けている児童生徒。

平成〇年度〇月分

〇〇学校給食センター食物アレルギー対応食予定献立個人別選択確認表
兼食物アレルギー等対応食提供事業実施承諾書

仙台市立〇〇〇〇学校

〇年〇組

氏名

〇〇〇〇様

(牛乳停止)

日	曜	主 食	牛乳	お か ず	備考
1	水	背割りコッペパン	×	ウインナーソーセージのトマトソースかけ いんげん豆サラダ キャロットボタージュ グレープフルーツ1/6	
2	木	麦ごはん	×	焼きのり かぼちゃコロッケ 野菜の中華和え 鶏肉とたまねぎの煮物	
3	金	白飯	×	わかめふりかけ(手作り) さわらのカレー風味揚げ もやしのソテー いもの汁(豆腐抜き) バインアップル(缶)	
6	月	食パン	×	チョコレートクリーム あじのピザソースかけ わかめサラダ じやがいものスープ	
7	火	しそごはん	×	ぐしカツ パンサンダー 五目スープ 黄桃缶	
8	水	米粉フォカッチャ	×	フライドポテト キーマカレー コンソメスープ フルーツゼリー(オレンジ)	
9	木	白飯	×	さんまの塩ぶり焼き 甘酢和え じやがいもと大根のそぼろ煮 なし(1/6)	
10	金	麦ごはん	×	焼きのり さつまいもの天ぷら おひたし すきやき(豆腐抜き)	
16	木	コッペパン	×	りんごジャム(低糖度) ししゃもの唐揚げ(カレー風味) ひよこ豆とコーンのソテー(枝豆抜き) ポルシチ	
17	金	白飯	×	豚肉のしょうが焼き 小松菜とひじきのナムル さつま汁 みかん	
20	月	ツイストパン	×	たらフリッター じやがいものクリーム煮 鶏肉と野菜のスープ グレープフルーツ1/6	
21	火	わかめごはん	×	赤魚の竜田揚げ 野菜のからし和え 沢煮椀 洋なしのシロップづけ	
22	水	麦ごはん	×	コーンポテト ポークカレー 大根サラダ	
23	木	食パン	×	はちみつ フライドパンブキン 鶏肉とひよこ豆のトマト煮 ニヨンキときのこのスープ	
24	金	白飯	×	ししゃもフライ ピーフンサラダ マーボ春雨 みかん	
27	月	丸パン	×	ブルーベリージャム 豆腐ハンバーグのトマトソースかけ チンゲンサイとコーンのサラダ パンプキンボタージュ	
28	火	白飯	×	しそごはんのもと チキンみそかつ キャベツときゅうりの即席漬 肉団子入りわかめスープ りんご(1/6)	
29	水	白飯	×	さわらの磯部揚げ きのこの五目煮(きのこのご飯の具) 豚汁(豆腐抜き)	
30	木	小米粉玄米ハニーパン	×	蒸ししゅうまい(グリンピース) フルーツミックス 上海風焼きそば 炒り小魚	
31	金	白飯	×	かつおのオーロラソースかけ わかめときゅうりのしょうが和え 肉じゃが みかん	

・上記の献立について、詳細献立表及び食品成分表をご確認の上、変更がある場合には、備考欄にその旨をご記入の上、至急TELまたはFAXにてご連絡願います。また、本表のまま実施してよろしい場合にも、TELまたはFAXにてご連絡の後、実施承諾書欄に必要事項をご記入の上ご署名、捺印し、学校を通して〇〇学校給食センターへ提出願います。

平成 年 月 日

仙台市立〇〇〇〇学校長様

・〇月分 食物アレルギー対応食予定献立については、上記確認表のとおりとすることについて承諾いたします。

保護者名

印

センター確認印

食物アレルギー児童生徒 面談等記録表

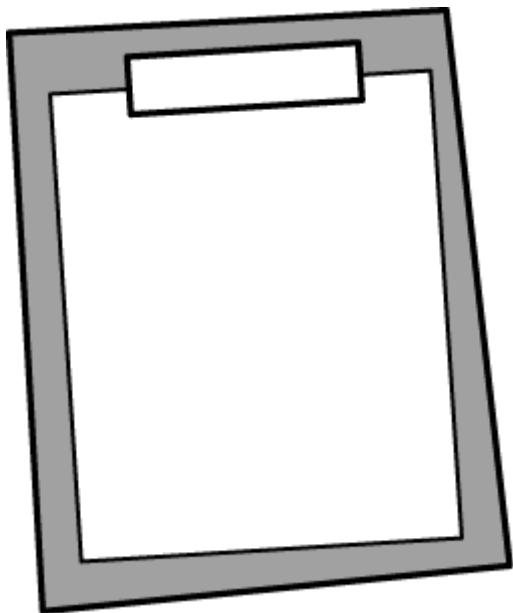
年 組	氏名	男・女	※食物アレルギー調査表等と一緒に綴じて保管				
除去食品及び学校給食での除去食・代替食の内容							
除去食品							
年月日	保護者との面談記録・連絡事項	学校での対応	校長印	教頭印	養護教諭印	栄養教諭等印	担任印

資料

各対応の資料

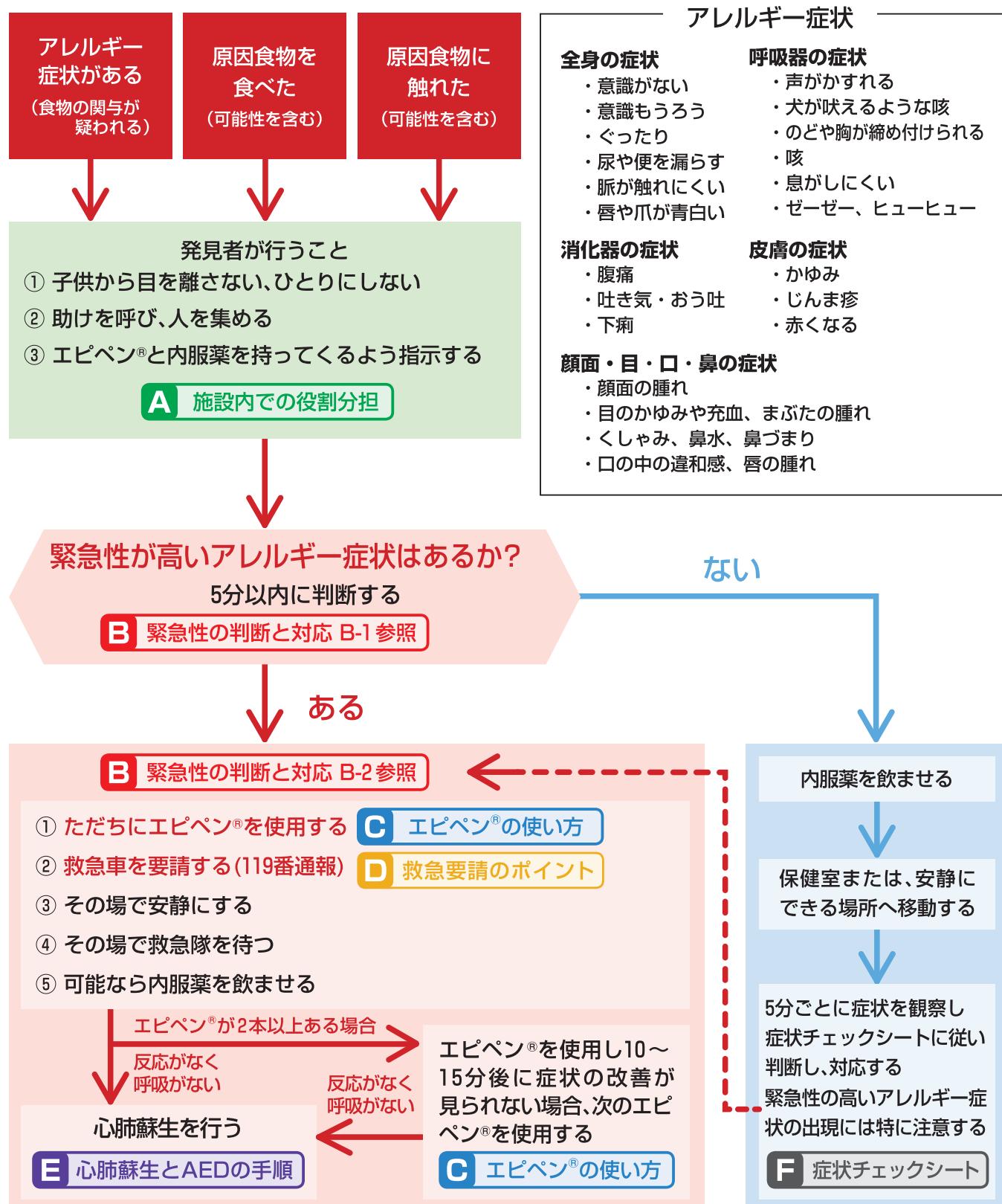
○「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」

○ Q&A 集



食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

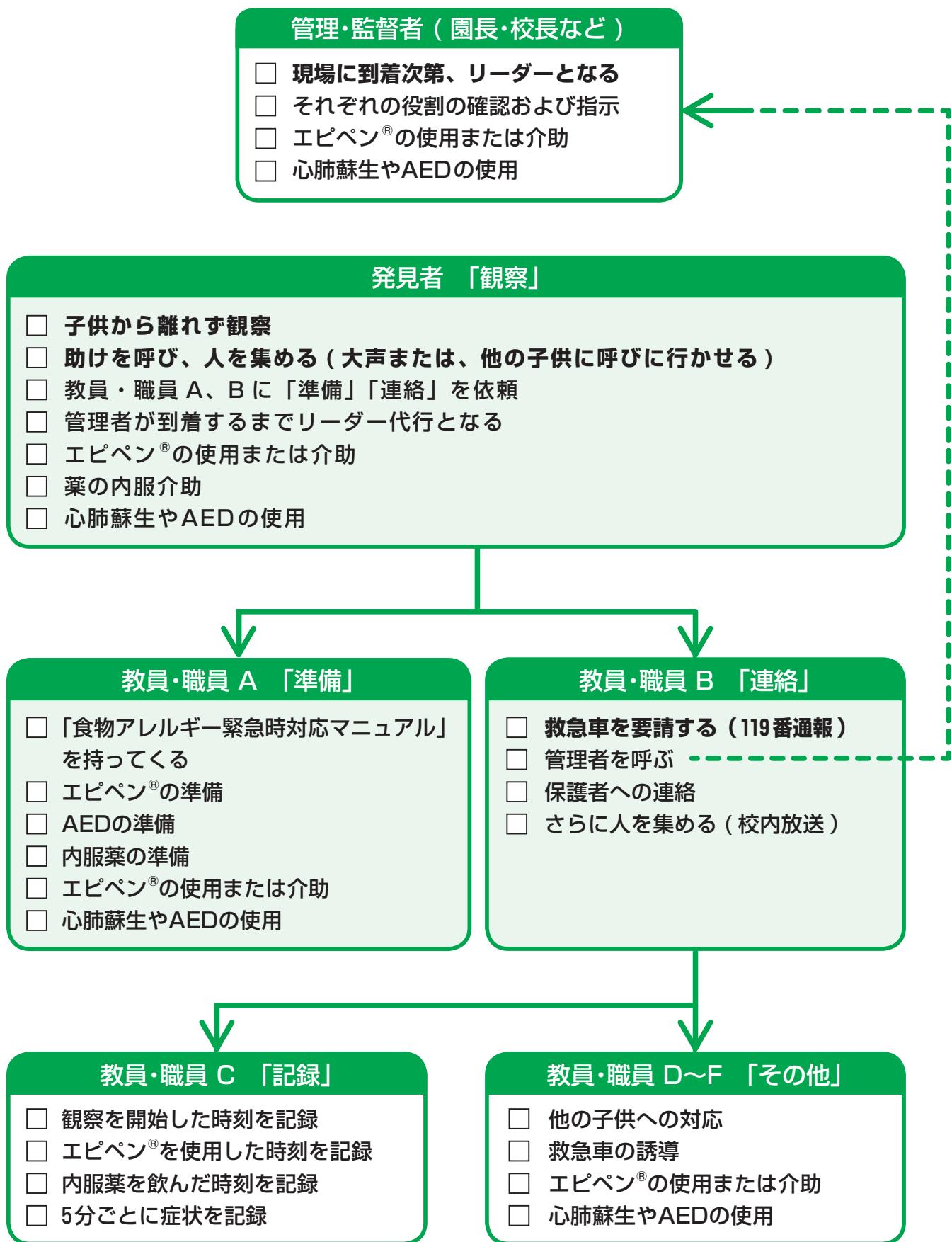


平成26年10月版

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいため不規則
- 脣や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかかれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① ただちにエピペン[®]を使用する！

→ **C エピペン[®]の使い方**

- ② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D 救急要請のポイント**

- ③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

- ④ その場で救急隊を待つ

- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン[®]を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E 心肺蘇生とAEDの手順**

内服薬を飲ませる



保健室または、安静にできる場所へ移動する



5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中（Ⓐ）よりやや外側に注射する

仰向けの場合



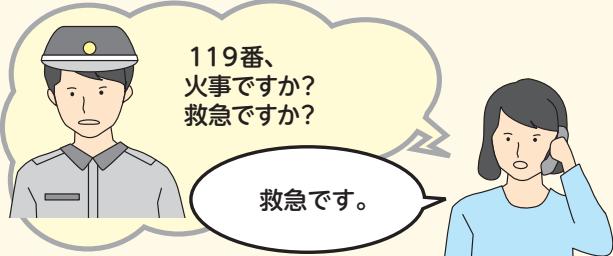
座位の場合



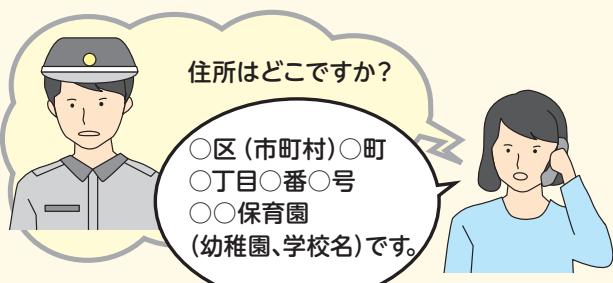
D

救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

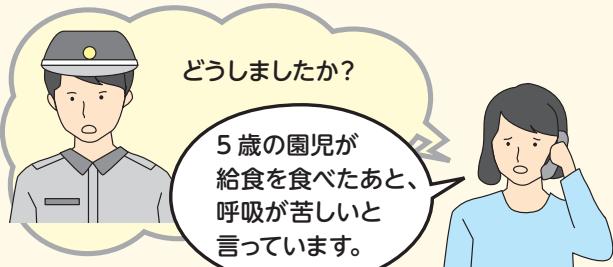


①救急であることを伝える



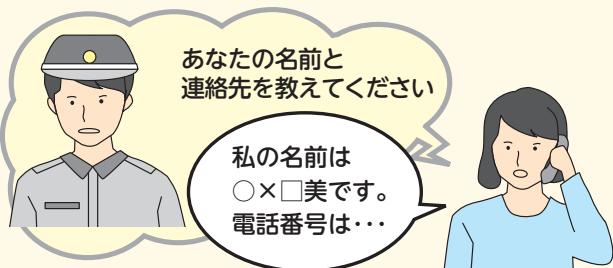
②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

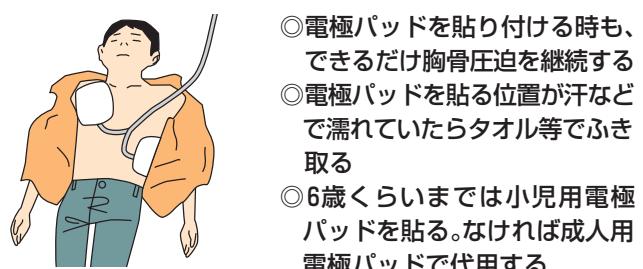
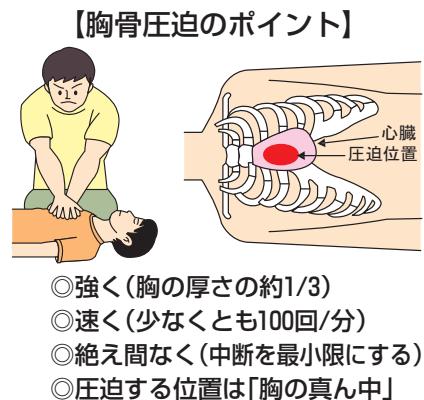
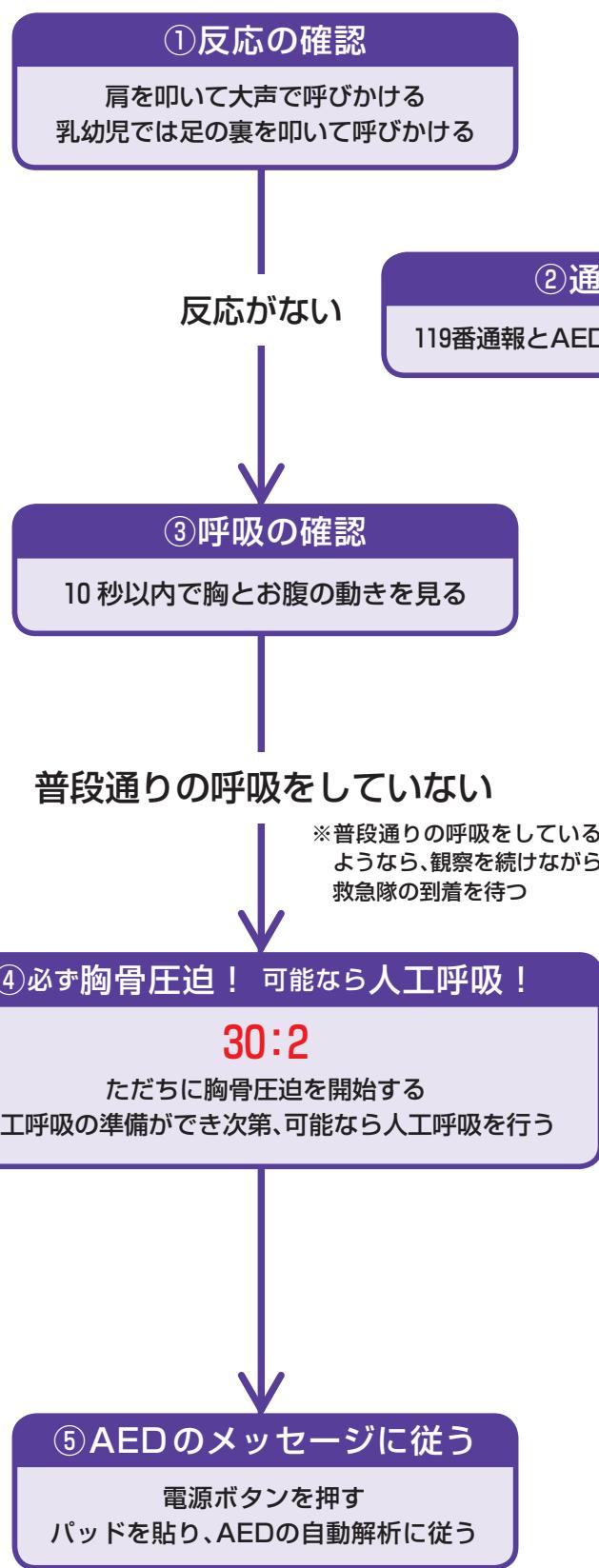
※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



F

症状チェックシート

- ◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいや不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回の嘔吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が

1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。仙台市等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン* を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「食物アレルギー対応の手引2014」（平成26年 仙台市教育委員会発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年 財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは 仙台市教育委員会→学校給食について→食物アレルギー (<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/kenko-k/arerugi-tebiki.html/>) よりダウンロードできます。



【監修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会

【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科

東京消防庁・東京都教育委員会

【発行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課

【問合せ先】 仙台市教育委員会 健康教育課

電話 022(214)8868

(この冊子は、東京都の許諾を得て作成しています。)

食物アレルギーQ & A

Q
01

「学校生活管理指導表」とは、何ですか？

A :

アレルギー疾患の児童生徒への取り組みを進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。その一つの手段として、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）が、文部科学省より平成20年に作成されました。「学校生活管理指導表」とは、その中で示されている様式で、アレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通して学校に提出されるものです。

端的に言えば、「診断書」に代わるものです。

Q
02

すでに学校へ「診断書・食事指示書」を提出しているのですが、新たに「学校生活管理指導表」を提出するのですか？

A :

すでに「診断書・食事指示書」を学校へ提出している保護者の方は新たに「学校生活管理指導表」を病院でとる必要はありません。また、他都市からの転入生等が「学校生活管理指導表」を持参した場合は、診断書になりますので仙台市の「診断書・食事指示書」の提出の必要はありません。

保護者は、病院を定期的に受診し、食物アレルギーの原因となる食品や症状などを確認するようにします。学校は保護者より、最新の情報を受け、対応を保護者とともに確認するようにします。

なお、中学校入学の際には、新しく診断書をとりなおしてもらいます。

仙台市では、文部科学省よりガイドラインが示される以前より、保護者からの「食物アレルギー個人調査票」の提出と医師による「診断書・食事指示書」をもとに、アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの原因となる食品や主な症状、対応の仕方について、医師・保護者・学校とが情報を共有しながら、児童生徒の対応に当たってきました。

今回の手引の様式の中には、「学校生活管理指導表」を示しておりませんが、平成26年度中に文部科学省より、「学校生活管理指導表」の使い方等を含めたマニュアルが示される予定です。その動きを注視しながら、保護者や教職員が混乱のないように、診断書の様式について医師会と連携を図りながら、決めていきます。

Q
O 3

食物アレルギーの既往のない子が、食物アレルギーの症状を起こすことはあるのですか？

A :

食物アレルギーの既往のない児童生徒が、食後の運動や部活動等の運動により、じんましんが出たり、嘔吐したりするなどの症状があらわれ、緊急搬送されるなどのケースもあります。食後や部活動の際には、児童生徒の体調管理を十分に行うことが大切です。

食物アレルギーは、成長するにつれて、食べることのできるようになる食品も増える一方、今まで普通に食べていた食品に急に食物アレルギー症状を起こすことがあります。学校では、常に最新の情報を保護者からいただくようにします。

Q
O 4

アナフィラキシーとは、何ですか？

A :

アナフィラキシーとは、アレルギーの原因物質に触れる、あるいは食べたり、飲んだりした後に、数分から数時間以内に複数の臓器や全身にあらわれる激しい急性のアレルギー反応です。

アナフィラキシーによって血圧の低下や意識障害などを引き起こし、ショック状態に至ることがあり（アナフィラキシーショック），場合によっては、生命を脅かすことがあります。

Q
O 5

食物依存性運動誘発アナフィラキシーの既往歴がある場合、どのような注意が必要ですか？

A :

食物依存性運動誘発アナフィラキシーとは、原因となる食品を食べた後に運動することで症状が誘発されるものです。主なアレルゲンは、小麦、甲殻類で、解熱鎮痛剤が発症に関与する場合があります。もし症状が起きたときには一刻も早く医師を受診することが必要です。

学校は、保護者と児童（生徒）の症状について十分に情報の共有を図り、医師の診断をもとに食後の体調管理について（昼休みの過ごし方や体育、部活動など）、確認をするようにします。

Q
06

乳や生卵でアレルギーがあっても、加熱すると口にすることができるということがあるのでしょうか？

A :

食物は抗原（アレルゲン）としてはたらく際、その食物のたんぱく質の構造と分子量が重要な要素になります。食物によって、熱を加えるとたんぱく質の構造が変化（変性）して抗原性を消失することが分かっています。例えば、加熱処理すると卵のアレルゲン性は低下し、食べることができるようになる場合があります。ただし、アレルギー症状の個人差や加熱の状況によりますので、注意が必要です。

牛乳は、加熱によってアレルゲンの低下が全く起こらないので、加熱しても飲むことのできないのがほとんどです。

Q
07

鶏卵アレルギーのある人は、鶏肉や魚卵（たらこ、いくらなど）も食べられませんか？

A :

鶏卵アレルギーは小児ではもっとも多い食物アレルギーです。症状も皮膚、消化器、呼吸器などにみられ、ときに激しい症状を起こします。

鶏卵とは鶏の卵ですので、共通抗原を持っていると考えられますが微量です。

まれに、鶏卵アレルギーのある人で鶏肉のアレルギーの人もいますが、多くの鶏卵アレルギーの人は鶏肉を食べることができます。

一方、魚卵と鶏卵は同じ「卵」でもアレルゲン性は異なります。

いくらは、即時型反応を起こすことがありますので、注意が必要です。

Q
08

そばやピーナッツアレルギーの場合、症状が重くなることがあると聞いたのですが本当ですか？

A :

そばやピーナッツによるアレルギーは、症状としては喘息発作やときにはアナフィラキシーなど重症となる場合があります。

そばアレルギーを有する児童が、そば屋でラーメンを食べたところ、喘息の発作がはじまった例があります。理由は、そば屋がラーメンを日本そばのゆで汁で調理しており、微量のそば粉が含まれていたからです。そばアレルギーはごく少量のそば粉でも十分に症状を起こします。そばを食べた父親の吐く息で子供が発作を起こした例もあります。

そばアレルギーとピーナッツ（落花生）アレルギーは、注意すべき食物アレルギーと考えられます。

Q
09

調味料の中に入っている乳糖はアレルギーの原因となりますか。また、乳化剤は乳製品ですか？

A :

乳糖は、乳の中にだけ含まれている糖のことをいいます。グルコースとガラクトースという糖が結合した構造をしています。乳糖には、微量に乳のたんぱく質が含まれます。非常にまれではありますが、牛乳アレルギーを有する人が摂取するとアレルギー症状を起こすことがあります。

乳化剤は混ざりにくく、そのままでは分離してしまう「水」と「油」を一様に分散させる働きのある食品添加物のことです。なぜ乳化剤と呼ぶかというと、水と油をこの乳化剤を使って一様に分散させると白く濁り、その状態が牛乳などとよく似ているためです。したがって、乳化剤は乳製品の一種ではないので、乳アレルギーの心配をする必要がありません。

Q
10

コンタミネーション（微量混入）とは何ですか？

A :

コンタミネーションとは、食品を製造する際に、機械や器具からアレルゲン（アレルギーを起こす物質）が意図せず混入することです。食品製造者は、他の製品に用いた原材料中のアレルギー物質が製造ライン上に混入しないよう当該ラインを十分に洗浄したり、アレルギー物質を含まない食品から順に製造したり、可能な限り専用器具を使用する等、コンタミネーション防止対策の徹底を図っていますが、それで起こす可能性がある場合には注意喚起を表示するようになっています。

Q
11

加工助剤とはどのようなものですか？

A :

食品の製造過程で使用するろ過剤のように、食品と接触はするものの、最終製品の成分とならないものが、加工助剤と呼ばれる食品添加物です。最終製品には残らないとはいえ、加工の途中で食品に触れることから、加工助剤の中に特定原材料が含まれていてそれが食品に移行したら大変です。食品成分表等で確実に確認するようにします。

Q
12

キャリーオーバーとは何ですか？

A :

材料として使われた加工品に含まれている添加物のことで、特定原材料7品目について、アレルギー表示の対象となります。

（例）クッキーを作るときに使用されたマーガリンに含まれる「乳化剤」の原料として卵が使われていた場合、アレルギー表示の対象となります。

お わ り に

「食物アレルギー対応の手引」が改訂され、6年が経ちました。この間、仙台市では、野村学校給食センターと高砂学校給食センターを新設し、アレルギー対応の専用調理室を設け、食物アレルギー対応食の提供を行ってきました。

手引の改定後も、年々増加する食物アレルギーを有する児童生徒への適切な対応と、より安全な給食提供を行うため留意点をまとめた「食物アレルギー対応資料 vol.1」を各学校に配布し、誤配誤食の防止や緊急時の対応を示した「食物アレルギー対応資料 vol.2」を配布し、教職員が食物アレルギーへの正しい知識を持ち、理解を深めて対応できるよう進めてまいりました。

今回、これら食物アレルギーに対する対応の手引と資料を包括し、具体例を入れて見て分かりやすい『食物アレルギー対応の手引 2014』を発行しました。

各学校においては、本手引を活用しながら食物アレルギーへの対応がさらに着実に進められ、対象児童生徒や周りの児童生徒へも適切な指導がなお一層行われることを期待いたします。

平成26年10月

< 参考文献等 >

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 日本学校保健会 平成20年

「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの栄養指導の手引き 2011」 相模原病院 今井孝成

「よくわかる食物アレルギーの基礎知識 2012 改訂版」 環境再生保全機構

「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」 環境再生保全機構

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 東京都健康安全研究センター 2013年7月版

「災害時の子どものアレルギー疾患対応パンフレット」日本小児アレルギー学会 平成22年

「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編」 日本学校保健会 2005年

「食物アレルギー診療ガイドライン 2012」ダイジェスト版 日本小児アレルギー学会 食物アレルギー委員会

「加工食品のアレルギー表示」 厚生労働省 平成20年4月改訂版

「小児の食物アレルギーQ&A」 海老澤元宏 「健康増進のしおり 2004」 日本栄養士会

「食物アレルギーと上手につきあう 1 2 のかぎ」 東京都衛生局

「食物アレルギーによるアナフィラキシーの予防と治療(併せて含む)」 三浦克志, 今井孝成, 小田島安平 「アレルギー科 16(6)」

「食物アレルギーへの対応について」 森川みき

「エピペンの使い方かんたんガイドブック」 ファイザー株式会社

「アナフィラキシーってなあに? Q&A」 ファイザー株式会社

「食に関する指導の手引」(改訂版)

仙台市教育委員会

監修

宮城県立こども病院 総合診療科 部長 三浦 克志
森川小児科アレルギー科クリニック 院長 森川 みき

「食物アレルギー対応の手引 2014」改訂委員

仙台市立東六番丁小学校	校長（委員長）	小野 順
仙台市立東四郎丸小学校	教頭（副委員長）	佐々木 賢哉
仙台市立八幡小学校	養護教諭	高橋 美知
仙台市立寺岡中学校	養護教諭	坂田 香保理
仙台市立川平小学校	栄養教諭	阿部 真由美
仙台市立七北田小学校（野村学校給食センター）	栄養教諭	齋藤 ミユキ
仙台市立岩切小学校	学校栄養職員	相澤 あゆ子
仙台市立高森中学校	学校栄養職員	千葉 幸代

事務局 … 仙台市教育委員会 総務企画部 健康教育課

課長	清水 義明	主幹兼主任指導主事	八島 均
給食運営係長	渡辺 正文	主査	大垣 聰子
指導主事	松本 宏子	指導主事	平野 明恵美
指導主事	小原 貴之	栄養士	加藤 弥生
栄養士	舟山 寛子	嘱託職員	千葉 冷子

食物アレルギー対応の手引 2014

食物アレルギーを正しく理解し、適切に対応するために

平成 26 年 10 月 発行

発行 仙台市教育委員会

仙台市青葉区一番町四丁目 1 番 25 号

東二番丁スクエア 2F

TEL : 022 (214) 8868 (代)

印刷所 有限会社 サト一孔版印刷

